

平成 19 年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成 19 年 2 月 28 日～3 月 6 日

場 所 第 5 委員会室

平成 19 年 2 月 28 日（水曜日）

得事業特別会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 0 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成 19 年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 7 号 平成 19 年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 19 年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 19 年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 19 年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 19 年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 23 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 42 号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第 43 号 平成 18 年度宮崎県一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 47 号 平成 18 年度宮崎県小規模企業者設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 48 号 平成 18 年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 49 号 平成 18 年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 52 号 平成 18 年度宮崎県公共用地取

- 議案第 53 号 平成 18 年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 54 号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 62 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 63 号 工事請負契約の締結について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・「みやざきフラワーフェスタ 2007」について
 - ・「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」について
 - ・国道 448 号串間市小崎地区の災害関連事業について

出席委員（9 人）

委 員 長	黒 木 覚 市
副 委 員 長	中 野 廣 明
委 員	植 野 守
委 員	坂 口 博 美
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	濱 砂 守
委 員	横 田 照 夫
委 員	長 友 安 弘
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 落 合 兼 久

商工観光労働部次長
（商工担当） 大野 俊 郎

商工観光労働部次長
（観光・労働担当） 宮 永 博 美

部参事兼商工政策課長 河 野 富二喜

新産業支援課長 矢 野 好 孝

企業立地対策監 吉 田 親 志

地域産業振興課長 矢 野 次 孝

部参事兼経営金融課長 中 武 賢 藏

観光・リゾート課長 松 原 英 憲

労働政策課長 西 盾 夫

地域雇用対策監 西 野 博 之

工業技術センター所長 濱 砂 公 一

食品開発センター所長 柏 田 雅 徳

県立産業技術専門校長 坂 口 正 紀

施設保全対策監 藤 原 憲 一
高速道対策局次長 舟 田 宏

労働委員会事務局

事務局 長 高 山 幹 男
調整審査課長 持 原 道 雄
調整審査課長補佐 椎 重 明

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田 中 浩 輔
議事課主任主事 今 村 左 千 夫

土 木 部

土 木 部 長 野 口 宏 一

土 木 部 次 長
（ 総 括 ） 久 保 哲 博

土 木 部 次 長
（都市計画・建築担当） 河 野 強

部参事兼管理課長 後 藤 厚 一

用地対策課長 小 野 健 一

技術検査課長 郷 田 五 男

道路建設課長兼
道路保全課長 荒 川 孝 成

河 川 課 長 児 玉 宏 紀

ダム対策監 新 田 省 策

砂防課長 児 玉 幸 二

港湾課長 河 野 大 樹

空港・ポート
セールス対策監 立 脇 政 利

都市計画課長 藤 村 直 樹

公園下水道課長 富 高 康 夫

建築住宅課長 江 川 雅 俊

営繕課長 藤 山 登

○黒木委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程及び審査方法についてであります。

お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」を配付しておりますので、ごらんください。日程では、本日からあすにかけて、補正予算関係議案、そのほかの報告事項等について各部局ごとに審査を行い、3日目以降、当初予算関係議案について審査を行うことといたしております。

なお、当初予算について、商工観光労働部及び土木部説明及び質疑は、「委員会審査の進め方（案）」のとおり、3課から5課、局ごとに行いたいと考えております。総括質疑の時間は特に設けておりませんので、各グループごとの説明終了後、十分に審議を尽くしていただくようお願いいたします。

また、採決につきましては、すべての質疑が終了した後に行うことといたしております。

今回の委員会日程及び審査方法については以上ですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 4 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、そのように決定いたします。
執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 4 分休憩

午前 10 時 5 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 おはようございます。
きょうはよろしくお願いいたします。

きょう、平成 18 年度の 2 月補正予算に関する議案としまして 4 件ほど、また、報告事項としまして、「みやぎきフラワーフェスタ 2007」の 1 件について御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に委員会資料、薄っぺらな 2 枚の分を配付しておりますが、その 1 ページから 2 ページをごらんいただきたいと思います。今回提案しております議案について、商工観光労働部関係を抜粋したものでございます。まず、議案第 43 号「平成 18 年度宮崎県一般会計補正予算」、それから議案第 47 号から 49 号までの 3 件は、当部で所管しております特別会計の補正予算であります。

2 ページでございますが、参考として「歳出予算総括表」を記載いたしております。一番最後のところでございます。一般会計が 2 億 7,891 万

円減の 432 億 4,299 万円、特別会計が 3,553 万 2,000 円減の 13 億 3,537 万 2,000 円となっております。一般会計、特別会計を合わせました補正後の部全体の平成 18 年度予算額は、445 億 7,836 万 2,000 円となります。

それでは、議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○河野商工政策課長 それでは、商工政策課の平成 18 年度 2 月補正予算について御説明をいたします。

お手元の「平成 18 年度 2 月補正歳出予算説明資料」の「商工政策課」のインデックスのところ、ページで申しますと 207 ページをお開きください。今回の補正額は、698 万 7,000 円の減額補正でございます。補正後の予算額は、右から 3 番目の欄でございますけれども、4 億 1,873 万 2,000 円となります。

それでは、補正予算内容の主なものについて御説明をいたします。

209 ページをお開きください。下から 5 段目の(目)商業振興費(事項)地場企業振興対策事業費 107 万 9,000 円の減額でございます。これは、本県の地場企業を取り巻く環境を迅速、的確に把握するとともに、活力ある地場企業の育成を図ることに要する経費でございますが、諸経費の節減、事務の効率化を図ったことなどによる減額でございます。

次に、その下の欄、(目)物産あつ旋所費(事項)物産観光あつ旋所費 88 万 5,000 円の減額と、次の 210 ページでございますけれども、上から 3 段目の(目)計量検定費(事項)計量検定所費 66 万 7,000 円の減額でございますが、これは、いずれも、諸経費の節減、事務の効率化を図ったことなどによる減額でございます。

商工政策課分は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の2月補正についてであります。新産業支援課は211ページからでございます。お開きをお願いいたします。お手元の歳出予算説明資料の211ページ、新産業支援課の2月補正は、一番上の行の一番左の補正額欄をごらんいただきたいと思いますが、3,165万1,000円の減額でございます。補正後の予算額は、右から3つ目の欄に書いておりますが、40億1,237万2,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

次に、213ページをお開きください。中ほどにお進みいただきまして、(目)工鉦業振興費で474万3,000円の減額でございます。それから、その下の(事項)工業振興対策費で1,248万4,000円の減額となっております。主な内容としましては、そこに掲げております1の財団法人宮崎県産業支援財団創業支援等事業でございまして、1,248万4,000円の減額をお願いしております。これは、産業支援財団の運営費及びこの事業の中で実施しております中小企業の高度技術開発等への融資事業の確定等によります減額補正をするものでございます。

次に、すぐその下の(事項)産学公連携新技術実用化共同研究推進事業費74万6,000円の減額、その下の(事項)新事業創出環境整備事業費の348万5,000円の減額、それから、一番下の行から次のページにまたがりませんが、技術振興対策費の825万5,000円の減額、それから、214ページに移っていただきまして、(事項)機械技術センター運営事業費140万6,000円の減額、それから、次の(事項)情報関連人材育成事業費3,000円の減額がありますが、これらは、いずれも、事業費の確定及び執行残に伴って減額

補正するものでございます。

次に、214ページの中ほどから少し下の方に(事項)企業立地基盤整備等対策費で1,134万9,000円の減額があります。減額の主な理由は、宮崎フリーウェイ工業団地の基盤整備に対する補助金の実績がなかったことに伴いまして減額するものでございます。

次に、一番下の行の(事項)企業立地促進等対策費で3,298万5,000円の増額でございます。主な理由としましては、次の215ページの一番上の枠の中の4、企業立地促進補助金の増額でございます。これは、企業立地の初期投資の軽減を図るための補助金でございまして、近年の好調な企業立地を背景に、当初の見込みを上回ったこと等による増額でございます。

次に、すぐ下の(目)工業試験場費で791万8,000円の減額でございます。これは、いずれも、節減などの執行残に伴って減額補正するものでございます。

新産業支援課は以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 地域産業振興課の2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の217ページをお願いいたします。当課でお願いしておりますのは、補正額3,063万5,000円の減額でございます。補正後の額は、7億7,786万8,000円となります。

補正予算の主な内容について御説明をいたしますが、219ページをお願いいたします。中ほどより下の(目)商業振興費の(事項)中小商業活性化事業費186万2,000円の減額でございます。これは、1の地域商業づくり総合支援事業、これは市町村に対する補助事業でございしますが、この事業費確定に伴う減額でございます。

それから、次のページですが、220ページを

お願いいたします。(事項)運輸事業振興助成費 452 万 9,000 円の減額でございます。これは、宮崎県バス協会及びトラック協会に対する運輸事業振興助成交付金の算出基礎データの確定に伴いまして、1 にあります宮崎県バス協会につきましては、10 万 9,000 円を増額、2 の宮崎県トラック協会につきましては、463 万 8,000 円を減額するものでございます。

次の(目)貿易振興費(事項)貿易促進費 381 万 1,000 円の増額でございます。この内訳の主なものは、2 の海外交流駐在員設置事業におきまして、ソウル事務所の設置運営経費に関しまして、円安ウォン高が急伸いたしまして為替差損が生じまして、その補てんが必要になったことに伴いまして、委託料の増額が生じたものでございます。

次の(目)物産あつ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費 1,360 万 6,000 円の減額でございます。これは、1 の販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金の人件費相当額の算定に伴う 933 万 3,000 円の減額と、それから2 の県産品振興事業の新宿みやざき館借り上げ料の確定等に伴う 427 万 3,000 円の減額でございます。

次に、221 ページをお開きください。最後の項欄であります(目)工鉱業振興費の中の(事項)鉱業資源対策費 845 万 4,000 円の減額でございます。これは、主に2 の休廃止鉱山鉱害対策費の補助金の減額でございます。美郷町の休廃止鉱山及び高千穂町の旧土呂久鉱山の鉱害対策事業の国庫補助決定に伴いまして、797 万 6,000 円を減額するものでございます。

地域産業振興課分は以上でございます。

○中武経営金融課長 経営金融課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 223 ページでござ

います。今回の補正は、一般会計、特別会計を合わせまして1億 929 万 3,000 円の減額でございます。補正後の予算額は、371 億 2,509 万 7,000 円となります。

それでは、初めに、一般会計について御説明いたします。225 ページをお開きください。当課の一般会計の補正額は、7,376 万 1,000 円の減額でございます。補正後の予算額は、361 億 2,136 万 7,000 円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

まず、初めの(事項)中小企業金融対策費 3,488 万 2,000 円の減額でございます。減額の主なものとしましては、県中小企業融資制度におきまして、信用保証協会が利用者に対して保証料を軽減した分を協会へ補助金として交付しております中小企業金融円滑化補助金について、実績が当初見込みより少なかったことから、1,206 万 4,000 円を減額し、また、代位弁済によって生じた協会の損失分を補償する信用保証協会損失補償金について、代位弁済額が当初見込みより少なかったことから、2,174 万円を減額するものなどがございます。

次に、1 つ飛びまして(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費 1,233 万 4,000 円の減額でございます。減額の主なものとしましては、財団法人宮崎県産業支援財団に対して行う小規模企業者等設備導入事業に係る貸し倒れ損失分を補償する設備貸与機関損失補償が当初見込みより少なかったことから、984 万 3,000 円を減額するものなどがございます。

次に、226 ページをお開きください。(事項)小規模事業者対策費 2,226 万 3,000 円の減額でございます。減額の主なものとしましては、小規模事業者に対する経営改善普及事業の推進を図

るため、商工会等に補助を行う小規模事業経営支援事業費補助金について、事業費が確定したことに伴い、2,068万6,000円を減額するものなどでございます。

次の227ページをごらんください。小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。補正額は、3,553万2,000円の減額でございます。補正後の予算額は、10億373万円となります。

初めの（事項）小規模企業者等設備導入事業助成費2,092万7,000円の減額でございます。減額の主なものとしましては、貸付組合等からの償還額が当初見込みより少なかったことから、県への返還分でございます一般会計への繰出金を1,658万2,000円減額するものなどでございます。

その下の（款）公債費の（事項）元金1,460万5,000円の減額でございます。これは、高度化資金の原資として中小企業基盤整備機構から借り入れた資金の償還に要する経費であります。貸付組合等からの償還額が当初見込みより少なかったため、減額するものでございます。

経営金融課については以上でございます。

○松原観光・リゾート課長 次に、観光・リゾート課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の229ページをお開きください。観光・リゾート課の歳出の補正額は、一般会計のみで、3,708万4,000円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算総額は、11億6,140万円でございます。

次に、231ページをお開きください。一般会計でございます。3,708万4,000円の減額補正でございます。補正後の予算額は、8億2,975万8,000円でございます。

主なものにつきまして御説明いたします。

まず、中ほどの（事項）県営宿泊休養施設改善対策費でございます。131万5,000円の減額補正でございます。これは、県営国民宿舎特別会計内において、前年度からの繰越金が見込みより増大したことに伴いまして、一般会計から県営国民宿舎特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、（事項）観光振興費でございます。359万5,000円の減額補正でございます。これは、3のスポーツレクリエーション施設特別会計に対する繰出金などございまして、県営国民宿舎特別会計と同様で、前年度からの繰越金が見込みより増大したことに伴い、一般会計からスポーツレクリエーション施設特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、（事項）観光・コンベンション誘致促進事業費でございます。813万2,000円の減額補正でございます。232ページをお開きください。1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金の運営費の節減によるものでございます。

次に、（事項）元気、感動みやざき観光地づくり事業費でございます。1,410万円の減額補正でございます。これにつきましては、事業実施主体の一つであります宮崎市が、国の補助事業とあわせて活用したことにより、補助金の縮減となったことなどによるものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

続きまして、「商工建設常任委員会資料」の1ページをお開きください。議案第48号「平成18年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算」及び議案第49号「平成18年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算」につきまして御説明いたします。

この2つの特別会計の補正予算につきましては、いずれも、歳出予算の補正はございません

が、歳出の財源である歳入予算につきまして、前年度からの繰越金が見込みより増大したことにより、一般会計からの繰入金と同額減額するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。「みやざきフラワーフェスタ 2007」についてであります。今回で40回目を迎えます宮崎の春を代表するイベント「みやざきフラワーフェスタ」を、ことしも、「こどものくに」をメイン会場に、3月17日（土曜日）から5月13日までの58日間にわたり開催することとなりました。ことしは、フラワーフェスタ9会場、昨年より22会場ふえ64会場となった協賛イベント会場のほか、個人の庭園などのガーデン装飾会場や、春の美しい花々が見渡せる展望所などが加わり、合わせて122会場で地域の特性を生かした花装飾やイベントなどを実施することといたしております。ちなみに、この122会場というものは、我々が調べた限りでは、全国いろんな花の祭典がございますが、恐らく国内最大の会場数ではないかと考えております。

また、ことしは40回目の節目のを年を迎えることから、記念イベントとして華道家の假屋崎省吾氏による講演会などを実施いたします。メイン会場の「こどものくに」では、「咲きました40回目の春らんまん」をテーマに、80種80万本の花々が会場を彩る予定であります。また、フラワーフェスタ全9会場では、ガーデニング講習会などの啓発イベントが開催される予定であります。さらに、122の全会場においてチェックポイント形式の「フラワーラリー」を実施いたしまして、各会場への周遊促進を図り、フラワーフェスタ全体の盛り上げを行うとともに、各家庭や地域での花や緑への関心を高め、県下全域での「花とみどりのみやざきづくり」の推

進につなげてまいりたいと考えております。

なお、お手元にフラワーワッペンとカラーのチラシをお配りしております。フラワーフェスタのPR、「花の宮崎」のムード盛り上げを図るため、例年作成しているものでございます。

観光・リゾート課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西労働政策課長 労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料でございますが、「労働政策課」のインデックスをつけております233ページをお開きください。今回の補正は、9,879万2,000円の減額でありまして、労働政策課の18年度の最終予算額は、右から3番目にありますように、10億8,289万3,000円となります。

以下、主な事項について御説明します。

235ページをおあけください。下から2番目の（事項）障害者雇用対策費であります。199万2,000円の減額であります。主に3の職場適応訓練事業の減額によるものであります。この訓練は、障がい者の方を対象に、ハローワークからの紹介によりまして、事業所で訓練を行うものであります。当初計画では、30人月分を計上しておりましたが、ハローワークからの訓練紹介者数は20人月分という実績になりましたので、減額するものであります。

次に、236ページをお開きください。中ほどの（事項）若年者・障害者等就労支援強化事業670万5,000円の減額であります。主なものといたしましては、6の若者ビジネスマナー基礎講座開催事業によるものであります。この事業は、就職相談支援センター（ヤングJOB）やハローワーク等におけるキャリアコンサルティングによりまして、職場での意識啓発やコミュニケーション能力、基礎的なビジネスマ

ナー、こういったものを習得することが必要とされた若年者を対象に、県内各地で講座を開催するものであります。当初計画で6回の開催、100人の受講を予定しておりましたが、4回の開催、40名の見込みとなりましたので、減額するものであります。

次に、238 ページをお開きください。上から2番目の（事項）認定職業訓練費 804 万円の減額であります。これは、2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額によるものであります。この補助金は、16の認定訓練団体が実施します訓練に対し助成しておるものでありますけれども、訓練生の減による事業費の減であります。

次に、一番下の（事項）県立産業技術専門校費 6,730 万 3,000 円の減額であります。まず、1の管理運営費であります。これは、保安委託料等の入札により入札残であります。次に、239 ページをごらんください。3の委託訓練に関する経費につきましては、求職者のうち、一定の要件に該当する者に対しまして支給する訓練手当につきまして、受給対象者が当初の予定を下回ったことにより、減額するものであります。次に、11の障害者等技能習得費につきましては、県外の障害者職業訓練校への入校者に対する支度金や訓練手当についてであります。当初の予定数より実績が下回ったことにより、減額するものであります。また、12の障害者能力開発モデル事業につきましては、産業技術専門校高鍋校において知的障がい者を対象とした訓練を実施しておりますが、訓練生の居住地によって適用されます訓練手当、交通費支給額、これの単価が級地により異なりますことから、当初の見込みを下回ったことにより、減額するものであります。

以上であります。御審議のほど、よろしくお

願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案についての質疑はございませんか。議案以外の質疑につきましては、後ほどお願いいたしますので、議案の方から先にお願いいたします。

○中野副委員長 220 ページ、海外交流駐在員の設置に関する経費で、為替差益で云々というやつ、中身はどういうのですかね。

○矢野地域産業振興課長 県におきましては、ソウルに事務所を置いております。その経費につきましては、予算を措置する段階でウォンで積算しております——所長は県職員ですので、その分の人件費は日本の円で積算しております——その積算をするときに、予算策定の時期に1ウォンが0.1円の計算をしておりましたが、その後、ずっとウォンが上がりまして、23%ぐらいウォン高になりましたので、経費に対して不足を生じるということになりましたので、今回増額補正をさせていただいております。

○中野副委員長 地元の駐在員の給料はそのままでしょうけどね。

○矢野地域産業振興課長 それは、ウォン高に伴いまして、ウォンで積算しておりますので、当然、増額という形になります。

○濱砂委員 毎月のレートで支払いをしていくということなんですか。

○矢野地域産業振興課長 現地のウォンで給与の支払いはしております。

○濱砂委員 当初計画から変わったということは、いわゆる為替レートが変動したということでしょう。

○矢野地域産業振興課長 そうでございます。

○濱砂委員 ですから、毎月のレートで支払いをしていくんですか。年間一括でウォンに交換

をして、そして支払っていくということじゃないんですか。

○矢野地域産業振興課長 ちょっと時間をいただけますか。——年4回に分けて観光コンベンション協会に支払いをいたしまして、そして韓国の事務所では毎月給料をウォンで支払っていくということでございます。給料のウォンにつきましては、固定ということでございます。

○濱砂委員 円で契約じゃなくて、ウォンで契約ということですか。

○矢野地域産業振興課長 はい。

○濱砂委員 それともう一点。金額は1人当たりどのくらいになるんですか。

○矢野地域産業振興課長 お二人いらっしやいまして、1人の方につきまして、日本円で換算しますと580万程度、もう一人の方が420万程度ということでございます。

○濱砂委員 ウォンで契約。

○矢野地域産業振興課長 はい。ウォンで支払っております。

○中野副委員長 給料としてはかなりよかったですよね。最初、契約書を見ても、為替レートの変動によってという、そんな契約じゃなかったと思うんですけど、もう一回。駐在員の給料はかなりいい給料なんですよ、向こうに換算しても。年に4回、そんなややこしい計算するような話じゃなかったような気がするんですけど、もう一回、しっかり最初の契約書を見ればわかると思うから。

○矢野地域産業振興課長 今、給与が高いんじゃないかという御質問がございましたが、日経リサーチ社がそれぞれアジア各国における日系企業の現地採用職員の給与の実態調査をしておりますが、それに比較いたしますと、例えば、韓国では工場作業員で年間約243万程度という

ことでございますけれども、日本語のできる事務系の課長クラスという者については、約527万程度ということだそうですので、そんなに給与が高いということは言えないんじゃないかというふうに判断をしております。

○坂口委員 239ページ、職業能力関係ですけども、一番最後の職業訓練校費の内訳の11番、障害者等技能習得費、これは県外の訓練施設へという部分なんですけど、大体どういったものについて県内ででき、どういったもので県外でしかできないというのと、それへの要望と現実、自分はこういう技術を取得したいけど、県外へ出れないという人たち、そういった大まかな実態というのはどんなぐあいになっているんですかね。

○西労働政策課長 障がい者の訓練につきましては、県内で訓練校が16年まではございませんでした。それで、障がい者の職業訓練については県外校、例えば、東京職業能力開発校とか、福岡とか鹿児島、吉備、兵庫、こういったところにありまして、ここらに行って訓練していただいていたんですが、それが17年度で申しますと23名ございました。今回、17年の途中から高鍋校で障がい者の職業訓練を行うようになりまして、18年度につきましては9名ということで県外は減ったところでありまして、それによりましてちょっと見込み違いということで、この訓練生に対します支度金、訓練手当、大体年額160万円以上になりますが、これが見込みを下回って減額になったというものであります。

○坂口委員 高鍋が知的障がい、身体障がいとか、いろんなその障がいの程度と障がいの何と言ったらいいんでしょうか、手だの、足だの、いろんな機能の障がいの部分の違いによって訓練の受け皿というのは当然要ると思うんですよ

ね。高鍋は、僕の頭の中にあるのは知的障がいの人たちの訓練、接客のあり方とかやっていると、思うんですけど、特に肢体なんかには障がいを受けておられる方で、自分の残っている機能を高めるための訓練をやりたいという人らが、現実にはかなり潜在的にはあるんじゃないかと思うんですよ。そういう人たちの実態が今どうなっているのか。例えば、鹿児島に行くにしても160万の補助があってもなかなか大変ですよ。向こうで生活をやりながらとか、そういう実態というのが、潜在と現実がどんなぐあいかなというのをちょっと知りたいんですけど。

○西労働政策課長 直接的なお答えにはならないかと思いますが、鹿児島に18年に行っている組は、2名、総合実務科ということで造形の実務をやっております。ことしは全部鹿児島でありますけど、印刷・製版、デザイン関係に3名、義肢・装具科、医療器具関係をつくるところですが、これに1名、建築設計科に1名、以上のところに行っております。今、御指摘のように、高鍋につきましては、知的障がい者を訓練しておりますけど、私どもとしましては、別途、希望をとりまして障がい者委託訓練をやっております。さらには、障がい者が在宅で就業できるように、在宅でのホームページ作成等、こういった技術を習得させまして、さらにそういった方々に実際自宅で仕事が渡るように、そういった支援事業も行っております。ニーズそのものを全部とらえているわけではありませんが、うちの方で障害者コーディネーター等ございますので、そういう訪問の中からニーズを取り上げて、そういった委託事業なり、障害者在宅就業サポート事業と言いますが、こちらの事業につないでいるところでもあります。

○坂口委員 委託先というのはどういうところ

になるのかというのが1つと、それからこういった公的な施設、鹿児島、大分ですかね、国立・県立で大体九州内はどんな状況なんですかね。

○西労働政策課長 委託先は、大体パソコン関係が多うございます。それからパン製造とかこん包、こういったものです。

○坂口委員 ことごとく民間なのか、公的のところなのか。

○西労働政策課長 民間事業所が多うございますけれども、先ほど申しました、在宅でのホームページ作成とか、これにつきましては、社会福祉法人の方に委託しております。

先ほどの九州関係につきましては、うちの県から外に出している受け先じゃなくて。

○坂口委員 県立、国立がどういう状況なのか。

○西労働政策課長 *鹿児島の方は県立ですが、福岡は障害者職業能力開発校という名称ですが、ちょっと設置主体まで今、確認できておりません。

○坂口委員 またでいいです。

障がい者が一人一人違うと思うんですよ。そんな中で民間への委託とか、あるいは専門家への委託とかいうものができるんなら、なかなか鹿児島、福岡となると現実には大変だと思うんですよ。そこに住んで訓練を受けると。今の厳しい競争時代の中で、企業としても指導訓練をやりながら経営を維持していくというのもまた大変かなと思うんですけど、こういったその人の程度に応じて希望するところと、民間の会社とすり合わせをしっかりとやりながら、必要な支援、財源なら財源でも一人一人違うと思うんですわ。かなり、在宅なりで仕事できる潜在的な希望者というのは多いんじゃないかなと思うんですけど、そこらをもうちちょっと積極的な取り

※83ページに訂正発言あり

組みをやられたらどんなだろうかなという気がするものですから。僕らの周りに企業はがいっぱいあるけど、なかなかそういう形で訓練を受け入れているところはまず見当たらないんですよ。でも、社会進出なり自立なりを図っていくとすれば、そこらを徹底して支援してあげ必要があるんじゃないかと。県外に1人出して、その人の職業訓練をしっかりとやっていくといっても、行ける人が限られると思うんです。程度とその受け皿の条件で。自分がそこに行って実際に訓練を受け切れるかなという障がいの程度とかですね。委託事業あたりは、徹底して今後、取り組んでいただければなど。これは答えようはないでしょうけど。

○西労働政策課長 その前に、先ほど申しました福岡にあります福岡障害者職業能力開発校、これは国立でございました。

それから、委員、先ほどおっしゃいました障がい者のニーズに応じた委託訓練ということでは、うちの方で委託して設置しております障害者コーディネーター、8名ございます。それから養護学校に置いております障害児就職支援相談員3名ございます。それから国のハローワーク、この辺の障がい者担当などと連携をとりながら、障がい者のニーズ把握に努めておるところでありますし、さらに、これらを通じて、今、委員のおっしゃいました障がい者を受け入れて訓練していただけたところ、これも開拓して回っております。おっしゃるとおりでございますので、さらに充実してまいりたいと思います。

○長友委員 新産業支援課の215ページの一番上ですけど、全体として減額補正が多い中で、企業立地促進補助金3,485万2,000円の増額ということで、事業費の確定等に伴う補正ということでございますが、非常に大事な部門のこと

でありますし、もうちょっと詳しくこの増額した理由をお願いします。

○吉田企業立地対策監 企業立地促進補助金というのは、企業が立地しまして操業を始めて、後払いという形になるんですね。要するに、設備をつくったり、従業員を雇用したりということで、後払いという感じになりますので、どうしても当初予算を要求するときと支払うときというのがなかなか簡単には確定できないものでありまして、当初予算の要求のときに、今、つかんでいるものを予算として要求しているところなんですけれども、先ほど説明もありましたように、企業誘致の件数もちょっとふえたりとか、大型案件もあつたりしまして、増額をさせていただくという形になっております。

詳しく申し上げますと、18年度当初予算要求時以降に誘致した案件、要するに予算要求に入っていなかったのが5件で4,163万3,000円の増額ということになります。それから、18年度当初予算要求時の積算に未計上、立地調印はしていたんだけど、18年度にはまだ来ないだろうというのが4件ありまして、これが5億2,679万5,000円。それから、18年度予算要求時の積算には計上していたんですが、実際の補助金額が積算額よりも増減があったもの、多かたり少なかりしたもの、これが15件ありまして、9,822万4,000円となっております。それから、最後が18年度予算要求時の積算には計上していたんですが、操業がおくれたりということで補助金支出が19年度以降となるだろうというものが22件ありまして、これがマイナスの6億3,180万円ということで、これを差し引きしまして、先ほど申し上げました3,485万2,000円の増額をお願いしているところでございます。

○長友委員 ということは、大体当初計画をし

ていたというか、その分の実績と申しますか、それは大体上がっているというふうに判断をしてよろしいのでしょうかね。

○吉田企業立地対策監 おっしゃるとおりでございます。

○長友委員 わかりました。

○徳重委員 地域産業振興課長にお尋ねしてみたいと思います。220 ページ、運輸事業振興助成費が1億8,502万1,000円と確定しているわけですが、これはトラック協会とバス協会ということになるかと思いますが、この2つに助成をしているということですかね。

○矢野地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○徳重委員 金額をそれぞれ教えてみてください。

○矢野地域産業振興課長 バス協会が1,526万1,000円、トラック協会が1億6,954万9,000円でございます。

○徳重委員 これは毎年、金額に差があるんですかね。

○矢野地域産業振興課長 差が生じます。一定の算式でやりますが、軽油引取税の税収額が変わっていきましますし、積算の基礎となっておりますそれぞれバス協会、トラック協会というところの所有バス台数とかトラック台数も算式の中の要素でございますので、そのあたりが変動しますので、それに基づきまして金額も変動するということでございます。

○徳重委員 組織、団体でないと補助金は交付できないかなと思うんですがね、一般の事業所というんですか、協会に入っていない事業所についてのそういう助成というのはないものですか。

○矢野地域産業振興課長 これにつきましては、

あくまでもトラック協会、バス協会に加盟しているところに対する補助金ということでございますので、この制度の中では協会に属していないところの業者の方には交付金は出ないということになります。

○徳重委員 ちなみに、入っているところが何社、トラック協会、バス協会それぞれ、入っていない事業所というのは何社か把握されていますか。

○矢野地域産業振興課長 トラック協会は現在、*484社が加盟しているということは伺っているんですが、加盟していない社が何社あるかとか、バス協会が何社かというのはちょっと手元に資料を持っておりませんので、後ほど、調査をいたしまして御報告いたします。

○徳重委員 最後に、交付金減額、トラック協会のマイナス463万8,000円ということですが、これはどういう理由があったんでしょうかね。

○矢野地域産業振興課長 これにつきましては、トラック協会の営業の登録台数の変動ということではないかというふうに考えております。

○徳重委員 わかりました。

もう一つ、221 ページの一番最後、採石・砂利採取のことでちょっとお尋ねします。県内に何カ所採取場があるんですかね。

○矢野地域産業振興課長 17年度末で原石の採取場が28カ所、洗浄プラントを持っているところが18カ所、業者数が21というデータでございます。

○徳重委員 今おっしゃった数字は砂利採取、採石合わせてだと思うんですが、砂利の採取、これは何カ所でしょうか。

○矢野地域産業振興課長 これにつきましては、今申し上げたところは採石でございました。失

※69ページに訂正発言あり

礼いたしました。それから、砂利につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○黒木委員長 では、後ほど御報告してください。

○徳重委員 あわせて、休廃止鉱山鉱害対策費が減額になっていますね。というのはどういうことをされようとしておったんでしょうかね。かなり大きな金額だから聞きたいんですが。

○矢野地域産業振興課長 土呂久につきましては、鉱害防止工事の中で、中の坑道を整備するというので延長工事を予定しておりますけれども、その分につきまして、国庫補助の関係等から延長の短縮をいたしました。今後、事業を進めていく上で、坑内の調査をやらなきゃいけないということで、坑内調査をするための保坑工事というのをやる予定でしたが、これにつきましても見送りという決定になっております。

それから、美郷町の休廃止鉱山につきましても、中和処理施設というのが上の方でございますが、そこに至るまでの管理道というのを整備する予定でございましたけれども、その分の管理道の整備につきまして、一部延長を短くして対応するというようなことになっております。こういうことで金額が減額となっております。

○徳重委員 そうすると、あとの調査道路とかいろんなものを整備していこうとされたのが中止になったり、短くなって、後、問題は起こらないというんですか、その調査はやめるというような形になるわけですかね。

○矢野地域産業振興課長 まだ来年度以降も引き続き事業を進めていきますので、来年度以降に延ばすとか、そういうような形になるのかというふうに思っています。

○横田委員 労働政策課にお願いしたいんですけど、235 ページの障害者雇用対策費の3番、

職場適応訓練事業と、次のページの若年者・障害者等就労支援強化事業の6番の若者ビジネスマナー基礎講座開催事業、また1枚めくって、認定職業訓練費とかが当初見込みの訓練生とか受講生よりも実際の受講生が少なかったことによる減額補正だという説明だったと思うんですけど、最初の見込みの人数と実際の受講生の人数はどれぐらいだったんでしょうか。

○西労働政策課長 235 ページの障害者職場適応訓練の分でございますが、3人の30月予定しておったんですが、3人の22月に減ったということで、人数は変わりませんが、訓練月数が減ったというものであります。

236 ページの若者ビジネスマナー基礎講座、これにつきましては、100名予定しておったんですが、40名ということで、なかなか希望者が集まらずに、例えば、延岡で開催するというところでいろんな手段でPRしたんですが、参加希望者ゼロということで、やむなく断念したのもございます。もう一つ、原因としましては、上にあります5番目の日本版デュアルシステム、こちらの訓練の方に流れたのではないかとということがあります。この5番目につきましては定員を上回る応募がございまして、お断りせざるを得なかったというケースも出ております。そういうことで、PRに努めたんですが、応募が少なかったということでもあります。さらに申しますと、ハローワークの方で若干似たような、もっと短期の研修をやっておりまして、うちの方は長いものですから、そっちに飛びついたということも考えております。

238 ページの認定職業訓練助成事業補助金、これにつきましては、16の認定職業訓練団体に補助しておるところですけれども、数字で申しますと、普通課程という長いのがございますが、

これは177人見ておったところが、133人に減ったと。それから、短期課程が2,286人予定しておったんですが、2,058人に228人減ったと。この原因としましては、認定訓練校の訓練科目には建設関係が多うございます。建設関係につきましては、ごらんのような経済事情でございまして、なかなか社員、在職者を訓練に出す余裕がないとか、訓練生自体がこのような公共事業を取り巻く現況でちょっと控えているというような面もあったと分析しております。以上でございます。

○横田委員 せっかく就労支援とかいうことでこういう事業を組んでおられるわけで、何か非常にもったいないという気がするんですね。先ほど、ハローワークとの絡みとかも言われましたけど、ぜひ、そこらあたりの調整とかもしていただいて、有効な事業にさせていただくようにお願いしたいと思います。

○西労働政策課長 今のような認定訓練校の事情はございますけれども、県が行います職業訓練につきましては、定員の94%を満たしております。ただ、その中でハローワークから紹介されるんですけども、失業保険の渡ります人は県の方から手当を払わんでいいという部分でございまして、訓練手当の方で実績は減っておりますけれども、訓練対象者そのものはさっき申しました94%を満たしております。以上でございます。

○権藤委員 213ページ、新事業創出環境整備事業費ということですが、今ごろこういう聞き方をすると怒られますが、新規の事業だということで、事業の内容と340万の減額についてはそうそう問題視はしなくてもいいのかなという気もするんですが、もう少し事業内容を御説明いただきたい。

○矢野新産業支援課長 新事業創出環境整備事業費ですが、これは産業支援財団の事業費でございます。産業支援財団、御存じのように、コーディネーターを6名を置いて相談事業をやっております。それから、産業連携推進事業、異業種の事業者さんのマッチングの場をつくったりとかする事業でございますけれども、これが2つ目。3つ目が、専門家派遣事業というのがあります。課題に応じまして専門家を企業さんに派遣するものでございます。4番目に、企業支援策普及啓発事業というのがあります。これは、ホームページをつくって普及活動を図ろうと、情報提供をしようということでございます。5番目に、試験研究シーズPR事業ということであります。これは、情報公開により技術移転を促進しようということでございます。6番目、新事業創出支援審査会運営事業、これは、各種支援策がありますが、いろいろ提案が来ますけれども、これを大学とか産業支援財団のコーディネーター、県の職員等が審査を年4回行っているところでございます。7番目に、ベンチャープラザ宮崎というのがありますが、これは、新商品とかビジネスプランの発表会をしていただきまして、金融機関とか企業さんの方でこれをマッチングさせて事業化を図ろうというような事業でございます。8番目に産業支援財団の事務費、9番目、県の指導費関係があります。

大体9つぐらいですが、一番大きいのは、専門家派遣事業が当初予算が501万6,000円ございまして、補正で落としたのが319万6,000円というのがあります。これは、専門家派遣につきまして、財団のコーディネーターは今まで財団において相談を受けるというような姿勢でございましたけれども、今年度から、財団のコー

ディネーターみずから企業を訪問して、実際に指導していこうということを始めまして、その関係上減ったものでございます。それから、本当に派遣が必要かどうかというのを精査して派遣しようということで、そういう意味合いの減額になっております。それから、審査会の運営事業、6番目に説明しましたが、当初予算で95万4,000円ありました。2月補正で90万7,000円の減額にしております。これは、月1回開催していました経営革新計画の承認が審査対象外になりまして、これは経営金融課の事業でございましたけれども、経営金融課の方で別途、独自にやるというようなことでございます。それと、事務費の軽減等が50万ございまして、大体これでおよそ348万5,000円ぐらいの減額になっております。以上でございます。

○榎藤委員 前年度ゼロ、当年度4,500万ということで、非常に9項目にわたって一生懸命やっただいただいていると思うんですが、当初目的、その他について減額との関係はないというような説明というふうに理解してよろしいんですかね。

○矢野新産業支援課長 減額ですか。

○榎藤委員 減額は前年度はゼロで、今年度は9項目にわたって一生懸命やってもらっていると。当初目標の専門家派遣という部分はあったにしろ、当初予想した効果等については十分上げてもらっているというふうに解釈していいのか。

○矢野新産業支援課長 効果は上げておりますので、よろしく申し上げます。

○榎藤委員 それから、その下の技術振興対策費、合わせて800万ぐらい、これも見方をすると前年度は3,760万、当年度は減額はあっても5,600万ということで、十分な活動をしてい

ただいているんだろうとは思いますが、2番、3番の270万と430万の減額の理由をお伺いしたいと思います。

○矢野新産業支援課長 まず、2番目の技術振興指導事業でございますが、これは、工業技術センターの特許維持管理費の執行残でございます。毎年、計画的というか、ある程度の予算確保しておりますが、工業技術センターの中で特許申請等がいろいろあったりとか、先にずらしたりとか事情がありますので、それで減額になったものでございます。

それと、環境リサイクル技術開発支援事業ですが、当初、2,000万の予算を組んでおりました。これは2つの事業があります。技術開発補助事業というのと技術開発委託事業というのがあります。いずれも、2社ずつを500万の限度額で補助と委託をしようというものでございますが、後者の委託事業の委託額は500万ずつ2社に委託しておりましたが、補助事業の方が2社とも減額がございました。当初予算に比較しまして事業費がそれほど多くなかったということで、1社は国富町の事業者でございますけれども、500万に対しまして、交付決定が160万1,000円、もう一社が小林市の事業者でございますが、500万に対して462万5,000円、それぞれ393万9,000円と37万5,000円の残額が出まして、これの431万4,000円の残が出たということでございます。いずれにしろ、事業そのものは計画どおりというか、当初見込みのとおりに4社、実行されたところでございます。以上です。

○榎藤委員 232ページの先ほど一部御説明があったんですが、元気、感動みやざき観光地づくり事業というのが、国の補助事業との関係で宮崎市云々ということだったんですが、これに

ついても 2,000 万のうちの減額が 1,400 万ということで、理由は何だろうと思うんですが、そこ辺、ちょっと明確にわからないんですが。

○松原観光・リゾート課長 元気、感動みやざき観光地づくり事業についてでございますが、まず、宮崎市の青島地域、都城、日向の細島地域、綾町、高千穂、この 5 地域で事業を実施しておるところでございます。この中で、まず、宮崎市の青島地域につきまして、国の内閣官房都市再生本部に「全国都市再生モデル調査事業」という 10 分の 10 補助の事業がございまして、これを申請したところ採択されまして、これに 600 万円国からいただいております。また、この 5 地域につきましては、委員の皆さんが少ないところで 20 名から、多いところでは 50 名以上の地域があるんですけれども、これの 5 地域全部について、委員については、まさに地元の観光のために検討をしていくんだからということで、県といたしまして、旅費とか謝金も必要だろうということで用意はしておったんですけれども、そういうものも一切支給しないということになりましたから、こういった旅費、謝金の全地域不支給というような判断を 5 地域の全市町村さんがされましたので、そうしたことに伴いまして減額になったということでございます。

○榎藤委員 わかりました。

○徳重委員 新産業支援課、まず、215 ページですが、企業立地促進補助金が 3,485 万 2,000 円ふえております。企業立地されたということですが、予定が何社で、何社ふえたということで理解すればいいでしょうかね。

○吉田企業立地対策監 件数としましては、当初予算のとき、37 件で 12 億 4,600 万ということで予算を要求しております。ただ、先ほど申

し上げましたように、いろいろと予算を計上していなかったとか、その後に誘致件数があったとか、大型の件数があったということで、最終的には 24 社にちょっと減ってはおります。24 社に対して 12 億 8,085 万 2,000 円を年度内にお支払いしようということで考えております。この減ったものにつきましては、19 年度以降にずれ込んでいると。要するに操業計画は立っているんですが、それがちょっとずれ込んでいるとか、まだ計画どおりいっていないというのがありまして、そういう形になっております。

○徳重委員 雇用数は、予定の数値とするとどれぐらいオーバーしたんですかね。

○吉田企業立地対策監 雇用につきましては、ちょっと今、手元にはございません。ただ、企業立地調印式をやったときの形でいきますと、17 年度は 2,900 人程度ふえるという形になっております。

○徳重委員 それから、宮崎フリーウェイ工業団地もできて何年かな、5～6 年たちますかね。

(「7～8 年」と呼ぶ者あり) そうですか。1 社しか入っていないんじゃないかなと思っています。なぜ、そういう状況が続いているのかということ。

○吉田企業立地対策監 私どもとしましては、フリーウェイ工業団地を売ることを至上命題としましてずっと努力は続けております。お話がありましたら、皆、工業団地を見ていただいておりますが、1 つは、場所的には非常にいいなどおっしゃるんですが、人を雇おうと思ったときに、これはちょっと申し上げるとあれなんでしょうけど、周りを見たときになかなか人家が見えないなという感じもちょっとあったりなんかして、それから、そこを見る方は大体その後には工場長として来る方が多いんだらうと思う

んですが、その方たちがそこで住むのかなと思っ
たときに、もうちょっと都市機能があった方が
いいなというふうな判断もされたり、それから、
区画的にちょっと広過ぎたりなんかもあるも
んですから、つくったところは一番バブル期で、大
型の土地を用意していたんですけども、土地
としてももう少しコンパクトにならないかなとい
うこともあったりということで、あと、高速道
の近くではあるんですが、物流等で余り高速を
使うというのが今のところまだないところも
あったりして、そういう状況で、私どもとして
は何か話がありましたら最優先であそこを紹介
するんですが、なかなか成立まではいかない
という状況でございます。

○徳重委員 おいでになる方の条件を満たす
というのは非常に難しいことかなと思いますが、
例えば、補助金等、見直そうじゃないかとい
うようなことで、本会議でも知事も前向きに
ということですから、いろんな条件をこちらが
示すと。土地の条件、貸す条件というか、あ
るいは無償で貸すとか、いろんな形でまず立
地していただくということが先じゃないかなと。
やっぱり場所によっては特別な条件をつけ
ても誘致すべきじゃないかと。今までどお
りの考え方で、使用料は幾ら、販売する
ときは幾らというようなこともあるでし
ょうが、もう少し思い切った措置はと
れないものか、どう考えていらっしゃる
か。

○吉田企業立地対策監 おっしゃると
おりで、売って、企業に来ていただいて
雇用を生むのが一番だなということで、
私どもとしまして、16年度に、その
ときは平米1万2,000円という土
地代だったんですけども、これに補助
金を出そうということで、6,600
円まで下げております。そうしても
なかなか売れないもんですから、も

う一回土地の鑑定をとろうということで、
とりまして、もうちょっとこの6,600
円を下げているかなと今、検討をして
いるところでございます。リースにつ
いても、そういう要望がありましたら、
個別で対応していこうかなとは思っ
ておりますが、特にまだ今のところ、
幾らで貸しますとかいうことにつ
いては答えが出ていないという状
況でございます。

○濱砂委員 今のところなんですけど、
住宅供給公社あたりに転売して分譲
で売り出すとかいうのはできるん
ですか。

○吉田企業立地対策監 あれをつく
ったときの経緯としまして、工業団
地で、工場に来ていただいて雇用を
生むということを目的としており
ますので、そういう意見もあります
し、我々の内部でも非常に眺めの
いいところですので、そういう方
法もありかなという話はしてあり
ますが、具体的な検討というところ
まではしていないという状況で
ございます。

○濱砂委員 だから、やっぱり考え
方を変えていかないと、開発公
社は開発資金に利息はどんどん上
乗せしていくんですよね。それが
代価になっていくわけですから土
地の値段はだんだん片一方では上
がっていく。補てん金がだんだん
ふえていくということになります
から。何で活用するかというのは、
それだけじゃなくてもいいんじ
ゃないかと思うんですけどね。ど
うですか。

○吉田企業立地対策監 私どもとし
てもそういう認識は持っております
ので、知事もかわりましたので、
その辺は協議してまいりたいと思
っております。

○濱砂委員 それからもう一点、西
都の神楽の焼酎廃液工場、これは
予算に入っているんですか。

○吉田企業立地対策監 廃液工場については企業立地の調印はしておりません。岩之鶴酒造としてはやっておりますけれども。

○濱砂委員 岩之鶴酒造。それでは、聞くのはその他の方がいいですね。

○黒木委員長 はい。

○濱砂委員 それでは、その他で聞きます。

○矢野新産業支援課長 先ほどの公社の利息の話ですが、県の方から公社の方に 33 億、無利子貸付を行っております。公社の方はそれで維持して、土地の値段が上がらないようにということで、そういうシステムをつくっておりますので。以上でございます。

○坂口委員 ちょっと教えてほしいという質疑ですけど、鉱業資源対策費、これは採石、砂利の採取の許可なんかもここになるんですかね。

○矢野地域産業振興課長 そうでございます。

○坂口委員 それで、許可の必要な対象となると、これは資源となっているから、資源採石、資源砂利となるかなと思うんですよね。掘るのに許可対象にならずともとれるものもあるのかなど。ほか、農振とかいろいろあるでしょうけど、そういったことを考えずにこの縛りの中で許可なしでとれるというケースも出てくるんですかね。

○矢野地域産業振興課長 認可が必要なものと必要でないものがございます。その区分けにつきましては、すみません、ちょっと時間をいただきまして、先ほど徳重委員から御質問いただきました県内の砂利採取業者のことですけれども、実は私どもの課で所管しておりますのがおか砂利の採取業者ということで、河川の方は土木部の方で対応しておりますので、おか砂利だけということで御了解いただきたいと思いますが、17 年度末で 388 社ございます。ただ、随分

事業をやっておらない方とか、もう亡くなられた方も多くて、実際どのぐらいのものがあるかというのは今、調査中でございますが、17 年度で事業をやりますということで認可申請が上がってきたのが 52 件ございました。したがって、50 件程度が実際、おか砂利の採取を行っておるといふふうに考えてよろしいかというふうに思っております。

それから、許可が要ると要らない部分については、今、調べますので。

○坂口委員 多分、資源として見ているものを採取するときに許可が要のかなと思うんですよね。だから、資源とは言葉の定義で砂利としたときなのか。下では具体的に砂利とか採石と書いてあるんですけど、上の説明のところでは「資源の開発及び維持管理」となっている。資源となるとお金になるものですよ。砂利となると地質学で 0.4 ミリ以上の粒子となっていますよね。宮崎県のは 0.4 になっていたような気がするんですよ。そこのところをちょっと。

○矢野地域産業振興課長 ちょっと時間をいただきたいと思います。

○中野副委員長 上海の今、駐在員はどこが窓口ですかね。

○矢野地域産業振興課長 地域産業振興課の方で所管をしております。

○中野副委員長 今、駐在員女性、幾らぐらい給料を払っているの。

○矢野地域産業振興課長 年間 236 万 8,000 円となっております。

○中野副委員長 さっきの韓国の駐在員、あの 500 万というのは、駐在員の現地採用の女性の給料のことですかね。

○矢野地域産業振興課長 そうですね。2 人いらっしゃいまして、高い方の給料でございます。

○中野副委員長 もう一回確認。その 500 万というのは日本の駐在員が 500 万ぐらいという話だったんですかね。

○矢野地域産業振興課長 現地の日本事務所に雇っている韓国の方の給料ということでございます。

○中野副委員長 商社なんかの駐在員と、例えば宮崎県の駐在員というのは、仕事が倍も 3 倍も違うだろうと思うんだけど。最初は、向こうの現地エージェントの職員を基準に決めたと思うんですね。日本の商社と現地の駐在員というのはかなり差がつくと思うんだけど、まあまあ、いいですけど、そこら辺をよくせんと、500 万といたら県庁の何歳ぐらいの給料になるか。みんな給料を抑えられているのに。500 万という物すごく高いですよ。高給取りよ。後でしっかりそこら辺は抑えんと切りがないですよ。年に 4 回、為替差益で給料を計算するなんて、最初はそんなはずじゃなかったと思うんだけど、まあ、いいです。しっかりそこら辺は比較してみてください。

○黒木委員長 次に、その他の報告事項に移りますが、質疑はございませんか。

○矢野地域産業振興課長 ちょっと待ってください。

○黒木委員長 まだできてないんやろ。

○矢野地域産業振興課長 もう少し時間をいただきたいと思います。

○坂口委員 改正がなされていなければだけど、多分、地質学では砂利を採取するという定義、砂利の定義で分けていて、直径が 0.4 ミリ以上の粒子となっていると思うんですわ。それ以下が今度は資源と見れば、土でも資源なんですよ。掘って持って行って埋めてとかですね。だから、ここはあいまいで、結局は粒子が小さい

ということで海岸線がずっと掘られていったんですよね。ここらの整理を今後は特にしておかないと、ちょっと問題じゃないかなという問題意識を持っていたもんですから、これは要望にしておきますけど、県外では「土取り条例」としているのがあるんです。土類は全部この条例で対処するよという県が何県があるんですよ。それを野放しにされていた部分が、すき間でずっと掘られていった。そこは許可も監視も要らないから、そこに産廃がぼんぼんぼんぼん埋め込まれ、またもとに戻されてという、だから、資源となればお金にかわるものという言葉の定義でしょうから、資源を管理していくという感覚なら、僕は今の県の条例は検討の必要性があるんじゃないかなという気がするもんですから。ちょっとそれ、調べてみて。その後変えられたかもしれません。でも、0.4 ミリの粒子、地質学で規制をかけていたような気がするからですね。

○黒木委員長 要望でいいですか。

○坂口委員 答えられんから、しょうがない。

○矢野地域産業振興課長 ちょっと調べさせていただきます。勉強させていただきます。

○黒木委員長 では、後ほど報告してください。

○横田委員 観光・リゾート課にもう一回確認させてもらいたいんだけど、先ほど権藤委員が言われました元気、感動みやぎ観光地づくり事業、これ、数字を見て余り事業として機能していなかったのかなと思ったんですけど、先ほどの説明では、市町村が出されたということで県が払わなくて済んだということだったと思うんですけど、公民協働による観光地づくり、具体的にどういう事業をされたのか教えていただきたいんですけども。

○松原観光・リゾート課長 まず、全般的に共

通するところとしましては、委員会に委員あるいはオブザーバーという形でまず県も入ります。私も実際に参加したりとかしています。それから、あとは当然、市であり町の職員、それ以外には地域で観光関係に従事しておられる方々、あるいはNPOであったりですとか、あるいは地域外の人も参加している地域もございます。そういった、いわゆる公の方と民間が集まりまして、今現在、それぞれの地域、いろんな課題がございますので、高千穂であれば今、通過型になっているので、それを滞在型にしていきましようとか、青島であれば、今の状況を脱却するためにマリンスポーツとか、そういったもので観光振興を図っていこうとか、あるいは花を植えていきましようとか、いろんなやり方があると思うんですけれども、今後、具体的にどういことをやっていくのかというところのプラン策定を、参加者が集まって検討を行っておるところでございまして、青島が恐らく3月中ぐらいにソフトを中心としたプランの策定を終える予定になっております。青島の方は4月から始まっておったんですけれども、他の地域については年度後半から開始しましたので、来年の9月とか10月ぐらいにプランを策定しまして実際に事業を展開していくと。県といたしましては、そのプラン策定に係る費用及びそのプラン策定に基づいて実施する事業につきまして、2分の1の補助を行うということになっておりますので、今現在、各事業対象地域で検討を重ねておるところでございます。

○横田委員 今の段階ではプラン策定とかの支援、今後、来年度とかの事業の中に具体的に入ってくるということですね。わかりました。

○黒木委員長 その他で、濱砂委員。

○濱砂委員 先ほどの神楽酒造の件なんです、

進捗状況と、今、廃液工場は5社ぐらいの事業組合をつくってやっておるんでしょう。補助金の内容を教えていただけませんか。

○吉田企業立地対策監 神楽酒造さんにつきましては、ことしの4月に着工するというふうにお伺いしております。完成が10月ぐらいかなということでお話は聞いております。

それから、廃液関係につきましては、先ほども申しましたように、私どもの企業誘致の関係で認定をしておるわけじゃないものですから、補助金等は私どもの方からは一切出ておりません。

○濱砂委員 どこでやっておるんですかね。

○吉田企業立地対策監 営農支援課というのがやっているそうです。農水省の補助金だそうです。

○濱砂委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○中野副委員長 高千穂の国民宿舎、何か話によるとかなりの赤字を出しておるとか聞くんですけど。

○松原観光・リゾート課長 高千穂の国民宿舎についてでございますが、確かに、12月までの宿泊客数の実績を報告していただいている範囲では、1,700泊分ぐらい前年度より落ちております。これにつきましては、当方としても非常に問題意識を持っておりまして、高千穂にも何回も足を運んで、例えば、料理につきましても、高千穂で海のものが出てくるのはどうかとか、そういう意見もありましたので、高千穂の地元料理を集めた本とかもございまして、そういうのをうちの方も購入して、地元でとれる食材を生かした料理を提供しないといけないんじゃないとか、あるいはエージェントさんとの連携をもっと図るべきだ、あるいは、最近、ホーム

ページを利用して予約をとる方が多いので、そういうホームページの活用を含めたPRを実施していくべきじゃないかといったもろもろの経営改善について、当方の方から指導を実施しておるところでございます。ちなみに、高千穂荘につきましては、指定管理者制度に伴いまして、県に毎年4,500万円を納付していただくことになっております。この4,500万円につきましては、毎月分割払いで払っていただくことになっておりまして、その納付金につきましては、今のところきっちり払っていただいております。以上でございます。

○中野副委員長 選定業者を誤ったかもわかりませんね。いいです。

○矢野地域産業振興課長 先ほどの坂口委員の砂利の関係でございますが、粒径が0.075ミリから300ミリ以内ということで、そして、これらのものが体積でおおよそ70%を超えるものということでございますが、おっしゃいましたように、資材または材料として経済的な価値をもって利用されるもので、例えば、コンクリートとかアスファルト等の混入材料、下水道管・水道管等の保護砂、道路の路体、あるいは土地造成の際のサンドマット、それから芝生なんかの芽土、そういったものを定義されております。したがって、資源として価値のあるものという考え方だろうというふうに思っております。

○坂口委員 そんなになると前に戻ってしまうんですけど、海岸が随分掘られて、あのとき、粒子がそれより小さいということでその対象にならないということで、ずっと見過ごしていたときがあったんですよ。かなりクレーム出たんですよ。そのときの解釈というのが粒子だったんですよ。ところが、掘られたものがどこに行くかということ結構公共事業に使われていくんで

すよ。例えば、水道管の布設なんていうのは粒子が小さいほど振動に対しての衝撃が少ないということで、むしろ小さい粒子を周りに埋め戻して、そしてまた通常の骨材を埋め戻すとかいうことで、そのとき改正の必要性を随分言ったんですけど、改正されていないんじゃないかなと。価値ある土類となったときは、0.075とか言われたですか、それ以下だって結構価値あるものになるんですよ、土を動かす内容によってはですね。だから、そこらのところは検討の余地があるんじゃないかなと。ただ、掘り終わってしまった後ですけどね、海岸の小さい粒子の砂なんていうのは、今後、それがだんだんだんだん山の方に上がっていくと、後々、土砂崩れの原因になったりですよ。だから、そこはちょっと中を検証してもらおうと。価値あるものでかければすべての土にかけなきゃだめと思いますし、砂利という定義でかければ、0.4というのが僕の頭にあるのは公共事業で使えるセメント、生コンにまぜれる砂の粒子かもわかりません。0.4というのが頭にあるんですけど。何か県の条例がちょっとあいまいな点があったんですよ。ぜひ、検証してもらいたい。これは要望で。

○黒木委員長 以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時50分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて

終了した後をお願いいたします。

○高山事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成 18 年度 2 月補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「平成 18 年度 2 月補正歳出予算説明資料」の「労働委員会事務局」のインデックスがあろうかと思えますけれども、441 ページからでございますが、そのうち 445 ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、上から 5 つ目の項目であります（事項）職員費の減額 123 万 9,000 円、それとその下の（事項）委員会運営費の減額 299 万 1,000 円、合わせて 423 万円の減額でございます。その内訳につきましては、職員費につきましては、職員の人件費の執行残等に伴うもの、また、委員会運営費につきましては、委員報酬改定に伴う減など労働委員会の運営に要する経費の執行残に伴うものでございます。これによりまして、補正後の予算総額は、一番上の方の右から 3 つ目の欄にありますけれども、1 億 2,090 万 1,000 円となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11 時 52 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

日程案では、あす、土木部の補正予算の審査を行う予定でありましたが、本日の午後から行うということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分休憩

午後 1 時 0 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口土木部長 まず、一言お礼を申し上げます。去る 2 月 14 日に都城市で開催されました「国道 10 号『都城道路着工式』」及び「『都城志布志道路』建設促進大会」並びに 2 月 25 日に宮崎市で開催されました「国道 10 号『花見改良開通式』」につきましては、坂元議長を初め、多数の議員の皆様のお出席を賜り厚く御礼申し上げます。今後とも、東九州自動車道を初めとする道路網の整備促進に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

次に、資料で議案等の概要説明をいたします前に、「一ツ葉有料道路料金値下げ」について御報告を申し上げます。このことにつきましては、11 月議会において議決をいただき、先月 17 日付で国から料金値下げ等の事業計画の変更について許可されたところでもあります。現在、道路公社の方で、4 月 1 日からの料金値下げの実施に向け準備を進めているところでもあります。

お手元に1枚紙のカラー刷りの一ツ葉有料道路値下げのチラシをお配りしましたので、後ほど、ごらんいただきたいと思ひます。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます土木部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元に1枚紙で「概要説明の要旨」をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。まず、議案等の(1)、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、議案第52号「平成18年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第53号「平成18年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の土木部の補正額は、まず、一般会計で92億5,271万7,000円の減額であります。主な内訳といたしましては、補助公共事業3億3,008万9,000円の増額、地方道路交付金2億8,014万2,000円の減額、直轄負担金1億5,378万5,000円の増額、災害復旧事業90億4,305万5,000円の減額であります。次に、公共用地取得事業特別会計では2億3,568万5,000円の減額、港湾整備事業特別会計では337万9,000円の減額、合計で94億9,178万1,000円の減額であります。この結果、補正後の予算額は、一般会計で853億1,405万3,000円、公共用地取得事業特別会計で38億4,966万円、港湾整備事業特別会計で17億1,912万3,000円、合計で908億8,283万6,000円となります。このほか、繰越明許費の補正は、一般会計で126億3,820万8,000円、公共用地取得事業特別会計で5億13万2,000円、合計で131億3,834万円となります。また、公共道路新設改良事業などで、1億3,000万円を債務負担行為の補正と

してお願いしております。

次に、(2)の議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」であります。

これは、延岡市と東臼杵郡北川町の合併に伴い、所要の規定の整備を行うための改正であります。

次に、(3)の議案第62号及び63号「工事請負契約の締結」についてであります。

これは、県営花ヶ島団地及び県営三ツ枝B団地の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、(4)の報告事項の「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分により行ったことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

最後に、2のその他の報告事項であります。

これは、「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」及び国道448号串間市小崎地区の災害関連事業について、概要等を御報告するものであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長等から説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○後藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします提出資料は、1つ目が「平成19年2月定例県議会提出議案」、2つ目が「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」、3つ目が「平成19年2月定例県議会提出報告書」の3つでございます。

が、提出議案及び報告書につきましては、土木部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめておりますので、この資料で説明させていただきます。なお、補正予算の主な内容につきましては、歳出予算説明資料で説明いたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。土木部の2月補正の概要について御説明いたします。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧費の事業費の確定に伴う補正であります。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた土木部の予算総括表であります。一般会計と特別会計を合わせた今回補正額は、太線の枠E欄の一番下の行「部予算合計」に記載していますように、94億9,178万1,000円の減額で、補正後の予算は、右の欄、908億8,283万6,000円となり、前年度同期比で67.8%となっております。

次に、2ページをお開きください。補助公共事業であります。事業ごとの補正額は記載のとおりであります。国庫補助決定に伴い、太線の枠E欄の一番下に記載していますように、国庫補助決定に伴い、太線の枠、合計で3億3,008万9,000円の増額となります。

次に、3ページをごらんください。上の表の地方道路交付金事業につきましては、2億8,014万2,000円の減額、下の表の県単公共事業につきましては、100万円の減額となります。

次に、4ページをお開きください。直轄事業負担金でございますが、国が直轄で行います道路や河川の事業費の確定により、1億5,378万5,000円の増額となります。

次に、5ページをごらんください。災害復旧事業でございますが、査定決定により、一番下の計の欄にありますように、90億4,305万5,000

円の減額をお願いしております。

次に、6ページをお開きください。一般会計繰越明許費補正であります。太線で枠囲みしています「2月議会申請額」の欄が今回お願いしています繰越明許費の一覧であります。追加分で36事業35億9,986万4,000円と、変更分として11月議会で御承認いただきましたものうち13事業につきましては、90億3,834万4,000円を増額するものであります。今回お願いしています一般会計の繰越明許費は、追加と変更合わせまして49事業、126億3,820万8,000円となります。この結果、平成18年度に繰り越します一般会計の繰越明許費は、右の合計の欄の一番下に記載していますように、50事業、226億2,660万8,000円となります。繰り越しの主な理由は、用地交渉や工法検討に日時を要したことなどによるものであります。

次の7ページから9ページは、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

次に、10ページをお開きください。一般会計債務負担行為補正であります。記載のとおり、公共道路新設改良事業費などの3事業で1億3,000万円の追加をお願いしております。

11ページでは、河川事業において、債務負担行為の変更をお願いしております。

次に、12ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費でございます。公共用地取得事業で5億13万2,000円をお願いしております。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「管理課」のところ、ページで言いますと297ページをお開きください。当課の補正予算額は、

8,734万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算は、右から3列目ではありますが、22億4,159万4,000円となります。

以下、主なものを説明いたします。

299ページをお開きください。まず、(事項)職員費であります。執行残に伴い、7,501万3,000円の減額を行っております。

次の(事項)連絡調整費から(事項)産業開発実践費までは、同じく執行残に伴うものでございます。

次の300ページの(事項)建設工事統計調査費につきましては、国庫委託金の確定に伴い、1万1,000円の増額をお願いしております。

最後の(事項)建設業指導費につきましては、執行残による補正減であります。

部全体の補正予算と管理課の補正予算の説明につきましては、以上でございます。

次に、議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例について」、土木部関係分について御説明いたします。

委員会資料の13ページをごらんください。なお、次ページに条例案の土木部関係分の新旧対照表をつけております。まず、1の改正の理由についてですが、御承知のとおり、延岡市と北川町の合併に伴い、延岡土木事務所の所管区域が変更になることから、条例の一部改正を行うものであります。施行期日は、合併期日の平成19年3月31日となっております。

条例改正は以上でございます。

次に、「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」につきまして、御報告いたします。改革は全庁的に取り組んでいくものであります。本日は、公共3部が中心になって進めることとなる部分につきまして説明いたします。

資料の15ページをお開きください。2の公正、

透明で競争性の高い入札・契約制度への改革につきましては、5つの項目を挙げております。

まず、(1)の指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大では、250万以上の工事について指名競争入札を廃止し、平成19年度内には一般競争入札に移行することとしております。移行に当たりましては、平成17年度から順次導入しています電子入札にあわせ、建設業者等への周知を十分に行いながら、段階的に実施してまいりたいと考えております。また、県内の建設業者育成の観点から、工事の規模や種類などを勘案して、地域要件を設定してまいりたいと考えております。なお、公共工事に係る業務委託につきましては、測量委託など、業務の内容に応じて段階的に指名競争入札を廃止し、一般競争入札や「プロポーザル方式」など多様な入札・契約方式を推進することとしております。

次に、(2)の総合評価方式等の拡充では、現在施行しております簡易型の試行を拡大するとともに、トンネルなど規模の大きい工事では、技術的な工夫の余地も大きいことから、標準型につきましても導入を図ることとしております。また、丸の2つ目ですが、民間の技術力を活用することによりコスト縮減等を図る「設計・施工一括発注方式」など多様な入札・契約方式の導入を図ることとしております。

次に、(3)の電子入札の拡大では、可能な限り前倒しし実施することとしておりますが、現在の計画を3カ月前倒しし、19年7月から全面導入を行いたいと考えております。なお、普及啓発につきましては、今後対象となるBランクや未登録業者について、3月中に県内3会場で説明会を行うとともに、操作研修につきましても、財団法人宮崎県建設技術推進機構で実施することとしております。

次に、(事項) 用地対策費であります。これは、用地対策の推進に要する経費であります。未登記処理のための登記事務委託料等の執行残によりまして 570 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、305 ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。(事項) 公共用地取得事業費であります。これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費でありまして、2 億 3,568 万 5,000 円を減額するものであります。まず、財産収入の 1 億円の減額についてであります。これは、18 年度当初、代替地売り払い収入を 1 億円と見込んでおりましたが、本年度は実績がなかったため減額するものであります。

次に、繰入金の 10 億 9,911 万 8,000 円の減額についてであります。これは、17 年度以前に先行取得した事業用地について、事業課の買い戻しが当初の見込みを下回ったため減額するものであります。

次に、繰越金の 9 億 6,320 万円の増額についてであります。これは、昨年度 2 月補正以降の事業課の買い戻し分である繰入金等を増額するものであります。

続きまして、説明欄の 1、公共用地取得事業費 3 億 328 万 3,000 円の減額につきましては、用地補償費等の執行費を減額するものであります。

同じく 2、一般会計への繰出金 6,759 万 8,000 円の増額につきましては、事業収入の減額である 2 億 3,568 万 5,000 円と事業費の執行残である 3 億 328 万 3,000 円の差額を一般会計に繰出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○郷田技術検査課長 技術検査課の補正予算に

ついて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料 307 ページ、「技術検査課」をお開きください。当課の補正予算額は、430 万 7,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、3 億 4,124 万 3,000 円となります。

以下、補正内容について御説明いたします。

309 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 職員費であります。これは、職員の人件費であります。執行残に伴い、326 万 8,000 円の減額であります。

次の(事項) 建設リサイクル推進事業費であります。これは、建設工事におけるリサイクルの推進に要する事業であります。執行残に伴い、103 万 9,000 円の減額であります。

技術検査課は以上であります。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 最初に、道路建設課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 311 ページ、「道路建設課」をお開きください。当課の補正予算額は、2 億 3,879 万 1,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、271 億 240 万 5,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

313 ページをお開きください。まず、(事項) 直轄道路事業負担金であります。これは、国道 10 号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。直轄事業費の確定に伴うもので、1 億 7,947 万 1,000 円の減額であります。

次に、(事項) 一ツ葉有料道路料金値下げ実験事業費であります。これは、一ツ葉有料道路北線の料金値下げ実験に伴う経費であります。当初、県と道路公社で実験を実施することとしておりましたが、国土交通省が、値下げによる国道 10 号の渋滞緩和等の影響を把握するため、

実験に参加することとなり、事業費の3分の2を国が負担したため、県の事業費が700万円の減額となったものであります。

次に、(事項)道路建設受託事業費であります。これは、自治体から道路整備を受託する事業であります。延岡市外2自治体の受託費の決定に伴うもので、5,132万円の減額であります。

道路建設課は以上であります。

引き続きまして、道路保全課について御説明いたします。

315 ページの「道路保全課」をお開きください。当課の補正予算額は、2億3,842万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、130億7,938万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

317 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)公共道路維持事業費であります。国庫補助の決定に伴い、7,000万円の増額をお願いしております。これは、台風等の豪雨により被災を受けた箇所において、隣接する区間が同様の被災を受けることを未然に防ぐため、一般国道219号西都市南方外1カ所において防災対策を行うものであります。

次に、(事項)地方道路交付金事業費であります。次のページにかけてごらんいただきたいと思います。これは、歩道整備や交差点改良及び災害防除等を行う事業であります。地方道路整備臨時交付金の決定に伴い、2億9,000万円の減額であります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、「損害賠償額を定めたことについて」、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。御報告は3件でございますが、発生日及び発生場

所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容につきまして御説明いたします。

まず、一番上の陥没事故でございますが、これは、横断歩道を歩行中、路面が陥没しまして、その生じた穴に右足がはまり、右足の甲の骨にひびが入ったものであります。

2番目の側溝転落事故でございますが、これは、男子高校生が自転車で下校途中、ふたのない側溝に転落し、前歯を折るなどのけがをしたものであります。

3番目の穴ぼこ事故でございますが、これは、自動車で走行中、車道左寄りに生じておりました穴ぼこに進入し、左側の前輪後輪のタイヤがパンクし、ホイールを損傷したものであります。

これらの事故に関し調査しました結果、県に道路管理瑕疵があると判断し、それぞれの右の欄に記載しております金額で和解契約を締結したものでございます。損害賠償の総額は132万873円でありまして、すべて道路賠償責任保険の契約を結んでおります保険会社から支払われます。

事故の説明は以上であります。道路の安全性を確保することは道路管理上最も重要なことですので、事故が発生した場合には、その原因や今後の対策を分析し、すべての土木事務所にフィードバックするとともに、同様の事故が発生しないよう、日常の道路巡視やパトロールにおける点検項目を見直すなど、道路管理瑕疵事故の削減が図られるよう取り組んでいるところであります。

道路保全課は以上でございます。

○児玉河川課長 河川課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「河川課」のと

ころですが、319 ページをお開きください。当該課の補正額は、80 億 6,520 万 9,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から 3 列目ではありますが、178 億 3,611 万 4,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

321 ページをお開きください。まず、一番下の（事項）公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて県が管理しております河川の改修等を行う事業ではありますが、国庫補助の決定に伴い、1 億 2,691 万 9,000 円の増額であります。

次に、322 ページをお開きください。一番上の（事項）公共災害関連河川事業費であります。これは、原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再度災害防止の観点から改良復旧を図る事業でありまして、過年災及び現年災の国庫補助決定に伴い、1 億 5,436 万円の増額であります。なお、本年度被災しました国道 448 号の串間市小崎地区の災害関連事業につきましては、後ほど、報告事項で御説明いたします。

次に、3 番目の（事項）直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川などの直轄区間におきまして、通常の河川改修や維持、それからまた激特事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。今回、直轄激特事業などの事業費の確定に伴い、8,157 万 6,000 円の増額であります。

次に、その下の（事項）河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、激特事業のうち県が実施する事業ではありますが、大淀川水系の支川大谷川におきまして、護岸工事に対する国庫補助決定に伴い、1 億円の増額であります。

次に、323 ページをごらんください。1 番目

の（事項）公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川、砂防などの公共土木施設の復旧事業ではありますが、16 年災、17 年災、そしてことしの 18 年災が確定したことによりまして、国庫補助決定に伴い、84 億 5,286 万 2,000 円の減額であります。

次に、一番下の（事項）直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間におきまして、国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。事業費の確定に伴いまして、6,609 万 8,000 円の増額であります。

次に、報告事項であります。

商工建設常任委員会資料の 19 ページをお開きください。国道 448 号の串間市小崎地区の災害関連事業について、御説明いたします。

まず、事業の概要等について説明いたします。下の方に位置図を載せておりますので、そちらをごらんください。図面の右下に「災害区間」と表示しております箇所が、地すべりのために延長 255 メーターにわたって道路が崩壊し、昨年 5 月 26 日に全面通行どめとなっております。現在は、中ほどに細い線で示しておりますが、迂回路を使用しまして、2 トン車未満の車両につきましては、片側交互通行により供用を開始しておるところです。当災害の復旧につきましては、地すべり地帯である今の国道を避けまして、図面の中ほどの太線で示しておりますが、内陸部に経済的で安全性の高いバイパスを整備することで、災害関連事業として昨年 12 月 26 日に事業が採択されたところであります。全体の事業概要としましては、バイパス部の全体延長が 1,040 メーターであります。このうち、①で示しておりますトンネルの部分が 584 メーター、その前後の道路改良を行います部分が、②の都井岬側が 70 メーター、③の南

郷町側が 386 メーター、合わせまして 456 メーターとなっております。全体の事業費は約 21 億円、このうちトンネルの工事費が約 18 億円で、事業期間は平成 18 年度から 20 年度であります。

次に、3 のトンネル工事の発注計画についてであります。当箇所は、早期に復旧を図るという観点から、迅速な予算措置が行われまして、国から平成 18 年度補正予算として約 5 億円の予算内示を受けております。工事執行に当たりましては、国土交通省の防災課とも協議しまして、18 年度予算は、トンネルの一部を 1 工区として先行発注する予定であります。2 工区につきましては、19、20 年度の債務負担行為としまして今後執行していく予定としております。なお、バイパスは 20 年末の開通を目標としております。

河川課の説明につきましては、以上でございます。

○児玉砂防課長 砂防課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「砂防課」をお開きいただきます。325 ページでございます。当課の補正予算額は、4,828 万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、59 億 6,859 万 8,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

327 ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るため、荒廃した溪流や地すべり区域において砂防堰堤などの整備に要する経費でございます。国庫補助の決定に伴い、1,333 万円の減額をお願いしております。説明の欄、1 の地すべり対策事業 1 億 6,000 万の減額と 4 の激甚災害対策特別緊急事業 1 億 6,000 万円の増額につきましては、

通常事業からより補助率の高い激特事業へ振りかえたものでございます。

次に、下の（事項）公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する事業であります。国庫補助の決定に伴い、当初、補正要望をしておりました箇所が採択を認められなかったということで 4,180 万円の減額補正をお願いするものであります。

328 ページをごらんください。次に、（事項）直轄砂防工事負担金であります。これは、国が高原町の大淀川水系大幡川や台風 14 号により被災を受けた都城市山之口町の大淀川水系七瀬谷川において実施する直轄砂防工事に対する県の負担金であります。事業費の確定に伴いまして、946 万円の増額をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 329 ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で 5 億 4,053 万円の減額、港湾整備事業特別会計で 337 万 9,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、右から 3 列目にありますが、81 億 3,606 万 4,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

331 ページをお開きください。まず、中段の（事項）空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の誘導路改良等に係る国の直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、3,804 万 6,000 円の減額であります。

次に、332 ページをお開きください。一番上の（事項）港営費でございます。これは、県内 16

港湾の管理運営に要する経費でございますが、委託経費等の執行残に伴いまして、1,784万8,000円の減額であります。

次に、中段の（事項）特別会計繰出金であります。これは、当初予定しておりました宮崎港の分譲地が売却できなかつたことなどから、一般会計から特別会計への繰出金として、1億7,200万円の増額をお願いするものであります。

次に、一番下の（事項）直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や耐震岸壁等の整備に係る国の直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、8,214万8,000円の減額であります。

次に、333ページをごらんください。上段の（事項）港湾災害復旧費であります。これは、公共港湾施設の災害復旧に要する経費であります。国庫負担決定等に伴い、5億9,019万3,000円の減額でございます。

次に、334ページをお開きください。港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

港湾整備事業特別会計は、上屋や野積み場等の施設整備及び管理運営等に要する経費を適正に経理するため、昭和55年に設置したものであります。今回、総額で337万9,000円の減額をお願いしておりますが、これは、細島港などの管理運営費において、委託費や光熱費等の執行残が生じたことによるものでございます。

港湾課につきましては、以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の335ページ、「都市計画課」をお開きください。当課の補正予算額は、6,068万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、35億9,919万8,000

円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

337ページをお開きください。まず、上から5行目の（事項）職員費であります。執行残に伴い、778万1,000円の減額であります。

次に、一番下の（事項）公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴う6,000万円の減額であります。

次のページ、338ページをお開きください。（事項）地方道路交付金事業費であります。地方道路整備臨時交付金決定に伴い、985万8,000円の増額であります。

都市計画課は以上であります。

○富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の339ページをお開きください。当課の補正予算額は、3,662万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、8億1,355万7,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

341ページをお開きください。下段の（事項）下水道事業推進費であります。このうち1の公共下水道整備促進事業であります。これは、公共下水道を整備しております市町村に対する県単独の交付金であります。市町村の事業費確定に伴い、3,532万2,000円の減額であります。以上であります。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の343ページの「建築住宅課」をお開きください。当課の補正額は、6,037万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、30億7,805万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

345 ページをお願いいたします。まず、一番下の（事項）建築物防災対策費であります。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未然に防止する市町村の対策に対しまして助成する事業等ではありますが、事業費の確定に伴いまして、2,417 万 7,000 円の減額をします。

次に、346 ページをお開きください。一番下の（事項）県営住宅管理費であります。これは、県営住宅の管理に要する経費ではありますが、執行残等に伴いまして、855 万 4,000 円の減額であります。

次のページの一番上の（事項）市町村営住宅建設促進費であります。これは、市町村が行います障がい者世帯向け公営住宅の建設などに対しまして助成するものでありますが、事業費の確定に伴いまして、1,033 万 4,000 円の減額であります。

次の（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が建設いたします優良賃貸住宅の建設や、家賃減額に対する補助に要する経費ではありますが、国庫補助決定に伴いまして、606 万円の減額であります。

予算関係につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の 20 ページをお開きください。議案第 62 号「県営花ヶ島団地 5 号棟建設主体工事の工事請負契約の締結について」であります。

1 の県営花ヶ島団地の事業概要ではありますが、花ヶ島団地ですけれども、左下の「付近見取り図」で示しておりますように、宮崎市芳士の J R 蓮ヶ池駅の西側、市の中心部から北へ約 6 キロに位置してありまして、既存住宅が老朽化し

たことに伴いまして、平成 13 年度から建てかえ事業で整備を行っているところであります。計画では、44 棟 510 戸を除却し、同じく 10 棟 510 戸に建てかえる予定としております。今回御審議いただきます 5 号棟は、右下の「配置図」の中で黒く塗っている「5 号棟」と記載しておりますが、その棟でございます。

2 の 5 号棟の建設工事概要ではありますが、鉄骨鉄筋コンクリート 13 階建て、65 戸、延べ床面積が 5,364.88 平米の建設であります。

3 の工事請負契約の概要であります。契約の方法は条件付一般競争入札で、契約の金額 7 億 4,550 万円、契約の相手方は吉原・丸宮・四本特定建設工事共同企業体であります。工期は契約発効の日から平成 21 年 4 月 6 日までとするものでございます。

続きまして、右のページですが、議案第 63 号「県営三ツ枝 B 団地 2 号棟建設主体工事の工事請負契約の締結について」であります。

1 の県営三ツ枝 B 団地の事業概要ではありますが、三ツ枝団地は、同じく、左下の「付近見取り図」で示していますように、日向市のお倉ヶ浜総合運動公園から 10 号線を挟んで西側に位置しております。ここも、既存住宅の老朽化及び、ここは日向市で区画整理をやっている、その事業に伴いまして、平成 16 年度から建てかえ事業で整備を行っているというところがございます。計画では 27 棟 91 戸を 2 棟 104 戸に建てかえる予定としております。今回御審議いただきます 2 号棟ですが、右下の「配置図」の中で黒く塗っている棟でございます。

2 の建設工事概要ではありますが、鉄筋コンクリート造 7 階建て、56 戸、延べ床面積が 4,221.61 平米を建設するものであります。

3 の工事請負契約の概要であります。契約の

方法は、先ほどと同じく、条件付一般競争入札で、契約の金額が4億7,880万円、契約の相手方が杉本・坂本特定建設工事共同企業体で、工期は契約発効の日から平成20年6月30日までとするものであります。

なお、開札承認結果通知をお手元にお届けしていると思います。

建築建築課は以上でございます。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「営繕課」をお開きください。349ページになります。当課の補正予算額は、4,623万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、7億5,308万6,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

351ページをお開きください。まず、最初の(事項)庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎等の維持補修に要する経費であります。維持修繕工事等の執行残に伴い、2,305万9,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械・電気設備の維持管理に要する経費であります。維持修繕工事及び維持管理業務委託等の執行残に伴い、833万5,000円の減額であります。

次に、352ページをお開きください。一番下の(事項)営繕管理費であります。これは、営繕積算業務電算システム及び県有建物保全情報システム整備・管理に要する経費であります。委託料等の執行残に伴い、575万円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○舟田高速道対策局次長 高速道対策局であります。当局の補正予算について御説明いたしま

す。

お手元の歳出予算説明資料の「高速道対策局」をお開きください。当局の補正予算額は、2億23万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、21億4,865万5,000円となります。それでは、主な補正の内容について御説明いたします。

355ページをお開きください。中ほどの(事項)東九州自動車道用地対策費であります。これは、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から用地取得事務を受託しているものでありまして、業務委託費の確定に伴い、8,659万5,000円の減額を行うものであります。

次に、その下の(事項)直轄高速自動車国道事業負担金であります。これは、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものでありまして、予定を上回る事業の進捗が図られ直轄事業費が確定したことに伴い、2億9,631万6,000円の増額を行うものであります。以上であります。

○黒木委員長 ここで執行部の説明は終わつたんでありますが、委員の皆さんにお諮りいたします。

この委員会に傍聴の申し入れがございますので、清武町の小玉直也さんでございますが、執行部に対する質疑等を傍聴したいということでございますので、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 許可したいと思います。

それでは、まず、議案及び報告事項について、委員の皆さん、質疑はございませんか。

○濱砂委員 まず、18年度2月補正予算議案の

中で、歳出予算額 853 億 1,405 万 3,000 円の財源内訳を教えてください。国庫支出金、特定財源、一般財源、それぞれに。

○後藤管理課長 申しわけありません。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○濱砂委員 数字がまだはっきりしておりませんが、恐らく2分の1程度かなと。補助関係、国庫支出金その他の特定財源と一般財源の比率が大体五分五分ぐらいかなと思うんですが、17年度最終予算額が1,280億2,272万9,000円、本年度、18年度の2月補正後の予算額が853億1,405万3,000円であります。その差が430億円。この430億円の大きかたでいいですけども、財源内訳も一緒にお願いをいたします。結果が出るまで、後に回してください。

○長友委員 小さいことからお尋ねをします。道路保全課についてお願いをしたいと思いますが、317 ページ、一番下の(事項)地方道路交付金事業費、これは交通安全のための歩道なんかも入っている事業でございますかね。これで減額補正で2億9,000万というような状況になっているわけですけども、通学路あたりの歩道の整備等、まだ県道の歩道整備等で十分でないところもあろうかと思うんですね。そういう中にこれだけ大きな減額補正ということですけども、地方道路整備臨時交付金の決定に伴うということですけども、こういう傾向といいますか、国の予算措置が減額されていく傾向というのはまだ続くんでしょうかね。非常に必要な事業だと思いますけれども、どんなでしょうか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路保全課でございます。2億9,000万ぐらいの減額になっておりますけれども、これにつきましては、先ほど委員のおっしゃいましたように、国の方

の内示等の決定額等もありまして、それに伴った減額にもなっております。我々としては、国の方からそういうふうにはきておるんですけども、この場合におきましても、国の方へ、交通安全とか、そういった意味で非常に必要な面がありますので、できるだけ多くいただけるように努力をしてきたわけでございます。交付金とちょっと違いますけれども、国庫補助の方で、7,000万ぐらい災害防除の方でいただきましたけれども、そういうふうに国の方に何回か行かして努力をしてきたわけでございますけれども、今回は、これで決定額のような状況で減額になってしまったということでございます。

今後、国の方の動きがどうなるかということではございますけれども、道路特定財源というのが現在、非常に動いてはおりますけれども、この状況等にもよるかなとは思いますが、我々としては、委員のおっしゃいますように、交通安全、そういった面で非常に重要な面がありますので、一生懸命要望等を行っていきたく思っております。以上でございます。

○長友委員 大変厳しい状況はあろうかと思っておりますけれども、必要なものは必要なものとして、ぜひとも強い要望をしていただきながら、一日も早くそういうところが完備されていくように、これは要望しておきたいと思っております。

もう一点、また小さいことですけども、346 ページ、県営住宅管理費 855 万円という小さな減額補正でありますけれども、住宅等の事情等ずっと調査していきますと、今、本当に建てかえが進められておまして、エレベーター等つきまして、非常に高齢化した状況の中で有効な建築住宅の施策が進められているわけですけども、一方、建てかえの対象にならないとこ

ろも、20年とか30年とかたつものについては結構老朽化が進んでいるわけですね。そして、ふろがま等も相当変形してきているというか、膨らんでいるとか、いろんな状況がございます。いろんな住宅のそういうものに関して、何といえますか、今、委託をされているという状況ですかね、そういう状況等があるかと思うんですけれども、この辺の保守点検管理、それから更新、そういうものについてはどんどんやっていただかなくちゃいけないと思うんですよ。したがって、855万の減額となりますと、ふろがまなんかをいじろうとすれば相当できるんじゃないかなと思いますが、その辺について、今後どうやっていかれるか、その辺のことをちょっとお尋ねします。

○江川建築住宅課長 今の委員のお尋ね、ごもつともなことでございまして、ここに855万4,000円の減額をお願いしているのは、県営住宅管理事業の中で人件費を見ていまして、人件費は前年度に次の年度の予算を要求する場合に、前いた人の等級で要求するわけですね。そうしますと実際、4月に人事異動がありますと、この格付より下の方がうちの方に入ってきた場合は、その分人件費を減額するということになります。その職員の人件費の減額でございまして、実際に今、委員がおっしゃるように、一般修繕とか、ふろがま取りかえとか、そういうものにつきましては、はっきり言いまして残しておりません。今後とも、住宅管理の分については、そういうことで適正に管理をしていきたいというふうに思っています。

○長友委員 わかりました。

要望でありますけれども、結構耐用年数といえますか、年数のたってきたもの、これにつきましては、また適時点検をしていただいて、適

切な補修をお願いしたいというふうに要望しておきます。

もう一点だけ、最後に、商工建設常任委員会の資料の20ページ、これは議案そのものですから、工事自体に関してということになるとあれですけど、せつかくこういう形で花ヶ島団地が整備をされております。しかし、その近辺にフラワーマンションとか、その他の住宅街やらありまして、JR蓮ヶ池駅、ここの活用なんかが、お年寄りの交通機関で、宮崎市内やらに行くときに、この近辺の方々というのはJRを非常に使いたがるわけですね。ところが、実際行ってみますと、ここもタクシーが1台入ってこれるような非常に狭い状況で、そのタクシーが回転するのも狭いというような状況がありますので、あわせてこの駅近辺のロータリーみたいな整備といえますか、そんなにお金はかからないと思いますけれども、ここの町にとっては恐らく駅を拠点にして、団地等がマッチングして使わなくてはいけないという状況が出てくると思いますので、あわせて団地の整備の一つとしてやっていただくと非常にこの近辺の方々の利便性が高まると、こういうような要望等たくさんございますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っておりますけど。もし、考え方がありましたら。

○江川建築住宅課長 花ヶ島団地につきましては、先ほど御説明しましたように、建てかえ事業で整備を進めておりますが、あわせまして周辺等の環境整備につきましても、同じような形で環境をよくしていこうということで取り組んでおります。これは、委員の方からも以前から要望していただいておりますので、蓮ヶ池駅前のタクシーの回転等につきましても、今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○坂口委員 港湾課長に、大まかな考え方でいいんですけれども、332 ページ、直轄負担金絡みで、細島港の外防、前からずっと進んでいる事業で、当初の設計どおりいっているんですけど、メーター当たり 3,000 万、6,000 万、かなりな投資ですよ。記憶違いだったら申しわけないんですけど、例えば、安全率なんかが、前は漁港の場合、係数を 1.2 ぐらい掛けていたと思うんですけど、これが見直されたというような話も全く無責任なところから聞いたんですけど、これが見直されたか、見直されていないか。商業港の場合は数字は知らんですけど。変わっていないにせよ、バリューエンジニアリングの考え方ですよ。細島港ですから、日南みたいにサンドぐいとかそういうもので地下に金がかかる場所じゃなくて、岩は浅いんじゃないかと思うんですよ。そうするとケーソンあたりかなと。重量あたりの問題になってくるのかなと思うんですよ。そこらはバリューエンジニアリング、例えば、ケーソンそのものの中詰め比重をうんと高めてやるとか、コンクリートあたりだったら比重が 2.4 ぐらいですか。これを倍のものにすればうんと小さくなりますし、バリューエンジニアリングを今からでも入れていく格好の現場じゃないかと思うんですよ。単価は物すごく高いそうですね。それに参加する業者なんかも、その 5%なり何%なりがアイデア料として還元されるものであれば、こういうのは取り組みがいがあると思うんですよ。小さい物件に何千万だというのに日数をかけても、なかなか実績としてバリューエンジニアリング、V E の手法が設計に反映されたのが具体的に聞いていないんですけど、そういう検討というのはここはなされていないんですかね。

○河野港湾課長 細島港の沖防波堤でございますけれども、直轄事業と県事業で行っております。防波堤の設置場所なんですけれども、先ほど、委員、金額の問題、高いということだったわけなんですけれども、直轄事業のところの水深がマイナス 30 メーターぐらいございます。県事業におきましては北防波堤ということで、水深が 19 メーターということです。設置場所については、北沖防波堤につきましては、岩が出ておりまして、その上に捨て石をやっているという状況です。

ケーソンの中詰めでございますけれども、現在は中詰め砂につきましては、フェロニッケルスラグということで比重の高いものを入れるようにしまして、断面を小さくするようにしています。

それから、安全率の問題ですけれども、ちょっと時間をいただきまして、後で回答させていただきたいと思います。

○坂口委員 何かそういう取り組みをされているなという感じではあるんですけど、随分前ですけど、この常任委員会で予定箇所の現場視察をさせてもらったときの数字がそれぐらいになるんじゃないかという単価だったものですから、その当時の考え方から変わっていないからですよ。水深が深ければ深いほど、逆にそういった中詰め材の工夫の仕方とか、安全率がちょっとでも低くなっていればかなり節減できるんじゃないかと。逆に、近くで養殖場が被災したこともあったから高まっている可能性もあるんですけど、コストがかかるような事業については、的確に基準とか新技術の導入を図りながら、中だから見ばえはどうでもいい事業ですよ。

○河野港湾課長 新技術といいますか、北沖防波堤、南沖防波堤につきましても、通常のケー

ソソ断面から斜面堤防波堤ということで、波が防波堤を越すわけですけれども、そのときの鉛直力を加味するような感じで、断面を小さくするように工夫しております。

○坂口委員　そういう工夫、それは新しい考え方でしょうけど、圧をかける、力を利用する。それと同時に、隣に児玉課長がおられますけど、例えば、漁港漁場一体整備、漁港の場合は防波堤の裏に裏打ちをやって、そこを増殖場なりに裏からの圧をとめる、ダブル効果をねらう設計というのが今、出てきていますよね。北海道あたりでもかなり大きい漁港でやったりして。そういう考え方もあると思うんですよ。漁場造成をやりながら、水深を11メートルなら11メートル、13メートルなら13メートルあたりまでは今度は水産サイドの事業で裏打ちをやっておいて、よりケーソン断面を狭くしていくという、そういう考え方はまさしくVEだと思っんですけど、こういうのには今後さらに積極的に、今、それを入れられていると聞いて、言わんげりゃよかったなと顔が赤くなっているんですけど、そういう取り組みをますます強化されますようにお願いをしておきます。

もう一点、繰り越しなんですけど、管理課長だったですか、さきの説明をよく聞いていなかったんですけど、11月に続いての今後、明許繰り越しの追加ということだったんですかね。11月のときにちょっと僕は気になっていたんですけど、11月には当然、工期が足りないなとわかっていながらも、まだその後の最終的には定例会があるから、当初から明許で上げてこられないんだろうと思うんですよね。その後に発注した分についても。その前も当然ですが。そのときの工期の考え方なんですけど、契約後、明許繰り越しに持っていくのというのは、当初の設計

上の工期の考え方というのはどんなになっているんですかね。年度内工期前提で設計されているんですかね。

○後藤管理課長　11月のときに繰り越しをお願いしたのは、当年度で完成を目指してやっていたんですけど、発注がおくれたとか、そういうことで標準的な工期がとれないということもありまして、その時点で4月以降にずれ込むということが明白になりましたので、繰り越しをお願いしたと。今回お願いしておりますのは、標準工期を確定した上で、年度末に完成を見込んでおったんですけど、年度途中で事業調整とか設計変更等で年度内完成が見込めなくなったということで、例えば、国の交付決定がおけるとか、そういったこともありまして、そういうのも含めて工期延長の契約を行っていくというようなことでお願いしているところでございます。

○坂口委員　ちょっとわからんですけど、僕が言いたいのはこういうことなんですけど、明許繰り越しは、まず発注しておいて、繰り越しざるを得なくなったものですよ。そのときに、当然、年度内工期になっていると思うんですよ。ところが、金額によっては10億単位のものと数億単位、2億を超していくとほとんど8カ月ぐらいの標準工期になるんでしょうけど、年度内となると、年末あたりにかけて特に4・四半期あたりに発注する分というのは、年度内工期をとれば、当然、標準工期を大きく割り込んでいて、最初から明許繰り越しをせざるを得ないというやつですよ。僕は、一般競争入札へ移行したときの業者泣かせを避けて、対等な関係での健全な競争を期待するためには、そこを改善しておかないと、これは本当に業者泣かせの、自分らの責任逃れ以外の何物でもない、改悪に

なっていくという心配もしている。だから、工期の設定というのは非常に大切だと思うんですよ。だから、当初から明許をやるべきものは、前年半年以内に発注分であっても、当然、そこで明許繰り越しをやって、翌年までの工期を設定して設計をやっておかないといけないんじゃないかと。

でないと、今度、品質の確保で施工計画なんというのは、綿密な施工計画を立てさせることになりますよね。10億ぐらいの工事を4カ月の施工計画を立てさせたら24時間労働ですよ。これは労働安全衛生法上、県が法律違反を指示したということになる、認めたということになる。だから、そこを尋ねたかったんですけど、それはどうなっているかというのを。

○後藤管理課長 工期の確保といいますか、それについては当然、法律を守られた工期といいますか、そういうのを設定して発注するのが筋だと思っております。これは、入札制度改革の中で、工期等の確保とか発注側が守らなければならないことについては当然でありますので、その標準工期の確保を前提に、発注の時期を前倒し等でやっていくとか、そういったことで業者負担にならないようにやっていきたいと考えております。

○坂口委員 会計法の限界、単年度ということ、それをどうクリアするかといったのは、さっき言われたように、本来なら用地交渉に日数を要したなんていう繰り越しの理由は認められないんですよ。何年前前は完全にそれがなくなっていたですよ。発注の中でそういう明許繰り越しの用地交渉に時間を要したという理由というのは。また最近上がってき出したんですよ。そうすると相手様次第でしか発注できない。今度は完全に契約をしたら何日以内に着工しなけ

ればならないというものもあるでしょう。そうすると、即着工できる状態になるまで用地も、調整事業も、すべて調整した発注者側責任において完結した後でしか発注できなくなるんですよ。ますます今言われたのと逆で、工期不足というのは当初から標準工期を組ませたときに工期を割ってしまう。施工計画を出せと言ったときには、そこに法律上の問題があったり、安全管理上、それは公衆安全じゃなくて、部内の労働災害の面から見た安全管理上問題があるという施工計画しか組めなくなると思うんですね。そうすると、発注者側が責任をどう持つていくのかという、法的な問題は発注者側の責任で解決してあげるからそれでもやれというのか、労働災害が起こったときに、それも発注者側の責任で解決するよとってあくまでもやらせていくのか。でないとおかしくなると思うんです。特に、損料計算なんかで、例えば、工期を3カ月でやればうちの方が競争力はあると。リースに頼るところなんかは特にそうですよ。ところが、工期が最初から1年半見てくれば、うちは自前の機械を持っているから、損料の部分で大きく節約できるんだと。だから、品質はむしろ確保しながら安くできるんだという、品質を一定のものをクリアするというのを前提としたほかの部分での競争力というのは、物すごく条件で違うんですよ。だから、そんなむちゃな、最初に計画があってから1年以内で全部やれと。僕は業者擁護を言っているんじゃないんですよ。対等な関係になってくださいということですね。泣かしちゃだめ。まず商法を守って、商法あつての地方自治法であり建設に関連する法律で、本来はちょっかい一つ出せないんですから、契約したら。でないと、今度は補償金の問題とか、学識経験者、これも234条

にありますよね。そういうものとかいっぱい問題を含んでいるんですよ。

だから、そこらを十分検証して、というのが、例えば、会計検査何とかいうときも、業者さんがサービス工事でやっていますよね。掃除から、テントから、書類作成から。これも発注者側の責任でやらないとだれもかかり合いませんよ。指名じゃなくなったら。だから、そこらをしっかり本当に対等でいい業者にいい仕事をしてもらう、そういう人たちを残せるような、そして談合を防止したり、不適格あるいは不信用、そういう人たちを廃除できるというシステムをつくっていかないと、随分後々に問題が生じるんじゃないかという心配をしているんですよ。ここらをどれぐらい検討されているのか、ちょっと外から見えないんですわ。

○郷田技術検査課長 技術検査課ですが、たまたまのお話、対等な契約関係をつくっていくということですね、これからの契約の中では、特記仕様書の中で工期関係の条件明示もしっかりやっていくと、そういうことでとりあえずは対応したいと思っております。

○坂口委員 くだくなるけど、それが見えなような気がするんですよ。例えば、ここに「入札ポンド」なんて書いてあるでしょう。具体的には、第三者とはどこにどういう評価をさせようとしているのか。僕らの頭の中にあるのは県内事情に詳しい、県内のことを心配する、県内の資本の銀行かなと。ところがこういった銀行というのは、たくさん出向なりOBなりを建設業者に出しているんですよ。あるところは自分ところのお得意さんとして出しているところもあれば、あるところは資金回収のために管理者みたいにして出しているところもある。こういったところは外部機関ですよ。でも、そこらが本

当に公平な審査ができて、公がやるべき分野に大もとに介入させてもいいのかという問題ですよ。これでは客観性は保てないと思うんですよ。やっぱり融資した金は回収したくなるし、ライバルが主力銀行のところは極力遠慮してもらいたくなるというのは人の常だと思うんですよ。そういうところに評価を任せれば。だから、そういうものを本気で検証して行って、幾ら外圧に遭っても、こういう理由で試行が必要なんだというものは試行を主張しながらやっていかないと、最初に何月何日全面施行ありきというのを決めておいてスタートしていくと、間違ったとき、この次に信用を失墜したときの回復がすごく心配なんですわ。

僕がこういうことを言ったら時代の流れに逆行するかもしれないけど、あくまでも、特に官製談合、談合そのものをなくさなきゃいかんと。その中でなぜ、最近になって品確法だの公調達法だのというものが出てきているかということ、そういうものがまだ補完できてないよと、だから総合的にしっかり判断しろということで、新たな法がどんどんどんどん整備されてきている。ここをやっぴりちゃんと主に置いて、自分らがまずやるべきことは何なのかということ。そうになると税金を有効に活用して行って、本当にいいものをエンドユーザーなり納税者に提供していくという、このところですから。それを障害するものが談合であったり、いろんな不良行為、それを排除するためのテクニックとして詰めているけど、あくまでもいいものをより安く、そして安全・安心に使えるように提供していくという、この精神が中心だということを忘れて事を急いだら、この次、改革するときが大変ですよ。あれだけ鳴り物入りで、何か大革命みたいなことをやったけど、欠陥だらけで、途中で

その業者がケツを割ってから、結果的には税金のむだ遣いになったとか、そういう問題。

まだいっぱいありますもんね。入札のときの保証金みたいなものの問題とか、保証金が回収できりゃいいという問題でもないですよ。それから、今度は総合評価方式で品質を確保すると大きな方針も言われているけど、総合評価方式なんかも、最初はやれる部分だけということだけど、それじゃ目的は達せられない。やっぱりある程度のところまで突っ込んでいかないとだめなんですけど、だれが評価するのかということ、今、県は、1種、2種の品確技術士ですか、これなんかも何名その資格を取っておられるのかとか、こんなのが全く準備できていないと思うんですよ。

例えば、今までは最低制限価格を決めていたけど、これだって、今度どういう根拠で裁判にもたえ得るような失格ラインを出していくのか。総合評価方式だって、原則、総合評価方式だったら一番ポイントが高い人でいいだろうと思うかもわからないけど、これだって納税者に対して一番有利な相手方を選べということでしょう。だから、一番点数が高い人が契約者となり得るとも限らないですよ。そこらのところをどう客観的に整理されるのか、これは大変な作業だと思うんですけど、その準備への心構えと進捗がもしここで説明できれば。

○郷田技術検査課長 今、坂口委員がおっしゃるように、さまざまな問題、課題があると思います。最初から満点のものはまずできないと私も認識しております。それで、試行で確かめられるところは試行しながら、検証をしながら、どこに問題があるのか、その問題解決のためにどうしたらいいのか、そういうことも含めて、これから検討すべきところは検討しながら、

よりよいものに近づいていくように作業を進めていきたいと思います。

○坂口委員 検証というのは必要と思うんですよ。でも、時間を切っておられて、全面導入という方向を出されたということ、事を急いじゃだめだよというのと、前回の11月定例会でも言ったけど、今後、不落物件が出てくる可能性も高いと思うんですよ。設計漏れとかですね。不落なんていうのも2度しか入札をやり直せないでしょう。2度やり直してから3度目、随契でだれもやらないですよ。だからといって、そこで設計を増額したりちょっと工夫をしたりすれば、それは今度は県が批判される。県の技術力なり信用力をなくすようなことになる。あれはたしか、地方自治法で一般競争入札の場合は2回まで入札に付して、3度目は随意契約によらなければならないと234条の契約の項にありますよね。そんなものをしっかりやらないと、本当に県が今度は信用を失ったらなかなか大変だと思うんですよ。僕は、何度も言いますが、一般競争入札なり何なり、とにかく官製談合と談合を排除できる方法は賛成なんですよ。でも、的確な価格で、対等の関係での契約ができて、最終的にいいものを提供できるという、この基本を間違えちゃだめだということが言いたいんです。

○野口土木部長 我々発注者側としても、技術力のある企業さんに品質の確保をしっかりとっていただいて、公共施設を整備していくというのは第一だと思っておりますので、今、委員の方から注意しなくてはいけない事項やなんかいろいろお話をいただきまして、そういうものは参考にしながら、先ほど技術検査課長の方の話がありましたけれども、いろいろな形で試行をさせていただきまして、その検証というものを

しっかりして、よりよい入札・契約制度の改革を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○榎藤委員 333 ページの災害復旧云々ということなんですが、さっと説明をされたんですけど、この表を見ただけではなかなかわからないので、もう一遍、例えば県債のマイナス 3 億 4,300 万とか、下の方に 17 年災 1 億 2,400 万、18 年災 4 億 6,500 万、このあたりのマイナスとか、全体の関連をもう一度説明してほしいんですが。

○河野港湾課長 333 ページの港湾の災害復旧事業でございますけれども、平成 18 年災でございますが、申請額に対しまして決定額でございますけれども、決定額が少なくなったものから、これによりまして減額になっております。今回の災害復旧でございますけれども、港湾のしゅんせつということで、しゅんせつ工の災害復旧事業によるものでございます。災害復旧につきましては、5カ所ありますけれども、今回、災害決定が少なかったということでございます。

○榎藤委員 平たい言葉で説明してほしいということなんですが、例えば、5カ所で、補正前が 12 億幾らだった、それが決定したら 6 億 8,700 万になったと。それと、左側の県債と一般財源の関係等がわかりづらいので、説明してください。

○河野港湾課長 平成 17 年災害でございますけれども、当初予定が 1 億 8,200 万でございます。最終決定では 5,628 万 6,000 円ということで、平成 17 年災害につきましては、3カ所ございまして、工事費が 5,548 万円の決定でございます。予算と工事の決定から 1 億 2,400 万円の減額ということでございます。このうち国費でございますが、7,831 万 4,000 円、あと県費になりま

すけれども、4,610 万 6,000 円ということです。

○榎藤委員 課長が言われた数字はここに出ますか。

○河野港湾課長 333 ページの災害復旧事業でございますが、17 年度と 18 年度の災害でございますが、右から 4 番目、補正前の額ということで 12 億 7,700 万でございます。査定決定を受けまして 5 億 9,000 万円の減額ということになるわけですが、その内訳としまして、下の方の説明の欄ですけれども、17 年災が 1 億 2,441 万 6,000 円、18 年災につきましては、4 億 6,577 万 7,000 円ということで、トータルが 5 億 9,019 万 3,000 円ということになります。

○榎藤委員 そうすると 2 番目、3 番目のマイナスの、例えば 6 億 8,100 万円、3 億 4,300 万円、4 億 3,400 万というのは、これの財源的なものということで。

○河野港湾課長 国庫支出金ですが、6 億 8,100 万円ということで、17 年と 18 年を足しまして 6 億 8,163 万 3,000 円でございます。その他の一般財源 3 億 4,300 万でございますけれども、県費の中の起債事業でございますが、18 年災の 3 億 100 万、17 年災で 4,200 万ということで、3 億 4,300 万が起債になります。県費でございますけれども、4 億 3,444 万ということで、国庫支出金と一般財源でございますけれども、4 億 3,400 万ということです。

○榎藤委員 時間の関係もありますので、これはまた勉強させていただきます。

次に、346 ページ、木造住宅耐震診断促進事業、これについては 345 ページからずっと見ていくわけですね。17 年の場合には、3,000 万の予算に対して実行予算が 1,600 万、本年度においては 3,350 万が 930 万ということで、木造の耐震診断を促進しようということで組んだん

だけれども、実際にはかなりおくれるのか、やらなくていいのか、その辺はどうなのか。

○江川建築住宅課長 建築住宅課でございます。今、委員おっしゃるとおりでございます。実は、346 ページの木造住宅耐震診断促進事業という内訳がございますが、これがここに書いてありますように、1,430 万 4,000 円ということで、一番額が大きくなっています。これは、実は県といたしましては、2,000 戸の住宅の耐震診断があるだろうということで予算を組んでいたわけですが、実際は、ふたをあけてみると 100 ちょっとしかなかったということで、これだけ減額ということになるわけです。それにつきましては、住宅の耐震化というのは、もちろん、住宅を持っている方がみずから取り組むということが大前提でございますけれども、取り組む意欲がなかなか上がらないということで、PR 等は十分やっているつもりなんですけれども、例えば、静岡県あたりですと、目の前で地震が起るとか、あるいは神戸ですと経験しているというような形で非常に多いんですけれども、宮崎の場合はなかなか住民の方が認識していらっしゃるということもありまして、私どもとしては、パンフレットの配布とか、県庁ホームページでの PR とか、あるいは各土木事務所に相談窓口を置いたりして意識の高揚を図っているところでございますけれども、実はなかなかその件数に及ばなかったというものでございます。

○榎藤委員 この促進事業の内容が、例えば、今言われた静岡とか兵庫に比べて、一般の人から見て魅力が足りないんじゃないかと、もう少し積極的な補助内容とかにすべきじゃないかという意見もあったような記憶があるんですが、その点は、中身は同じというふうに建築住宅課

長としては判断しているかどうかですね。

○江川建築住宅課長 診断につきましては、額は違いますけど、おおむね 1 軒当たり 4 万 5,000 円かかるだろうということで、その持ち主の方には 1 万 5,000 円負担していただいて、国の方から 1 万 5,000 円いただきまして、あと県と市で半分ずつ、いわゆる県は 7,500 円というような形で進めております。以上でございます。

○榎藤委員 静岡も兵庫も大体そういう内容ですよというふうに逆に解釈してよろしいんですね。

○江川建築住宅課長 静岡、兵庫が今、幾らだったかという額をちょっと私も覚えていないんですけれども、そんなに違わないと思います。

○榎藤委員 次、346 ページですが、一番下の住宅費のところなんですけど、17 年度の実行予算でいくと 40 億近く、それが 18 年度のことしの実行予算でいくと 28 億 7,000 万ということなんですけど、こういったことは今、投資的経費を抑制しているということ等で、だんだんここらあたりに仮にお金を抑えるということになると、県営住宅等の長期の建てかえとか、そういったことが将来的に問題にならないのかなど。40 億と 28 億というとかかなりあるような気がするんですが、そういうのはでこぼこで、将来的には支障のないようにしますということなのか、今から先は切り詰めて 10 億ぐらいは減していきますよという姿勢なのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○江川建築住宅課長 346 ページで見ると確かにそういうことになっているわけですが、住宅管理につきましては、今年度から指定管理者制度ということで、約 6,000 万ぐらいは減っているというのは言えると思います。ただ、建設費につきましては、土木部の中の公共事業を

進めていく中で、全体としてのバランスと申しますか、そういうことで減ってきているというのは事実でございます。そういう意味では、私の方は建てかえ事業の方で進めておりますものですから、均等にやっていきたいということはありませんけれども、財政難の時代になってきましたので、そのまま進めるかどうかというのは疑問でございますけれども、なるべくそういう形で進めていきたいというふうに思っております。

○榎藤委員 私は短期的にでこぼこがあるというのはやむを得ないと思うんですが、県営住宅をどれだけ持っていか、逆に民間のマンションとか相当建ち始めておりますから、官業、民業の関係も含めて抑制してもいいんじゃないかというような結論等をもってこういう形で進んでいくのであれば私はいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺がはっきりと私も具体的に、将来、県営住宅はどうすべきだというのが理解ができていないものですから、そういう質問をいたしました。また今後、将来的なこと等についてはお聞かせいただくということで。

○河野土木部次長 県営住宅につきましては、現在は県の世帯数と総住宅戸数、これを比較してみますと、確かに1世帯当たり1.1戸というような住宅の状況でございます。量的には住宅数は事足りているんじゃないかというような感じを持っております。したがって、県営住宅につきましても、40年前半ぐらいのいわゆる古くなっている住宅の建てかえを中心に、新設団地は今やっておりませんが、建てかえを中心にやっているところでございます。それにつきましても、一応、大体10年計画という建設計画は持っておるんですが、年平均しまして大体150戸程度をやっているという

かというような計画は持っております。ただ、今、建築住宅課長が言いましたように、現在、こういう厳しい状況でございますので、年間の150戸がスムーズにいくかどうかというのはこれからのところではございます。そういう一応年次計画は持って建てかえ計画を進めているところでございます。

○長友委員 住宅のことで関連しますが、代表質問でも触れさせてもらったんですが、宮崎市内ですけど、ずっと回ってみますと、独居老人と申しますか、単独の高齢者の方が多いんですよ。数はどれぐらいになるのかというのは私も統計を見ていませんからわかりませんが、国民年金あたりで生活をしていくということになったときには、大変な状況なんですね。アパートみたいなのに入っている方はですね。恐らく2万も出したらそのあとの生活ができないんじゃないかというふうに思います。生活保護でも住居費というのは2万9,000円から3万円ぐらい見てあると思うんですよ。そこで生活保護を受けている人と国民年金だけの人のギャップが出てきておまして、家を持たない人に関しては、生活保護では住宅扶助という制度はあろうかと思うんですが、賃貸住宅あたりで、そういう老人というのはそんなにたくさんは要りませんが、最低2万5,000円ぐらいの家賃でおさまるような部分でないといかんと。そうすると、どうしても県営住宅あたりに入れればなということになっていくわけですね。ところが、県営住宅は今、既に建てかえに入っていて、ふやすような状況ではないと。そしたら民間のストックの既存の住宅あたりをそれぐらいで借りられるような制度と申しますか、そういう政策を何かやらないと、そういう方々がなかなか大変な生活に

なるんじゃないかと。病気をされたら大変なんです。病気をしないで健康ならば、本当に切り詰めて切り詰めて、そういう住居費を払いながら生活をやっていくような、それでも大変なんですけれども、万が一病気したら家計は全くパンクするという状況があります。そして、高齢化がどんどんどんどん進むわけですから、今後の住宅政策として、今、権藤委員がそういう見通しを聞かれましたけれども、そこらあたりを、データ等をとられながら、また計画を立てていただくといいなというふうに思います。これは要望です。

○徳重委員 道路建設課長にお尋ねします。道路予算、271億という大きな予算ですが、この中に都城志布志道路関連の予算は幾ら入っていますか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設課でございます。都城志布志道路につきましては、現在、道路建設の方で都城東環状線として予算をつけておるわけですが、額については、この後回答したいと思います。

○徳重委員 この道路が先月13日か、都城インターの着工式がありました。あそこは直轄だと思うんですが、御案内のとおり、まだ1メートルも供用開始されていない。鹿児島県の方がもう既に4キロは4～5年前に開通しました。21年度であと4キロですか、8キロ以上開通するというような形ですね。都城の方はまだ1メートルも開通しないが、21年度には1.9キロというような状況。さらに都城梅北から県境までがまだ調査区間にも入っていないというようなことで、同じ宮崎県、鹿児島県の範囲を通っている道路でありながら、宮崎県側の動きが非常に鈍いと言ったらおかしいんですが、そういう状況にあるわけですね。しかもその投資額が3分の1に

も満たないと。一方、鹿児島県の方は140億～150億、恐らくもう200億近くいっているんじゃないかなと思います。宮崎県側が同じ20キロで総体340億と言われておりますね。なぜそんなに違うのか、非常に残念というか、その辺、部長、どうお考えですか。

○野口土木部長 都城志布志道路については、県の西部地区の非常に重要な鹿児島県とを結ぶ道路だと認識しております。先日も直轄部分の起工式、一部でありましたが、ございましたわけですが、県の方でも、引き続いて鹿児島県側の市内区間、積極的に整備させていただいているわけでございます。引き続いて、できるだけ早期に供用するようにやっていきたいと思っておりますが、もう一方で、直轄側の方も、都城インターチェンジから一部区間についてはまだ調査区間というような形になっていると思いますので、その早期の事業化等につきましても、直轄の方に働きかけていきたいと思っております。

○徳重委員 宮崎県側は直轄区間が約12～13キロあるんですかね。鹿児島県は全区間県単なんです。県単でありながらそんなに進んで、なぜ宮崎県側はそういう形になっているのか、非常にそこ辺、不思議なんですけど。さらに、もしこの道路ができたときの利用度というのは、少なくとも西諸、北諸をひっくるめた宮崎県側の利用者の方が多いと言われておるんです。しかも志布志港にできておりますカーギル社を中心とする飼料基地、その飼料の搬送がほとんど北諸、西諸が中心で、利用者の半分以上がこちらにいらっしゃるというようなことを考えると、積極的に宮崎県側が努力しなければいけないと思うんです。東九州自動車道ももちろんのことですが、これをもう少し真剣に取り組

んでほしいなど。それで先ほど事業量を聞いたところですが、もし、わかれば教えてください。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 先ほどの都城志布志道路の中で都城東環状線今町工区としまして、平成 18 年度の事業費としまして 5 億 6,300 万円ほど投入しております。以上でございます。

○徳重委員 ぜひひとつ、すぐ云々ということじゃありませんが、これ、前向きに取り組んでもらわないと、本当に余りにも差が大きいと考えております。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 都城志布志道路につきましては、委員のおっしゃいますように、鹿児島県と宮崎県と一緒に取り組み始めたわけでございます。せんだって着工式がありました 10 号のバイパスの部分、ここにつきましては直轄の方でやっていただいております。この前の着工式の部分につきましては、「ちゃくプロ」というのを国の方で出されておりますけれども、年度を区切って完成工区も出されております。県の方も、今、委員のおっしゃいますような 10 号から 269 の間、それから梅北の方、この 2 つについて現在、取り組んでおります。10 号から 269 につきましては、国道 10 号の着工した方、それと同じ年度ぐらいには終わるようにしております。現場の方につきましても、道路の大きな盛り土、切り土、橋梁、そういったものもやっておりまして、私が言うのもなんですけれども、ある程度目に見えた形にはなってきたかなとは思っております。ただ、委員の満足にはならないかもしれませんけれども、県としては、予算等も投入しましてそういうふうに見えた形にはなってきたかと思っております。ただ、梅北から県境の方、このところにつきましては、まだ調査区間になっ

ておりません。そういうことで、今取り組んでおります梅北までの区間を早く終わらせるというのと、それとあわせて、県境の方に向けてまして調査区間に格上げしていただくと、これに格上げできないと予算がつかみませんので、そちらの方につきましても、19 年度から取り組んでいきたいというふうに思っております。そういうことでございますので、鹿児島県とも調整しながら頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○徳重委員 ぜひ、ひとつ前向きに精いっぱい努力をしていただきたいなと思っております。今おっしゃった区間がもしできたら、21 年前後、約 4 キロ近く開通できるかなと期待をしております。

それと、公園下水道課長にお尋ねしますが、予算の中で公園下水道課の補正 3,532 万 2,000 円の減額ということになっております。これは事業量の確定ということですが、今の下水道普及率というか、それをちょっと教えてくださいませんか。

○富高公園下水道課長 今現在、宮崎県の普及率ということでございますけど、約 46 % ございまして、今回の確定に伴いますということは、市町村の事業の認可を最初に受けるわけなんですけど、その後に変更等がございまして、そういったものに伴う減額が発生したというようなことでございます。

○徳重委員 計画を下回ったということで理解していいんですかね。年度当初出された下水道の施工率を下回ったということでいいんですか。そういう意味ですかね。

○富高公園下水道課長 計画は一応実施しておりますけど、下回ったというような形ではなくて、当初、ある程度つかみをやるものですから、

そのつかみで実際計画に基づいて実施した額との差というふうに理解してもらいたいと思います。

○徳重委員　ちなみに、宮崎と都城と延岡の普及率、3市で結構ですが、教えてください。

○富高公園下水道課長　宮崎の方の普及率が、現在、合併したことによって若干下がっておりますけど、81.3%、都城が同じく合併したことによって下がっておりますけど、34.1%、延岡が68.8%でございます。

○徳重委員　御案内のとおり都城が一番低いわけですね。今、積極的に取り組んでいます。都城が最初の県の見込みの普及面積から下回ったのかどうか、それをちょっと教えてください。

○富高公園下水道課長　都城、当初予算に対して精算した差額というものは、都城において770万ほど下がっております。当初予算が1,500万近くであったわけなんですけど、その分が下がっております。これは、いわゆる合併に伴いまして、ほかのところも下がっておりますけど、財源的な問題とかが入ってきているというふうに解釈しております。したがって、計画そのものも合併に伴って、再度見直しを図っているという状況であります。

○徳重委員　都城は御案内のとおり、大淀川の上流、宮崎市の水源になっています。こういう普及率ということで、市民も大変申しわけなく思っているわけですから、この34%、まさに山村と同じぐらいの普及率と言ってもいいぐらい低いわけですから、ひとつ積極的に働きかけていただきたいと思います。結構です。

○坂口委員　入札に関して、さっきの僕の表現の仕方が急ぎ過ぎて違う意味で伝わったかもしれませんけど、一般競争入札でも指名でもですけど、設計ごとに入札をやりますよね。公募型

のときは当然応募してくるのがゼロなら不落になってしまい、応募してくれば、予定価格を公示すれば、その下で来るでしょうから落札者が出てくると思うんですけど、応募者がいなかった場合、自治法では随契でできるよということになるけど、2度競争させて、それでもなおかつなければ随契でもいいですよ。もう一つの選択のあり方で、再度公告をしてもう一回競争させてもいいですよとなっていると思うんですよ。ところが、地域要件が入ろうと、全県に入ろうと、対象者というのは全業者ですよ。そこで応募する人がなかった場合、再度公告をしたって、ないと思うんですよ。というのが、確実に赤字が出るような現場というのも今まではこなしてきていたんですよ。何とか契約して工事ができていた。そういうことが出てくることを想定すると、積算というものを正しくやっておかれないと心配なんですけど、今度はどうしても受注してくれる人がいないときに、何らかの方法で随契なりで工事をやらざるを得なくなったとき、随契にしたって、公示したものの変更ができる部分といたら入札保証金と工期の変更、ほかは認めていませんよね。ほかは変更できないわけです。そうすると、設計書そのものを変更しないと的確な予算が計上できなくなってしまうと思うんですよ。だから、そういうものが出てきたときに問題含みだなと。そうすると県の技術力とかが疑われる。今までの設計はどうだったのというまた新たな問題に派生するから、そこをしっかりとやってほしい。そういう条件を整えながらという意味の質疑だったんです。急ぎ過ぎたから、ちょっと誤解されたかもしれませんが、結論として、再度入札はできないよと。現実的には3度、4度での入札はできないよということで、法律は許している

けど、そういう趣旨で間違いないですかね。

○郷田技術検査課長 応札者がいなかった場合の話ということなんですけれども、事後審査型の条件付一般競争入札ということでは、一応、入札中止ということになるわけなんですけれども、そういう場合は設計内容や要件設定、これをまず見直す。そして再度、条件付一般競争入札により入札を行うということになると思いますが、これは後のいろいろな面でも課題を抱えていますので、今後の検討課題として検討していきたいと思います。

○坂口委員 これは外に外れてしまったけど、さっきの工期の問題、明許繰り越しから出た問題で、ちょっとその他みたいなところに入ったけど、今のように、設計諸元を見直して再度設計する方法しか出てこないと思うんですよ。もう一回設計金額を増すというのはですね。そのままでは絶対見直せないわけですから。そうすると、今までの設計が本当に的確な設計だったのかという大きな疑義がそこで生じるから、だからそこをしっかりと、どこからどうつつかれたってこれでやれるよと、すべて計上してあるという方法が必要じゃないかということなんですよ。

河野次長がおられるけど、例えば、営繕あたりでやっておられる複合単価の導入とか、ユニットプライスの導入とか、こういうものを総合的に検討して行って、万全を期す必要があるんじゃないか。しかし、一般競争入札は進めてくださいという趣旨の要望と質疑だったんです。

○後藤管理課長 濱砂委員の方から出ておりました財源内訳の話なんですけど、各課事業ごとの積み上げが必要ということで、最終内訳を示すのはかなり時間がかかります。それで、一応、委員会資料の1ページの最終予算額、一般会計853億1,405万3,000円、これの財源内訳は、

一応拾ってみたところ、国庫金が262億9,181万5,000円、起債等の特定財源が385億2,228万7,000円、残りが一般財源でございまして、204億9,995万1,000円、ここまでで、17年度の方とかについては各課事業ごとの積み上げですので、時間がかかなり要りますので、お時間をいただきたいと思います。

○濱砂委員 最終予算額で850億円の土木部の公共事業関係費用が出ております。このうちの一般財源持ち出しは204億円、特定財源、国庫支出金を含めて648億円ということですから、実際に一般財源からは約3分の1しか出ていないと。ところが、この中の表現だけを見ると、さも850億円のお金を使っているという表現になるんですよ。よく誤解をされるんですが、例えば、公共三事業、大体2,000億円以上のお金を使います。その財源内訳をはっきりと表面に示していただかないと、県民の皆さん方は、すべて自分たちの税金であることには間違いない、けど、一般財源から繰り出されたものだという感覚で見られる。ですから、公共事業を削ることが財政改革だといういびつな表現になってしまうんですよ。この辺を土木部長、どう考えられますか。ちゃんとはっきりしたものを示していかないと誤解を受ける。

○野口土木部長 出る方がどういう支出に充てられるのか、歳出面の説明、当然しっかりとやっていかなくちゃいけないですけども、やはり歳入面でどういう内訳があるのかというのも、あわせて、できるだけ県民の皆さんにわかりやすいような形で伝えていきたいと思っています。

○濱砂委員 工事の金額が今、例えば、道路にここは2億円ですよとか、トンネル工事で5億円ですよ、10億円ですよという表示が出ますね。この中に財源内訳でも書いて、一般財源は、全

体では6億円だけれども、このうちの2億円が一般財源なんですよと、あとは道路特定財源なり、いろんな財源で国からもらっているお金、あるいは将来国が補てんしてくれるお金ですよというのを明確に示しておかないと、下手な誤解を受けてしまうというのがあるんですよ。この前、中野副委員長から一般質問で話があったように、マスコミの皆さん、聞いておってください。9,000億円の借金が確かにあるんですが、これは、景気浮揚対策もありましたから、臨時財政対策債とか、あるいは将来返ってくるべき、交付金で返還されるべきお金というのが入っているんですね。実際は4,000億ぐらいの借金なんです。それが、さも9,000億円宮崎県が借金をしていますよ、県民の借金ですよという表現がなされているから、何か行き詰まってしまうような、そういう雰囲気県民に誤解を与えてしまう。ですから、ぜひ、今後、表現をされるときにはここ辺を強調して、実際にはこうなんですけれども、この部分の財源の中には特定財源なりいろんな国庫支出金等で返されてくる部分がありますから、現実はこちらだけ県の一般財政の負担なんですよというのを明確に県民の皆さんに示していただきたいと思います。私も訴えていきますけれども、どうも誤解されがちですから、よろしく願いいたします。

○河野港湾課長 先ほどの権藤委員の御質問、港湾の災害復旧費に関してでございます。333ページでございますが、国庫補助決定に伴いまして5億9,019万3,000円の減額ということでです。国庫支出金につきましては、6億8,163万3,000円の減額ということでございますが、その中で一般財源、右の方の4億3,444万円でございますけれども、これにつきましては、先ほど言いましたけど、しゅんせつ工事費という

ことで、国庫負担の額の決定等がすべてしゅんせつを完了する分の負担まで来なかったものですから、その分の県単費を充ててしゅんせつを行いますということでございます。そういうことで、県費の一般財源が4億3,400万というふうになっております。以上でございます。

○権藤委員 この表を見てもなかなかわからないんですよ。だから、できれば、全体と、国の査定が決まった後でどういうふうにせにゃいかんのかというあたりの流れが、5カ所あるのであれば、そういうものを含めて、これでいきますと、補正前の額12億7,000万ぐらいあって、補正後の額がくるんだけど、その間のつながりと、下の説明の17年災、18年災とがなかなかわかりにくいものですから、来年以降について、常任委員会資料等でわかりやすく説明してもらうようなことを検討してほしいなという要望です。

○河野港湾課長 ほかのところとの関連等もありますけれども、委員会資料の中でできるだけわかるように資料をつくっていききたいというふうに考えております。

○権藤委員 大きな金額があっちこっちマイナスが出たりプラスが出たりしているけど、我々からすると皆目見当がつかんということですので、そういう工夫もまた来年以降お願いしたいということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○黒木委員長 次に、その他の報告、入札・契約制度の改革とか、国道448号の災害、この2件の報告がありましたが、このことについては何か質疑はございませんか。

○横田委員 入札制度の見直しについてですけど、今回の官製談合事件を受けて、議会のチェックが機能していなかったということを新聞とか

で大分書かれたんですけど、実際、議会がどれだけ官製談合についてチェックできるのかなと、非常に難しい問題だと思いますけど、今度、見直しで「情報公開の推進」ということで「入札・契約情報を県議会に定期的に報告するとともに」というふうに書いてありますけど、これも本当にできるのかなと正直、私たちも不安なんですけど、最終的には内部情報の提供というか、それに頼らざるを得ないのかなというような気持ちもするんですけど、そこらあたりをどのように考えておられるのか。

○後藤管理課長 電子入札が進んでいくと、データそのものはいろいろ確保できるようになりますので、電子入札の結果をその都度、ホームページ上で公開するという事もできますし、議会提出資料についても、今まで5,000万以上でやっておりますけど、それをもっとわかりやすい形でタイムリーに出せるようにしたいと考えております。

○横田委員 結局、談合というのはやみの世界の中で、本当にそれ、チェックできるかなと非常に不安なんですよね。私たちもチェックする責任があると思いますので、何とかその機能を発揮したいなと思っておりますけど、正直、難しいような気がするんですけどね。

○後藤管理課長 談合というのは私どもの方にも結果でしかわかってこないんですね。それで、談合情報等がありましたら対応ということでやっておりますけど、それも情報があつたときだけでして、それ以外のことにはできませんし、捜査権とかもありませんけど、今回のやつは、今まで公正取引委員会の方だけに連絡をしていたものを、県警の方にも連絡するとか、あるいは先ほどの情報公開の中で落札率等も出せるような方向で、経年チェックといいますか、そう

いったことも含めて出せるような方向で検討したいと。あくまで電子入札という武器が使えるということを前提に、そういう過去のデータはより広く広報できると、そういうことでチェックなり、あるいは内部チェック機能とかも含めて、これは、公共三部でやっているのがどうかとか、そういった意見もありますので、そんな方面からも検討されると、そういうふうに聞いておりますので、そこらを含めて総合的に談合がチェックできるシステムといいますか、そういうのを構築していきたいと考えております。

○横田委員 ぜひ、そういう方法でよろしくお願いいたします。私たちも頑張りたいと思います。

○中野副委員長 今後の要望ですけど、さっき言ったように、議会にチェック機能が云々と知事が言っておったけど、まさにこれほどここまでできるかわからん。私を知りたいのは、今後、県の公共三部門、業者ごとの落札価格の合計、これは建設新聞やらには出ているわけだから、別に公表したって何もないと思うから、そういうのを議員にも送ってくるように。落札、単発で来ても何の意味もない、あれを見ても。その業者が過去1年間にどれぐらいとったとか、積み重ねが来ればいろいろ考えるところがあるんだけど、ただ入札しました、法律に基づいてやっているわけですから、それぐらいは各土木事務所、とったりするわけですから、ある程度、Aクラス、特Aぐらいはですよ。これは何も個人情報じゃない、もう既に出ておるやつだからね。ぜひ、そういうことでひとつお願いします。

○後藤管理課長 今の件も含めて、どんな形で還元できるのか、そういったことは検討していきたいと。タイムリーに一回一回は出していきますけど、蓄積データを出すとか出さんとか、

そこら辺につきましては、今後検討させてもらいたいと思います。

○中野副委員長 何を検討するんだろうか。出せんというわけですか。

○後藤管理課長 公共三部等でいろいろ検討をしておりますので、連携をとるといってもありますので、委員の今おっしゃったことを含めて、前向きに検討したいと考えております。

○黒木委員長 管理課長、例えば、62号、63号、県営住宅あたりを入札した、本当はここに入札率とか、こういうのも明らかにしていいじゃないかと言うんですよ。これはわかりませんわ。何%で、どれぐらいで落ちたというのは。だから、そういうのは建設新聞に明らかにしてるんでしょう。こういうのにも明らかにして書いてもいいんじゃないかということをやっているわけですよ。

○中野副委員長 それと業者ごとのを送ってくるじゃないですか。あれを単発で見ても何にもならん。すぐちり箱行き、あれは。やっぱり業者ごとのトータルぐらい出してもらわないと。

○後藤管理課長 委員長が今おっしゃった形はもう考えておるんですけど、中野副委員長の方の言われた業者ごとの蓄積データというのを出すに当たって、公共三部等の絡みもありますので、どんな形で加工するとか、そこら辺については検討をさせていただきたいということで、個別の落札率とかについては全面公開といいますか、それでいきたいと考えております。

○坂口委員 これもまた勘違いを受けると嫌だけど、談合は必要悪だというようなことが言われていて、そして落札率を見ると、ことごとく談合かなという、あくまでも推測ですよ。今言われたように、はっきり談合があったということはなかなかつかみようがないもんですから、

幾らどういう情報をもらってもですね。

その中で、僕は1つ気がかりなのは、宮崎が96%でワースト1だと言われる全国の評価ですよ。これは、さっきからの確な設計、的確な設計と言いますように、特に仮設工事部門での本県の設計の計上の仕方というのは、現実にごく漏れがあるんですよ。経費が500～600万もかかるようなものに仮設の場合は100万、200万しか見ていない現場というのはたくさんあるんですよ。そうすると、本来の設計がなされていけば80%ぐらいの契約率になる。談合がないことを前提にすれば、あればあるほど上げていくでしょうけど、自分ところの設計と本来、標準設計したときに公示すべき予定価格の積み上げ数字というのは差があるかもわからないですよ。それを勘違いさせるとまずいなというのが1つ。

今度は単価、歩掛かりの決め方が、政府が行う物価調査会の調査に基づいてというやつでしょう。例えば、全国が入札改善をやった、平均落札率が80%ぐらいになったとすると、何年か後の設計基準というのはこの80%が100%になっちゃうんですよ。そこで100%の落札があったときは、また談合じゃないかと言われる。だから、談合がなかったんだということを同時に証明できるような、今言われるような情報の開示のあり方と、工夫、技術力も含めた情報をどういう提供ができるか、それが1つ。

ちょっと聞いておきたいのが、電子入札だったら話し合いもできないし、だれかもわからないというので完璧かなと思うんですけども、電子入札をこれまで試行されていますよね。そこで、確かに業者側は電子入札で応じたけれども県に届いていなかったというような事例はこれまでなかったんですか。そこらの信頼度とい

うのが 100 %保証されているかどうかですね。

○郷田技術検査課長 電子入札でもいろいろトラブルは起こっています。例えば、入札金額を誤って入力をした例とか、別の工事の工事費内訳書を誤って添付したとか、そういう例も過去にあります。あるいは誤って辞退届を提出してしまったというようなことも例として出ております。これは、いずれも確認画面があるわけですが、その確認画面を確認しなかったと。結局、入力する側の確認ミスということが最大の原因なんですけれども、そういう事例が確かにございますので、できるだけそういうミスが起こらんようなシステムの構築に向けて作業を進めていきたいと思っております。

○坂口委員 受注者側の責任なら、そう気にすることは無いと思うんですね。システム上の盲点があったりとか、あるいは発注者側の落ち度とか不注意とかだったら大問題だと思うんです。だから、そこらを完璧にする必要がまず電子入札ではあるかなと。やっぱり談合を排除するための一番いい方法じゃないかなということです。

くどくなりますけど、今回の宮崎県の評価というのが、落札率の高さ、ずっと談合、談合、談合と言われてきたけど、改善された途端に次の物価調査会の見直しでは、現在の社会情勢が変わらない限りは 100 %の落札率になっていて、ぎりぎりの競争なんだということを、どう納税者に理解してもらおうかという作業をやらないと、何だったんだろうと。むやみやたらと下げていったときは確実にダンピングで、それこそ最低制限価格を根拠づけている著しい社会への影響ですか、これをおのずとシステムの中でやっていくことになると思うんですよ。だから、その工夫も一つ要るかなと。

個別に言えば切りがないぐらい問題点を抱えていると思うんですね。立木補償の問題一つにしても、今までは何とか自分で片づけなくても用地交渉も進んでいたけど、これもまた、だれが片づけるのかといったような問題とか、たくさん問題含みですから、的確に、自分らの自信のある範囲内で着実に間違いなくやれるよというものから、本当に約束を、今年度内 100 %実施というのなら、それに合わせて内部が体制を強化したり、識見を高めたり技術を高める方法しかないわけですから、そこを完璧にということ。とにかく完全に対応できるような一般競争入札で、決して、県が途中で頭を下げたり、裁判事になって敗訴でもするようなことのないように、ぴしっとやっていただきたいということです。

○榎藤委員 私は、入札に関しては本会議でもいろいろ幾つか問題点を提起して質問したんですけれども、結果的には、従来のすり合わせ的なものはやっていないので、議論がすれ違ったような、満足していない部分が幾つかあります。そういう意味でお聞きするんですが、1,000 万円の全国知事会の一般競争入札の額と随契との関係で出てきた 250 万円以上というもの等については、事務量とか、それにかかるコスト、こういったこと等は今、結論づける必要はないにしても、これは大変な事務量になりますよとか、そういったこと等は要するに検証の上、250 万円という方向に歩き出したというふうに考えてよろしいんですか。

○後藤管理課長 一般競争入札に移行するに当たっては、段階的というものもあるんですけど、事後審査型ということで、本年度やったことを検証していくと事務量的にはふえておりません。それと、250 万にしたというのは、250 万以上は

原則的には一般競争入札ということでありましたので、随契は 250 万以下になっておりますので、それ以上は一般競争入札対象としたということでございます。

○榎藤委員 私はそれに関連して、予算の見積もり機能を発注側として確固たるものを持たないかんということも質問したんですよ。それに対しては答えがはっきりしていなかったと思うんですけれども、件名がふえて、確固たる予算の見積もりというのをすれば事務量もコストもふえると私は思うんですよ。変わらないというようなことは絶対ないと思うんですけど、これは、今、どれだけふえるのかとかいう議論はしませんけど、本当にやり始めて大変だなということになるんじゃないかということが1つと、それに関連して、人員増等々も勘案して、制度の確立をするということじゃないと、細かくしますよということ、結果的には、電子入札とか混乱が起きてうまくいかんかったということでは済まんわけですから、それも3年というのを1年でやると、1,000 万を 250 万でやるという基本方針が示されたわけですから、それが本当にできるならできるようなやり方をしていかにゃいかん。その延長線上に中野副委員長からもあった累積受注なんていうのも簡単にボタンを押せば出るだけの話ですから、それ以上の入札は制限すべきだということも、この前、私は質問しているんですよ。そういうこと等についても、すり合わせがいいのか悪いのかわかりませんよ。しかし、答えがそういうところないわけですよ。これは常任委員会ですから、そういったこと等が現実に歩き始めたわけですから、ここではもっと真剣に議論されなければいかんというふうに思うんですよ。それはまだ検討の途上です、途上ですと、一方では、これは既

定方針です、既定方針ですと本会議でぼんぼんやれば既定方針化されるわけです。後で業者も困る、業界も困る、今度は県土整備部ですか、そこも困るというのはいいい改革案にならないと思うんですよ。常任委員会等は3カ月ごとにあるわけですが、そこで進捗に応じて責任ある説明をしてもらわないと、我々も業者の人とかに聞かれたりするわけですから、そこらあたりの説明の責任というの大げさになります、説明と、我々の納得に応じて勉強させてもらわないと、今度の場合には非常に注視の的の議論ですから、我々にも責任がありますので、よろしく願いいたしておきます。

○長友委員 今、現場の業者さんの心配というのは、入札制度の改革に当たって、どれぐらいの確率で自分たちも入札できるんだろうかということ、それがまずありますね。そして、いろんな状況を見ながら、建設業者数が多い、公共工事の需要と供給の関係で、方向を変えなくちゃいけないんじゃないかと。いわゆる異業種への転換とかいろんなことをひっくるめて。その辺のセーフティーネット策というか、新たな会社を 100 誘致して、雇用を1万人ふやすという話ですけれども、現に今、建設産業で生きてきた方々が、入札制度改革等によってどういうふうに変っていくかと。そのセーフティーネット策、そこらあたりは土木部だけの問題ではないと思うんですけれども、それに関しては庁内でどういうふうに論議されているか、それもちょっと教えていただきたいと思います。

○後藤管理課長 建設産業の問題と申しますか、非常に業者数が多いというのはここ数年来ありまして、その雇用の問題等を含めて、平成 16 年 12 月に建設産業活性化プランというのをつくっておりまして、その中で建設産業の持つ重

要性もあるんですけど、問題点といたしますか、そんなのもいろいろ洗い出しております、それで、庁内に相談窓口の連携とか、あるいは新分野進出に当たっての農政とか福祉分野、環境分野と連携する体制づくりといたしますか、そういうものやっておりますし、業者さん向けには、毎年、建設業者研修会というのを夏にやっているんですけど、二千数百人はお見えになっているんですけど、その中で相談窓口、あるいはセミナーの開催、金融制度、それらについても十分説明をしているところなんですけど、ただ、利用の方はそんなに上がっておりません。ただ窓口はずっと開設してきております。

○長友委員 一番近いというのは、そういう機械とかを使って農業あたりへの転換というのが割とできやすいんじゃないかと言うけど、それにしても専門的な技術が要るんですよ。それからまた、福祉分野に転換するといっても、初めてそういうふうに進出していくということになれば、今までに既に先行している業者さんたちがおるわけですから、後追いということで、なかなか実際は難しいんですよ。だから、セーフティーネット策というのは、確かに、そういう計画やらされてはおるんですけども、さらに細かく見てやって、バックアップしていく体制というのを全庁的にやっておいてもらわないと、早速またいろんな意味で失業する方たちも出てくるだろうなという気がしますので、その辺のところは要望にとどめておきますけど、さらなるセーフティーネット策の強化といたしますか、そこらあたりをお願いしたいというふうに思います。

○中野副委員長 今の関連ですけど、もう東諸で4件つぶれたのかな。それはだれの責任でもない。将来、勝ち組、負け組。国富町で1,200

名ばかり土木に、みんな半分農業をしながらと。この間、一例ですけど、今、土木の方は業種転換を勧めていると。この間も言ったように、うちの建設業はコンビニをやろうかとしたら、何でできんかったか、調整区域の関係ですよ。部長、しっかり覚えておってよ。一方では転換せよ、転換せよと。一方では調整区域で何もできんものだから。そこ辺もしっかり考えておってもらわんと。同じ部の中で、一方は開発をがっちり阻止しておって、一方では何か口だけ転換しなさい、転換しなさいと。みんな調整区域に引っかかっているんですよ。しっかり考えておってください。

○坂口委員 さっきの権藤委員の発言に関連してですけど、機会の均等と受注の確保をどうバランスをとるかですけど、コリンズ登録とかテクリス登録の活用は県はどんなになっているんですか。

○郷田技術検査課長 *今、委員がおっしゃいましたそういうシステムを十分活用しながら情報収集に努めているところです。

○坂口委員 もう活用されていると。

○郷田技術検査課長 活用しております。

○坂口委員 市町村はどんなになっているんですか。

○郷田技術検査課長 市町村まではまだ十分活用されていないと思いますけど、情報としては出せる状況にはありますけれども、実際どういうふうに市町村が取り組んでくれるかということになると思います。

○坂口委員 市町村も一般競争入札導入の流れに行かざるを得ないのかなと、足りない分を補完してもらっているものですから。そうなりとコリンズ登録なんかは積極的に指導して行って、

※57ページに訂正発言あり

受注機会というものの公平さを確保する一つの手法でもあると思うんですね。品質を確保する一つの手法でもあると思うんですよ。そこらをぜひ市町村指導をやりながら、すべての技術者を登録させておいて、本当にその技術者がそこのできるのかというものをまず担保するというのが1つと、それからもう一つは、結論なんですけど、とにかく価格競争をやらせるということを前提で品質を確保する、確保するのもよりよいものを確保していくという、この両者をどうしっかり履行させていくかということについてはどんなんですか。安かろうだめだろうというのではだめだと思うんですね。そこらを大局的にどう確保していこうとされているのか、この導入に際して。

○郷田技術検査課長 一般競争入札導入とともに、品質確保というのが大きな課題になってくるとは思いますけど、実際、現在、試行を始めておりますけれども、総合評価落札方式、そういうものとの併用も考えていかなくちゃいけないと思いますし、そのためには、総合評価落札方式となると非常に事務的にも多くなってくるといような面もございますので、試行をしながら、そういうところも検証をしながら、しかも評価のあり方も、今の評価項目の面でも、非常に時間のかかる評価項目もあるし、そういうものも検討しながら、より時間がかからない、簡潔にしかも効果的な評価ができる、そういうものを模索しながら、いろいろ国の方でも検討をしていますし、他県もいろいろ積極的に勉強しているところもありますので、それらも参考にして勉強して取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 そこだと思うんですね。どうしても総合評価方式とリンクさせながら進めている

くことが、品質を確保していくことの一つの客観的な手法かなと思うんですけど、総合評価方式の基本的な考え方で簡易型の説明を受けたのは6月だったですかね。その中で、例えば、大きく分けると経営力が1つあった、そして技術力があって、貢献度があってすよね。貢献度というのは、品質そのものにはそう関係しないけど、納税者の立場からは間接的に貢献してくれているかなという間接的な部分だと思うんですよ。問題は技術力で、過去の工事検査の平均点数から60点引いたものを、また最高点から60点引いたもので割って10倍するという算出方法でしょう。ということは、去年とった85点なりの現場の同一工種のもの以上のものがその契約内容では完成できなきやだめなわけなんですよ、本当は。この人はこれだけのものをつくるから、高いけれどもここと契約したんだということでしょう。

ところが、県の合格基準は60点か65点ですよ。去年の85点のものがあってから、おまえさんのところ100万高い、500万高いけど、あなたのところと契約したよという総合評価方式を導入しておいて、そして、今回できたものは65点だから受け付けますよとなったときには、ここの理屈は僕は納税者には説明できないと思うんですよ。参考にした点数をどう確保していくのか、そこらもまた僕は問題だと思うんですね。その配点のあり方、地域貢献というのは完成品には何ら技術的には反映されないけれども、価格には反映される。有利な点数になる。技術力も、企業とそこを担当した両名が持っている点数が、技術者だけが抜けたら、現場代理人の点数の部分が減るだけで、企業点数はそのまま残って、専門的な業者としてそこでは評価される。

点数が本当に完成検査をやったときにとれなかったときはどうなるのという、この20点の差は大きいぞということになったときですね。ロングサイクルコストがかかったりとか、耐用年数が短かかったり、あるいは先になって瑕疵が見つかったときとか。だから、瑕疵の担保のあり方も保険制度か何か導入せんといかんでしょうし、それでは保険金をだれが負担するのと。瑕疵だって今、10年説、20年説でしょう。しかしながら、そんな方法でやっていって、実際65点しかないけれども合格だからしょうがないよなと県がそれを受け取る。受け取ったら案の定、80点期待していたところが将来になって瑕疵が出てきたけど、その業者は倒産してなかったとなったときに、請求先もない。それじゃ、むしろ入札保証金よりもそんな瑕疵責任に対する補償制度の方が今度は重要味を帯びてくるんじゃないかと思うんですよ。競争させていけばですね。JVになったときは、3社JVだったらおれのところの責任は3分の1だけど、あとの2社は廃業していないよとか、業種転換していないから3分の1しかうちは補償しませんよという瑕疵の問題も出てくるかもわからない。

そういうものをことごとく総合的にやっていって、本末転倒しないように、いいものをつくる業者だから高く評価して高く契約したんですよと。ところが県の基準あるいは法律では、これでも受け取らざるを得ないよとなったときに、それをじゃ、納税者にどう説明するのか、こういうところを慎重に、さっき、権藤委員が言われるように、専門的な技術者が相当足りなくなると思うんですよ。

VEにしても、県では、全国はトップ、トップもトップ、ナンバーツーぐらいだと思うんですけど、この意気込みを見せて、今度の品確技

術士ですか、これも2種、1種をどんどん積極的に取らせて、そういう人たちもその人の勤務評価なりの中に入れてあげたりして、技術を高めていく。僕はこういう制度の導入というのは、むしろ事務屋より技術屋の技術力が物すごく公的に求められる手法に、そういう時代になってきたと思うんですよ。これは要望ですけど、ぜひ。

○黒木委員長 最後に、部長、いいですか。先ほど管理課長が入札率もやがて私たちも発表するように考えているということですから、公共三部の中でも土木部が率先して公表して、今、96%前後の入札率、これが制度が変わってこういうふうに変ってきましたよということが一番目に見えるんですよ。これを公表することが県民の目には明るくは出ていくと思うんですけれどもね。だから、そこ辺は公共三部でよく考えて、19年度なら19年度からやろうとかいろいろ考えてみてください。

○権藤委員 きょう配られた「開札承認結果」というのが2つあるんですけど、花ヶ島の例と三ツ枝、2つあるんですが、これをちょっと説明をしていただけませんか。

○藤山営繕課長 営繕課でございます。花ヶ島と三ツ枝、2件お願いをしておりますが、これは、10月13日に公告いたしまして、12月22日に電子入札で実施しております。ただ、見ていただくとおわかりのように、辞退者が多くなっております。これまで、入札においても辞退というのはあり得るんですが、今回については、ちょうど事件後ということでの心理的影響もあったかというふうに思いますが、辞退の理由を聞いてみますと、公告して公募したのが10月、入札が12月ということで2カ月あるということで、配置予定技術者が、ほかの民間工事に張り

つけたということで技術者がいなくなったとか、あるいは共同企業体の都合、あるいは見積もったところ予定価格に達しなかったというようなことでの辞退がっております。1件、9番の不着というのがありますけど、ここは応札の意欲はあったということですが、入札の締め切り時間までに入力できなかったということで、その時間までに意思表示がなかったということで不着という取り扱いになっております。以上です。

○榎藤委員 この手書きの上のやつだったら、例えば7億4,550万というのは、入札金額との差額は消費税か何かなんですか。

○藤山宮繕課長 消費税込みの額ということですよ。

○榎藤委員 わかりました。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○河野港湾課長 先ほど、坂口委員からの安全率に関する御質問だったんですが、北沖防波堤につきましては、委員、現地を視察されたということでございましたけれども、北防波堤につきましては、複雑な海底地形がありました。そういったことで水理模型実験を行いました。その中で断面を決定するに当たりましては、大学の先生とか港湾空港技術研究所、そういう専門の方の意見を聞きながら断面を決定したところでございます。そういうことで、安全率につきましては、今の基準であります1.2をぎりぎりまで決定しております、コスト縮減とか、コスト縮減の中にはケーソンの下にアスファルトマットを置きまして摩擦を増大させるというふうなことで、そういう工法もとりながら断面の縮小というふうなことをやっております。以上でございます。

○坂口委員 シミュレーション、模擬実験です

よね。海の場合は、そこに入力できる諸元というのは限られていると思うんですよ。ひどいときはフロートだけでしかやっていないシミュレーションなんかもあると思うんですね。どれだけそれに入れられたかですけれども。だから、これは絶対神話的な数字じゃない、むしろ現場の経験則の方がということですね。この前の一般質問の話では、かなりうねりのエネルギーが大きいということだから、むしろ安全率以上のものが要るような現場かもわからんですけれども、今、アスファルトマットを言われたですけど、例えば、赤本なんかではほぞの部分プラス接触面積、両方でより摩擦力を狭い断面で確保できるような設計基準もありますよね。まず、まさにそういうところにこそほぞを入れたり、通常断面を何ぼでも広げられるようなところではほぞをなくして行って、摩擦力だけで剪断力をしっかり保ったり、そういう工夫というのが僕はVEだと思うんですよ。さっき言われたような、裏込め材を比重の大きいものを使うとか、場合によっては、今度はロングサイクルの中で安全率を、安全率といとなかなかシビアな数字でしょうけど、では1.0に落としたときにどれだけ節減できるのか。そのために被災額、どれぐらいの損失が予測できるのか。あるいは復旧にかけていく、維持管理にかけていくコストがどれぐらい増大するのかという総合比較をやって、ずっと昔の基準というのは、安全率なんて、現在の設計とか構造から見たら0.8、0.9という安全率でも何十年ももった岸壁もあるんですよ。そこらを工夫していくということは必要じゃないかなと。シミュレーションがそうだったからと、シミュレーションというのは本当に諸元は全然海の場合は違いますわ。メーター3,000万、6,000万でしょう。これは太い

ですよ、何百メートルやっていくのは。

心配されたように、今、市町村の地元負担、これはなかなか大変、100万、200万の金ですら市町村は苦勞していますから、そこで何千万か節減できて、あるいは同じように投資できて完成年度、供用が早くなれば経済効果は早く期待できますし、そういうのを含めて、これは要望で、ちょっと無責任のような部分もありますけど、限界すれすれのところまで工面して、してもらえればなど。

ちょっと長くなりますけど、今の公共投資を節減するのが、競争にやっけて金を浮かせようというものじゃなくて、目いっぱい必要な予算は確保した中で、いいものの完成品の量をふやしていく、バリューエンジニアリングですよ。1,000億あるよ、標準設計では1,000メートルしかできないよと。でも、1,000億の標準設計以上のものを1,000億かけて1,200メートルできないかと。社会資本の整備を急いでいるところ、同じお金でよりいいものをもっと確保できないかというのが前提にあって、金を何ば残すために競争させようじゃ、特に品確の問題で心配な点が出てくるんじゃないかなという心配をしたもんですから。今、いろんな技術なり考え方が世界で確立されていますよね。さっき言ったユニットプライス方式もそうですし、これなんて仮設部分に対しての全く発注者側責任も要らないし、かなりな任意性がそこに出てくる。そういうものを総合的に勘案して行って、税金を極力節約しながら、確保するものはいいいものを責任持って納税者に提供していこうという、もっと大もとに返った入札あるいは契約に係る改革であってほしいなど。当面、一般競争入札がその最たるものだよと。ただ、それと総合評価方式は少なくともセットだよというよう

なことで、もうちょっと広い視点からぜひじっくりというか、しっかり取り組んでいただきたいなということで、要望です。

○郷田技術検査課長 先ほど坂口委員の質問に対して、若干答えを修正させていただきたいと思えます。コリンズ、テクリスの話がございましたけれども、コリンズについては活用がいろいろと図られておる、ところがテクリスの方については、業務委託関係の方になりますけれども、これについては今のところ活用が少ない状態ということです。

○坂口委員 これも検討の余地がありますね。設計の質を高めるのに。

○郷田技術検査課長 そうですね。

○黒木委員長 以上をもって土木部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時55分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

日程では、あすまで補正予算に関する審査を行うことになっておりますが、本日、補正予算に関する審査がすべて終了しましたので、日程を変更して、あすから当初予算に関する審査を行うこととしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、あすの委員会は、午前10時再開、労働委員会事務局の当初予算に関する審査から行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた

します。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 何もないようですので、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後3時55分散会

平成 19 年 3 月 1 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会

出席委員（9 人）

委 員 長	黒 木 覚 市
副 委 員 長	中 野 廣 明
委 員	植 野 守
委 員	坂 口 博 美
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	濱 砂 守
委 員	横 田 照 夫
委 員	長 友 安 弘
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	落 合 兼 久
商工観光労働部次長 （ 商 工 担 当 ）	大 野 俊 郎
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	宮 永 博 美
部参事兼商工政策課長	河 野 富二喜
新産業支援課長	矢 野 好 孝
企業立地対策監	吉 田 親 志
地域産業振興課長	矢 野 次 孝
部参事兼経営金融課長	中 武 賢 藏
観光・リゾート課長	松 原 英 憲
労働政策課長	西 盾 夫
地域雇用対策監	西 野 博 之
工業技術センター所長	濱 砂 公 一
食品開発センター所長	柏 田 雅 徳
県立産業技術専門校長	坂 口 正 紀

労働委員会事務局

事 務 局 長	高 山 幹 男
調 整 審 査 課 長	持 原 道 雄
調整審査課長補佐	椎 重 明

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田 中 浩 輔
議事課主任主事	今 村 左千夫

○黒木委員長 委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、事務局長の説明を求めます。

○高山事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成 19 年度当初予算案について、御説明申し上げます。

お手元の「平成 19 年度歳出予算説明資料」の「労働委員会事務局」のインデックスがあると思いますが、497 ページからですけれども、501 ページをお開きいただきたいと思います。労働委員会の予算総額につきましては、一番上の項の左から 2 つ目の欄にございますけれども、1 億 2,585 万 7,000 円を計上いたしております。

その内容につきましては、事項別に御説明いたしますが、その事項は職員費と委員会運営費の 2 つでございます。

まず、上から 5 つ目の項、（事項）職員費でございますけれども、8,684 万円を計上いたしております。これは、事務局職員 10 名分の人件費でございます。

次に、その次の（事項）委員会運営費でございますけれども、3,901 万 7,000 円を計上いたしております。その内訳は、下の説明にありますように、1 つ目、委員 15 名の報酬として 3,134 万 4,000 円、それから 2 つ目ですが、労働争議の調整及び不当労働行為の審査に要する経費と

して 203 万 7,000 円、その他当委員会の運営に要する経費として、定例総会や公益委員会議の開催経費、あるいは一般事務費など、合わせまして

563 万 6,000 円を計上いたしております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、説明にありました議案について質疑はございませんか。

○中野副委員長 今、毎年、労働争議というのは何件ぐらい持ち込まれるのか。

○持原調整審査課長 現在、一番メインとなります不当労働行為、これは、使用者側が労働者ないし労働組合等に対して、労働組合法で禁止されたような不当な労働行為をした場合に、労働委員会が審査をして、事実を認めた場合には命令を出すということがございますけど、これが今年度の実績といたしましては 3 件、現在、2 件抱えております。あと、いろんな労働組合との争議等があった場合、これが年間 3 件程度、労働相談は 10 件程度ございますけれども、あっせん等に入るものは 2～3 件、こんな状況でございます。あと個別的な、最近、組織率が低下いたしております、個人の方が会社の方といういろんな紛争があるという場合がありますけれども、これの相談等が年間 10 件程度、そして労働委員会が入りましてあっせんを行うものがございますけれども、これが 2～3 件程度という状況でございます。以上でございます。

○中野副委員長 この委員の報酬は大分下がってきたんですかね。

○持原調整審査課長 県のほかの執行機関委員等と同様に、5%カットいたしております。

○黒木委員長 そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 6 分休憩

午前 10 時 9 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○落合商工観光労働部長 きょうの補正に続きまして、きょうは当初ということでございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、「19 年度の一般会計予算等の議案」、それから「平成 19 年度の商工観光労働部当初予算（案）と主な重点事業」について、御説明を申し上げたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に「商工建設常任委員会資料」をお配りしておりますが、これをお開きいただきたいと思います。1 ページから 2 ページをごらんいただきたいと思います。そこに書いておりますが、今回提案しております議案につきまして、商工観光労働部分を抜粋したものでございます。

まず、議案第 1 号「平成 19 年度宮崎県一般会計予算」でございます。平成 19 年度の商工観光労働部一般会計の当初予算額ですが、歳出の計で 275 億 9,800 万 8,000 円となっております。それから、その下、また、債務負担行為につきましては、中ほどの表にありますとおり、「宮崎県中小企業共済協同組合損失補償」を初め 6 件となっております。

次に、特別会計予算であります。議案第 7 号「平成 19 年度宮崎県小規模企業者等設備導入

資金特別会計予算」が10億4,693万7,000円、2ページの議案第8号「平成19年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算」が422万円、議案第9号「平成19年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算」が3億2,599万2,000円となっております。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。これは、全日制の県立高等学校の授業料及び入学科の見直しに合わせまして、県立産業技術専門校の授業料と入校料を改定するものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年度の商工観光労働部当初予算(案)の概要を記載してございます。一般会計、特別会計を合わせました部全体の予算額は、表の一番下でございますが、289億7,515万7,000円、対前年度比で64.5%ということになっております。今回、形的には大幅な減額というふうになっておりますが、これにつきましては、平成19年度予算を「骨格予算」として編成したためでございます。新規事業等につきましては、今後、政策の検証・検討を行いまして、「肉付け予算」として6月補正予算に計上したいと考えております。

次に、資料の4ページでございますが、平成19年度の主な部の重点事業を部の重点施策ということで3つ柱をつくっておりますが、「就業の場の拡大と労働環境の整備」、2つ目が「既存産業の活性化と新産業の創出」、3番目が「観光宮崎の再生」、この3点に沿って整理をしたものでございます。それぞれの重点施策ごとの主な事業の概要につきましては、5ページ以降の資料によりまして、後ほど、担当課長から説明を申し上げたいと思っております。

なお、資料の右の上の方に「現場！スピード！

挑戦！」ということを書いておりますが、これは本会議の質問のときにもお答えしましたように、商工観光労働部職員のみならず、今年度が2年目になりますけれども、この精神を身につけて、これを本当に実行できるように、もっともっと頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

私の方からは以上でございます。

○黒木委員長 次に、各課長に説明をお願いするわけでありますが、審査に時間を要しますので、3課ごとに説明をお願いいたします。なお、歳出予算説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず、商工政策課、新産業支援課、地域産業振興課の審査を行いますので、関係の皆様だけお残りいただきまして、あと3課の方は、午後になろうかと思っておりますので、お部屋の方で結構でございますので、お待ちいただきたいと思っております。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時16分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

商工政策課から順次説明をお願いいたします。

○河野商工政策課長 それでは、まず、説明に入ります前に、各課の当初予算の概要説明をする前に御理解をいただきたい点がございます。予算案の説明に当たりましては、歳出予算説明資料を基本とさせていただきますが、事業によつ

では委員会資料に詳細を記載しているものがございませうので、歳出予算説明資料と委員会資料の両方を使用して説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、商工政策課の平成 19 年度当初予算について説明をいたします。

お手元の「平成 19 年度歳出予算説明資料」の「商工政策課」のインデックスのところ、225 ページをお開きいただきたいと思ひます。平成 19 年度当初予算額は、3 億 6,864 万 9,000 円となっております。平成 18 年度当初予算額と比較いたしますと 5,707 万円の減額となっております。

それでは、主な事業につきまして説明をいたします。

227 ページをお開きください。一番下の欄、(事項) 連絡調整費 699 万 6,000 円でございます。内容につきましては、次の 228 ページの一番上をごらんください。これは、商工観光労働部の連絡調整等に要する経費や、各部局がみずからの判断で政策課題や新たな施策を検討するための調査研究に要する経費であり、各部共通して予算措置されているものでございます。

次に、その下の(事項) 物産観光あつ旋所費 1,634 万 7,000 円でございます。これは、大阪事務所の維持管理経費及び大都市圏を拠点とした県産品の販路拡充、観光の宣伝を行うものであります。

次に、一番下の(事項) 計量検定所費 918 万 4,000 円でございます。これは、計量検定所の管理運営費及び取引に使用される計量器の定期検査、製造、修理された計量器の検定、使用中のメーターの立入検査等を行うものでございます。

商工政策課の主な事業等につきましては以上

でございますが、今後、当課といたしましては、商工観光労働部の施策を推進するため、部内各課及び関係各課との連携を図りながら、部行政の総合的な企画調整機能の強化を図るとともに、部内の広報活動の企画及び総合調整を図りまして、各種情報の受発信機能の強化を図ることとしております。

商工政策課分につきましては以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課についてでございますが、19 年度当初予算について説明いたします。

新産業支援課は歳出予算説明資料の 229 ページになります。平成 19 年度の当初予算額ですが、26 億 3,233 万円で、平成 18 年度当初予算額と比較しまして、14 億 1,169 万 3,000 円の減となっております。

それでは、主な事業について説明いたします。

231 ページをお開きください。まず、(事項) 産業支援財団創業支援等事業費の 1 億 4,054 万 2,000 円ではありますが、これは、宮崎県産業支援財団の佐土原事務所の管理運営に要する経費でございます。

次に、(事項) ベンチャー企業等支援事業費 1 億 332 万 5,000 円ではありますが、下の枠の説明の 1 の創業・新事業挑戦支援ファンド事業 1 億円ですが、今後の成長性が見込める中小企業等に対しまして、投資による資金面から支援を行うものでございます。それから、3 の東京フロンティアオフィス支援事業 324 万 4,000 円でございますけれども、これは後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、232 ページをお開きください。一番上の方ですが、(事項) 新事業創出環境整備事業費の 8,872 万 5,000 円であります。1 の新事業創

出環境整備補助事業 4,244 万 3,000 円と 3 のバイオメディカル新技術産業化展開推進事業の 1,838 万 4,000 円につきましては、これも委員会資料の方で説明させていただきます。

次に、ページ中ほどの（事項）技術振興対策費の 2,002 万円ではありますが、これは、企業の技術力向上への支援に要する経費でございます。

それから、ページ下の方の（事項）機械技術センター運営事業費 5,590 万 5,000 円であります。これは、県北地域に集積の高い機械金属工業界の技術力向上を促進するために、研修とか技術指導等を行うために要する経費でございますが、2 年目に入ります指定管理者の機械技術振興協会への委託費 5,434 万 1,000 円ほかでございます。

次に、一番下の行の（事項）企業立地基盤整備等対策費の 14 億 891 万 1,000 円であります。恐れ入りますが、次の下のページにお移りください。宮崎フリーウェイ工業団地企業誘致促進事業ではありますが、これは、当工業団地の分譲価格を抑制するために、事業主体であります宮崎県土地開発公社に対しまして、造成経費の一部を無利子で貸し付けるものでございます。

次に、すぐ下の（事項）企業立地促進等対策費の 2,366 万 6,000 円であります。これは、企業立地を促進するための活動経費等に要する経費であります。

次に、（事項）工業技術センター総務管理費の 1 億 7,932 万 4,000 円ではありますが、これは、工業技術センターの管理運営、研究管理並びに技術情報誌発行等に要する経費でございます。

次に、（事項）工業技術研究開発費の 2,383 万 3,000 円ではありますが、これは、工業技術センターの試験研究費に要する経費で、資源・環境、材料開発、機械・電子研究費などになります。

次に、ページが一番下の行から次の 234 ページにかけて（事項）企業技術支援事業費の 1,581 万 5,000 円であります。これは、工業用材料等の依頼試験分析、それから設備使用、それと企業との共同研究のほか、企業への技術支援等に要する経費となっております。

次の（事項）食品開発センター総務管理費の 489 万 6,000 円でございますが、これは、食品開発センターの運営管理に要する経費となっております。

一番下の（事項）食品開発センター研究開発費の 1,755 万 7,000 円ではありますが、これは、食品開発センターの試験研究に要する経費で、食品開発研究費とか研究指導、依頼試験事業などの経費となっております。

次に、お手元の商工建設常任委員会の資料の方に移っていただけませんか。13 ページをお願いいたします。「バイオメディカル新技術産業化展開推進事業」であります。こちらをお開きください。

まず、右側のページの参考資料でございますが、「地域結集型共同研究事業により創出された新技術について」をごらんください。一番上の事業概要のとおり、地域結集型共同研究事業につきましては、御存じのように、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出を研究テーマとしております。事業期間は、平成 16 年 1 月から平成 20 年 12 月までの丸々 5 年間。総事業費は約 13 億円ございまして、全額が独立行政法人の科学技術振興機構からの支援でございます。実施体制は、宮崎県産業支援財団を中核機関としまして、18 の機関の研究者が 101 名参画して共同研究を進めているところでございます。

ページの中ほどの枠で囲んでおります 2 のとおり、これまでに同事業により創出された主な

新技術としましては、一番上の県産農産物のすぐれた機能性に関するもの。県産農産物とは、先日、記者発表いたしましたラビットアイブルーベリーの葉であります。このほか、ハイスループット食品機能性評価法、肝細胞がん発症前診断法などがあります。なお、特許出願の状況は、ページ下の方に掲げておりますとおり、現時点では23件の出願となっております。

左のページに戻っていただきまして、以上のように、地域結集型共同研究事業は、平成15年度の事業開始以来、「医農連携」、「産学公連携」によります研究開発が順調に進展しているところであります。次々とすぐれた新技術が創出されておりますことから、これらの新技術を本県独自の新しい産業へ育てていくために、県内企業などへの技術移転を進めていくバイオメディカル新技術産業化展開推進事業を実施しているところでございます。

事業内容は、2の方にありますが、まず、(1)の新技術のPR・セールスとしまして、産学官で組織されました既存の研究会とか、県外の技術展示会を活用した新技術のPRとかセールスを行うこととしております。また、(2)の知的財産の戦略的活用では、知財活用エージェント2名を配置しておりまして、知的財産を活用した効果的な技術移転活動を展開することにしております。それから、当課におきましては、地域結集型共同研究事業のほかに、県北部、県南部の都市エリア産学官連携促進事業など、さまざまな大型の研究プロジェクトを支援しているところでもあります。新産業の創出に向けましては、産学官連携や産業連携によります研究開発が大変重要と考えております。今後とも、県産業支援財団やJSTサテライトなどの関係機関と連携しながら、積極的に推進してまいりたいと考

えております。

なお、事業効果とか数値目標は13ページ下の方に掲げておりますけれども、18年度の実績でございますが、特許出願がこれまで23件ありますが、18年度中は6件で、あと3件を予定しております。実用化研究プロジェクトの展開は、今のところ1件でございます。それから、実用化・商品化数ですが、実用化が4件、商品化2件の6件となっております。

次に、15ページをお開きいただきたいと思っております。「新事業創出環境整備補助事業」についてであります。

この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団の主要事業に対して補助するものでありまして、6つの事業を掲げております。企業の新商品の開発・販路拡大を積極的に支援しますとともに、産業連携によりますビジネスチャンスの創出を図ること等によりまして、新事業が生まれやすい環境の整備を行うというものでございます。

中ほどの2の事業概要でございますけれども、産業支援財団の総合相談窓口配置した6名のコーディネーターを中心に、企業の製品や技術開発に対する相談へのアドバイスを行いますほか、課題解決に各種専門家等の派遣を行っております。また、産業間の連携とか販路拡大の支援策につきましては、異なる産業の企業同士のマッチング会の開催、それから、中小企業が新商品について発表するベンチャープラザ宮崎を開催するものであります。

事業効果、数値目標は、下の方に掲げておりますけれども、事業ごとに申しますと、総合相談窓口は、17年度が978件、18年度は1月末で639件となっております。それから、新製品開発、新分野進出企業等の支援件数でございますが、これは、目標数として、専門家派遣とか

ベンチャープラザ参加企業などの企業数を掲げておりますが、17年度が150企業ありました。18年度は現時点で140社程度を見込んでいるところでございます。

それから、次の16ページをお開きください。「東京フロンティアオフィス支援事業」についてであります。

県内中小企業の商品等の販路拡大を支援するために、国内最大のマーケットであります首都圏で県有施設の一部をオフィスとして低料金で貸与するものでございます。具体的には、宮崎県東京ビルの2階におきまして、インターネットとかファクス等を整備したオフィス9室を県内企業に貸与しているところでございます。

貸付料ですが、個室が月額3万5,000円、ブースが月額3万円となっております。本事業につきましては、県内企業の首都圏での効率的な営業活動が可能となりますとともに、公的な事業への入居ということで、企業の信用力向上にも寄与するものと考えているところでございます。事業効果と数値目標は下の方に掲げておりますけれども、今のところ、入居率ですが、9ブースのうち2ブースが、今年度は満杯になっておりましたけれども、2ブースが3月に出る予定となっております。既に4月から2社、入所希望がありますので、これは実現可能だと思っております。それから、自立化についてでございますが、これは、新産業支援課の職員、東京事務所の職員が入居企業を不定期ながら、年5～6回程度訪問しまして、業況などを伺っておりますけれども、今、景気回復の時期でもありますが、いずれの企業も好調ということ聞いております。

歳出予算の説明につきましては、以上でございますが、このほかに、事業には挙げておりま

せんけれども、新産業支援課としましては、今、工業を中心としました産業振興プラン策定作業をしているところでございます。これは、IT新事業創出構想とか企業立地戦略構想、それから人材関係、物流機能の向上などを研究しているところでございますけれども、IT新事業創出構想の中にはIT産業の支援構想とか、バイオメディカルの産業支援構想、自動車産業の振興、次世代のロボットとか燃料電池等、それから次世代産業の育成のための研究などを行っているところでございます。近いうちにまとめたと思っています。

また、このほかに、県北の延岡、日向地域、門川、この一帯につきまして広域的な産業振興プランをお願いしようということで、機械技術センターとか地元の市町村の方をお願いしまして、実際に広域的なプラン策定作業をしていただいているところでございます。

また、宮崎市にも合併後のプランということで、今、そういうことで産業振興のプランづくりをお願いしているところでございます。

また、ちょっと長くなって申しわけないんですけども、県北地域で物流の学習会というのを、延岡、日向、門川を中心としまして、地元の企業とか運輸会社さん等の学習会をしております。

また、県の工業会と一緒に大手企業によります物流の共同化ができないかという研究会も、昨年の秋ぐらいから始めたところでございます。

それから、産学官連携事業につきましても、私ども、研究機関、大学とか工業技術センター、一部企業といろいろ研究を進めているところでございますけれども、これを展開していくためには、今後は市町村との協働的な作業も出てくると思っておりますので、今のところは延岡・

日向地区、宮崎・都城地区、こちらの市町村と大学とか工業技術センターの施設とか事業の内容の視察などを行っているところでございます。

ちょっと長くなって申しわけありませんが、新産業支援課は以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 それでは、地域産業振興課分の平成19年度当初予算について御説明いたします。

恐縮ですが、また歳出予算説明資料にお戻りいただきたいと思っております。「地域産業振興課」のインデックスのところ、235ページをお願いいたします。平成19年度の当初予算額は、6億9,255万7,000円で、対前年度比85.7%、1億1,594万6,000円の減額となっております。

主な事業について御説明をいたします。

237ページをお願いいたします。まず、中ほどの欄、(目)商業振興費(事項)大規模小売店舗適正化事業費326万9,000円でございます。これは、大規模小売店舗立地法の運用に際しまして、審議会あるいは庁内の連絡会議を運営して、大規模小売店舗の立地の適正化を図るための経費でございます。

次に、(事項)中小商業活性化事業費1,824万6,000円でございます。これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でございます。主な事業について説明をいたします。3の地域商業づくり総合支援事業1,510万でございます。この事業は、市町村が実施する将来を見据えた地域の中小商業づくりに関する計画策定等の事業や、あるいは商店街の利便性の向上やイメージアップのためのソフト事業やハード事業に対して助成をするというものでございます。詳細は、後ほど、常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項)地場産業総合振興対策費318万

5,000円でございます。これは、地場産業の総合的な振興を図るための経費でございます。主な事業でございますが、238ページをお願いいたします。2の伝統的工芸品振興事業285万2,000円でございます。これは、伝統的工芸品や伝統工芸士の指定、認定等を行うほか、製造事業者や市町村等が伝統的工芸品に関する講座あるいは製作体験事業の実施など、地域に根差した工芸品の技術あるいは技法の継承活動を実施するのに必要な経費というものを助成したり、あるいは工芸品振興の先進事例の研修会を実施する事業でございます。

次に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,547万8,000円でございます。これは、運輸事業の交通安全対策や環境保全対策、さらには従業員の研修及び福利厚生事業等を推進するなど、運輸事業の振興を図るために、宮崎県バス協会及び宮崎県トラック協会に対して助成をするものでございます。なお、この事業は、軽油引取税の引き上げの際に設けられたものでございます。

次に、(目)貿易振興費(事項)貿易促進費7,847万1,000円でございます。これは、国際化に対応できる地場中小企業の育成及び貿易の振興並びに海外交流駐在員の設置等に要するための経費でございます。そのうちの主な事業でございます。2の海外交流駐在員設置事業4,795万円でございます。これは、韓国のソウル、中国の上海、台湾の台北に駐在員を設置しまして、県内企業の海外との経済交流を支援するとともに、県産品の輸出振興や、あるいは観光・コンベンションの誘致等を促進するものでございます。

次に、(目)物産あつ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費2億356万1,000円でございます。これは、県産品のPR及び販路拡大を図るものでございます。主な事業でございますが、

1の販路拡大支援プロジェクト事業 3,160万8,000円でございます。これは、宮崎県物産振興センターに委託いたしまして、商談会や物産展の開催あるいは商品の開発・改良支援、それから研修相談、新宿みやざき館等を活用した情報の受発信等の事業を行いまして、県産品のPR及び販路拡大を図るというものでございます。詳細は後ほど、委員会資料の方で御説明をさせていただきます。次に、2の販路拡大プロジェクト事業運営費補助金 9,785万1,000円でございます。これは、県の物産振興センターの運営に要する経費の一部に対して助成を行うということで、物産館の運営など、同センターが行います各種事業の円滑な推進を図るものでございます。次に、3の県産品振興事業 7,236万5,000円でございます。これは、新宿みやざき館の施設維持管理等でございます。

次、239ページをお願いいたします。(目)工業振興費(事項)下請企業振興事業費 5,101万7,000円でございます。これは、県内中小企業の取引の拡大や円滑化を支援するために、財団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、取引のあっせんや情報の提供、あるいは技術高度化の支援等を行うための経費でございます。詳細は後ほど、委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、(事項)工業振興対策費 519万4,000円でございます。これは、主に宮崎県工業会の工業の振興活動を助成するための経費でございます。

次に、(事項)工業資源対策費 1,513万1,000円でございます。これは、県内工業資源の開発及び維持管理に要する経費でございます。

それでは、お配りしております委員会資料の10ページをお開きください。「下請企業振興

事業」についてでございます。

この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団に対する助成を通じまして、取引情報の提供、取引開拓、取引のあっせんを初め、専門家の技術指導等によりまして、受注機会増大を促進するとともに、本県に誘致した企業と県内中小企業との取引の拡大への取り組みを実施するものであります。

事業概要ですが、まず(1)取引振興事業で、取引に関する受発注業者の登録、紹介、あっせんを初め、発注事業者と受注事業者との取引面談会を開催いたします。また、東海・近畿地方を中心とした取引先の開拓及び県内企業の情報提供を行うために、取引アドバイザーを設置するとともに、地域で開催される見本市や展示会に出展する企業への支援、あるいは県内外の発注企業への訪問を実施することといたしております。

次に、(2)の誘致企業等関連取引支援事業でございます。これは、県内に誘致した企業と県内企業との取引拡大を目指すために、誘致企業との受注に意欲を持つ企業のグループ形成とその育成支援、また、専門家による技術指導、さらには誘致企業を含めた取引面談会の開催を行うこととしております。これらの事業費といたしまして5,101万7,000円を予定いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。「販路拡大支援プロジェクト事業」でございます。

これは、社団法人宮崎県物産振興センターに委託をいたしまして、商談会や物産展の開催、あるいは商品の開発改良支援、研修相談、広告宣伝、新宿みやざき館等を活用した情報の受発信等の事業を行うことによりまして、県産品のPR及び販路拡大を図るというものでございま

す。

(1) 取引促進事業といたしまして、年1回の県産品商談会、年2回の工芸品展示・商談会を実施いたします。

(2) マーケティングリサーチ事業といたしまして、新宿みやざき館等におけるアンケートや消費者モニター調査をいたします。

(3) 物産展開催事業といたしまして、東京、大阪等県外大都市での物産展や、県内での伝統的工芸品展を合計年4回予定いたしております。

また、(4)の研修・相談事業としまして、年1回、食品衛生やJAS法等関係の研修会を開催しますし、また、随時、相談事業も行っております。

(5) 広報・宣伝活動といたしまして、カタログの作成あるいは県政番組等マスメディアを活用したPRを行っていくということでございます。

(6)でございますが、アンテナショップ機能維持管理事業として、みやざき物産館、あるいは新宿みやざき館等の管理運営も行うということにしております。

これら事業費といたしまして、3,160万8,000円を予定いたしております。

続きまして、同じく12ページをお願いいたします。「地域商業づくり総合支援事業」についてでございます。

この事業は、各市町村あるいは商店街等が、地域商業の現状あるいは課題等を把握いたしまして、将来的なビジョンを持つ必要があることを踏まえまして、将来を見据えた地域の中小商業づくりに関する計画策定などの事業、あるいは商店街等の利便性の向上やイメージアップのための事業というものに対しまして助成をするというものでございます。

事業概要ですが、大きく2つに分かれております。1つ目は、(1)の商業プラン策定支援事業でございます。この事業は、市町村や商店街が今後の街づくりとして、高齢者に優しい商店街、あるいは環境に配慮した商店街といった基本構想を策定する事業、また、街づくりに関する地域住民や関係団体との合意形成のためのコンセンサス形成事業及び問題解決のための事業設計・調査・システム開発事業等に対して補助をするというものでございます。

2つ目は、(2)の地域商業づくり実践支援事業でございます。この事業は、商店街が地域特性を生かした街づくりの中で、高齢者向けイベントなどのイメージアップ事業、ソフト事業でございますが、それとか、例えば休憩用のベンチの設置、あるいは段差解消といったコミュニティ空間の整備事業、いわゆるハード事業的なものに対して助成をするものでございます。

これら事業費は1,510万円を予定しております。

地域産業振興課分については、以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

ここで5分程度休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時57分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

○矢野地域産業振興課長 昨日、徳重委員の方からトラック・バス協会の状況を御質問ございました。時間をいただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

徳重委員の御質問は、県内にトラック、バスの企業数が幾らあるかというお尋ねでございました。トラックの県内の企業数につきましては、

平成 18 年 3 月 31 日現在の九州運輸局調べで 494 社でございます。そのうちに県のトラック協会に加盟している企業数が、これは 18 年 12 月 31 日現在ですが、414 社となっています。昨日、会員が 484 社ということをお申しましたが、これは間違いでございます、訂正をさせていただきますと思います。それから、バスの企業数ですけれども、県内のバス企業数は 44 企業でございます。これは 18 年 12 月 31 日現在でございます。それに対しまして、バス協会の会員数は 31 企業ということになっております。以上でございます。

○黒木委員長 それでは、先ほどまでに説明をいただきました議案等について、質疑はございませんか。

○長友委員 ちょっと確認ですが、233 ページの一番上、企業立地基盤整備費等対策費、宮崎フリーウェイ工業団地企業誘致促進事業ということで、14 億ほどの予算計上があるわけですが、これは今後もずっと続いていくわけですか。これはどういうふうな状況で出しているんですかね。

○吉田企業立地対策監 これは短期貸付ということで、4 月 1 日に貸付をしまして、次の年の 3 月 31 日に返ってくるという形で、毎年こういうことをやっております。これはこれからもずっと続けるという感じです。売れてしまえば状況は変わってきますけれども、そういう形で考えております。

○長友委員 了解しました。

○中野副委員長 ちょっと数字が出てこんのですが、T L O、あの関係は今どんなになっているんですかね。

○矢野地域産業支援課長 T L O につきまして、県の方では、今、大学等技術移転促進事業とい

うことで挙げております。232 ページの一番上の新事業創出環境整備事業費の説明の枠の中の 5 に挙げております。御存じのとおり、T L O の活動を支援するために、県の方から産業支援財団の方に事業費、それから特許出願費用の一部を助成しておりますけれども、運営費補助は、19 年度は 600 万 1,000 円、特許費用の補助が 148 万 3,000 円ということで挙げております。

副委員長質問のどうなっているかという趣旨がちょっとわからないんですが、今、ここは役員等を 18 年度の初めにかえまして、今の社長さんも沖電気出身の方にかえていただいております。それで、今後の事業展開とか組織をどうするかということにつきまして、今、検討中でございますけれども、ここの技術の実績ですが、宮崎大学の産学連携支援センターと今、協働しまして、基礎技術的な特許は大学で持っております。実用化が可能なものはこちらの T L O の方にお任せするというようなことになっております。今のところ、技術移転件数は、平成 15 年度から 18 年度までの間に 1 件、特許出願件数は 24 件でございます。技術移転実績の一つが、新聞等で御存じのとおり、抗生物質を使わない魚の養殖技術ということで、ウナギの養殖などで利用可能なウナギのえさを開発して、これは県外の企業でございますけれども、そこへ実施許諾をしているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

○中野副委員長 はい。

○横田委員 「地域商業づくり総合支援事業」に関してですけど、今、商店街というのは高齢化とか後継者不足がかなり進んでいまして、商店街自体が元気がなくて、どうして支援していけばいいのかというのは難しいと思うんですよね。今、私が住んでいます佐土原では、「城の駅」

という構想を一生懸命進めようとしているんですけど、要するにコミュニティー機能とか行政機能、金融機能、商業機能、また高齢者に対する宅配機能とか、そんなのも全部1カ所に集めて、地元住民がそこに集まってきてにぎわうというようなものをつくらないと、商店街とかなかなか活性化は難しいんじゃないかなという話を今しているんですけど、例えば宮崎市とか大きな街だったらできるかもしれませんが、地方の方の街はなかなか条件が難しいと思うんですよね。だから、そういった1カ所にすべての機能を集めて、そこでにぎわいをつくっていくというような考え方も必要じゃないかなと思うんですけど、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○矢野地域産業振興課長 今、委員がおっしゃったのは、まさに今度、「まちづくり三法」という法律が改正をして新たにになりましたけれども、その考え方に通じるものでございますが、あれにつきましては、宮崎市の方で中心市街地の地域を認定して、その中でそういった都市機能を集積させていく、商業機能を集積させていくというシステムですので、佐土原町の場合、中心市街地として認定は宮崎の計画の中には入っておりませんので、そういった形で認定ができますと、国の戦略的中小商業づくりの補助金というような補助金が集中的に投入できるというようなメリットがございます。この「地域商業づくり総合支援事業」というのは、県の単独の補助事業でございまして、例えば佐土原町の場合は、平成18年にイルミネーション博覧会をやられたと思いますが、そういう小規模といたしますか、地域として取り組む事業に対して補助をするということで補助実績というのがございます。県費の段階では、こういう形で商店街が地域を

挙げて頑張るといふものに対して支援をしていくという考えをとっております、まだ総合的な都市機能充実というところまでの補助制度ということにまでは至っておりません。以上でございます。

○横田委員 わかりました。でも、例えば佐土原ぐらいの大きさの街でも、そういった感じじゃないとなかなかにぎわいをつくるというのは難しいと思いますので、これからの課題でも結構ですので、そういう方向でも何か考えていただけるとありがたいなと思います。

○長友委員 調整区の問題がこれは絡んでくるわけですが、調整区の既存集落の存続等を図っていくということはあるんですが、調整区に1,000世帯とか2,000世帯ぐらいの集落があると思うんですよね。そこらあたりの言われることは、ある程度の商店街の集積といたしますか、ちょっとした広場を中心にしながら、駐車場等のスペースをつくりながら、そういうものがあると、そこにみんなが寄りやすいという状況があるんですね。だから、そういうことを目指していくんですけど、「まちづくり三法」というのはどうしても市街化区域内のお話になるだろうと思いますけれども、そういう市街化調整区域内の集落の存続とか活性化とかを考えたときに、そのあたりの地域商業づくりというか、そういう支援策というのを欲しいなと思うんですよね。その辺の研究をやっていただけないかなという、これは要望をしておきますけれども、非常にそういうことが強いです。

特に、高齢化してきますので、近くの集落の単位でそういうものがあつた方がいいという非常に強い希望が多いんですよね。街の中はそういうものの集積の中に今度は高齢者の住宅なんかもできまして、非常に利便性が高まるわけで

すけれども、調整区等のその辺の街が今、一番困っていることというのは、昔のような個人の商店というのは全くだめで、コンビニ等に頼っているということが多いんですけれども、コンビニだけじゃなくて、魚屋さんとかいろんなものを集積した街づくりというのを望む傾向があるんですよね。その辺の研究をしていただきたいというのを要望しておきます。

○坂口委員 これは教えてもらいたいことなんですけど、新産業支援課、231ページのベンチャー企業等支援事業費のファンド事業、大体申し込みと実際これに採択されるというんでしょうか、そこらはどんなですかね。

○矢野新産業支援課長 実績という認識でよろしいでしょうか。

○坂口委員 はい。

○矢野新産業支援課長 ベンチャー支援ファンドでございますけれども、宮崎太陽銀行系列の「みやざき太陽チャレンジファンド」と宮崎銀行系列の「みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合」というのが、ファンド名で2種類あります。いずれの方も、2社ずつ今のところ採用というか、支援をしておるところでございます。

まず、「みやざき太陽」の方は、投資額3,000万ということで、去年の6月に宮崎市内の企業に支援することを決めたところでございます。これは、事業概要が、ベトナムから天然の天白塩というんですか、これの輸入製造販売を行うということで、非常にこれは有望だということで、太陽銀行の行員の方も現地まで行って視察されて決めたということでございます。太陽銀行の方でもう一つは、宮交エアグランドサービスの方に、旅行企画商品の開発ということで、2,500万円の投資を決めたところございま

す。これは、平成19年1月26日でございます。こちらは、今申し上げた2つとも、新株予約券の受け付けということで、社債を購入する方法をとっております。

それから、「みやぎんベンチャー」の方でございますけれども、これは、IT関係の電子カルテシステムの開発をするということで、これも宮崎市の企業でございます。ソフトウェア開発をやるということで、18年9月に1,650万円、こちらは株式を購入ということで投資を決めております。それから、もう一つは宮交エアグランドサービス、こちらも旅行企画商品の開発ということで、ことしの1月26日に新株予約券の社債を購入ということで2,500万円、以上、両方2つずつ、3社分、投資を決めているところでございます。以上です。

○坂口委員 ニーズはどんななんですか。申請というか、申込者数というのは。

○矢野新産業支援課長 ベンチャーの方も先行きの将来性というのを非常に慎重にしております。今、申し込みというのは5~6社ずつあるんだそうですが、慎重に審査してこのペースということでございます。私どもが予定しているのは、このベンチャーは1キャピタルごとに8~9社ぐらいを見込んでおるところでございます。それぐらいできればということで、今、4分の1程度ですが、もうちょっと頑張っていきたいと思っております。以上です。

○坂口委員 協調投資ですよね。投資する原資は県との協調投資。

○矢野新産業支援課長 県が財団に無利子で貸し付けて、財団から5,000万ずつ、各キャピタルの方に出資いたします。それで、結果的には県の負担というか、6分の1程度になってまいります。まさにそのとおりでございます。

○坂口委員 当然、リスク回避、慎重な回避はあると思うんですけど、そことベンチャーとのジレンマがまさにこの事業だと思うんですよ。これは新年度の予算にどうこの実績を生かされるかなんですけど、そこらを大いに期待したいなという感じを持っているもんですから。

次、また教えてほしいんですけど、今度は鉱業資源対策費、きのうに続いてになってしまいが、鉱業資源対策費の中の地下資源開発調査費 25 万 7,000 円が計上されているんですけど、どこらまでを地下資源と見るのかもわからんままなんですけど、例えば、今、機能性食品あたりに重点的に力を入れたりとか、日之影、五ヶ瀬の例の森林の持ついやし効果とかを誘客力、誘引力の目玉にしようというようなことで、これは単独ではだめで、温泉とのセットとか、ミネラルウォーターとのセットとか、あるいはまた、農業分野でも地下ガスとかを今後、燃油対策で活用していこうとかいう、いろんな今後の推進方を各部、各産業、持っていますよね。ここらにつながる基礎的な調査なんていうのはこの事業では考えられないんですかね。

○矢野地域産業振興課長 この事業につきましては、主に事務費的な考え方をとっておりまして、1つは県が保有している採掘権あるいは試掘権というものがございまして、その維持管理ということで、定期的に更新をしたりする費用が要りますので、その費用と、それから天然ガスを有している、あるいは活用している企業、例えば、伊勢化学とかございまして、そういったところに地盤沈下のおそれがないかどうかの状況をお伺いするとか、そういった旅費等をこのところで組ませていただいております、坂口委員が言われるところまでの事業の広がりというまではまだ予算計上していません。

○坂口委員 漠然とし過ぎて僕自身がわからんままなんですけど、今後のそういったものの振興方向を見たときに、少なくとも、基礎資料としてある程度の、知事じゃないけれども、潜在的な能力、ここのところを開発すればこういう力量が発揮されるよと、ほかのものとの組み立てができるよというような本当に基礎的な判断材料の一つとしてぐらいまでに役立つ程度でもいいと思うんですけど、そういったものの調査、具体的にそれをどうするんじゃないかと、そういうものまでこの事業でかぶせ切るとなるという気がするもんですから。これもちょっと漠然とし過ぎて何か答えもやりづらいでしょうけど、もうちょっとこれを前向きに生かしていけるような調査事業にいけないものかなと。ほかのところでもそういうところに展開できるような事業がちょっと思いつかないんですね。これもお願いということにしておきます。

もう一つ似たようなことなんですけど、地域結集型共同研究事業での新技術の創出、これは具体的に目標を定めてやるやつなんですけれども、機能性とか効用とかいうのを、例えば医事関係の法律とか、そういうものとの関連で、今、現に認められておる機能性成分とその薬事効果とか健康への効果でそれをうたえるというのが限られていると思うんです。だから、実用化となるとそういうものをターゲットにするしかないでしょうけど、機能性の評価がだんだん高まりつつある、また、それに消費者の目が行きつつあるという健康志向というのは間違いのない流れで、せつかく大もとが独立行政法人とか相当な機関がありますよね。そこらに機能性が今後どんどんどんどんうたえるような、はっきりそれが証明できるような研究なんかも、これらを通して要望されていきながら、宮崎の特に林

産物とか農産物あたりを将来、有利に販売できるようなものにつなげてほしいなど、この事業を通してですね。必要ならほかの事業を立ち上げてでも。

結論は、この機能性というのは、そういった植物あたりが持っている、あるいは動物あたりが持っているテルペン類ですか、テルペン類というのは光合成のときの副産物でできるやつらしいんですね。そうなる日照時間が長い宮崎県というのは絶対テルペン類の含有率では有利だと思うんですよ。だから、ここらをもうちょっと広げて、基礎的な分野で何か貢献していただけるようなものの情報の収集とか、必要な条件の整備あたりまで心がけていただけるとなど。何か、これ、部長見解でもあったらお願いします。

○矢野新産業支援課長 その件には私も答えづらいんですけども、概論で申しわけございません。私ども、5年間で結集型事業を進めております。いろんな成分分析とかやっていくわけですが、医薬品とか機能性食品、一般食品に分類されるもの、いろいろあると思っております。この事業が大学の研究で終わるのかと、そういうんじゃないかと、これだけの13億円も入れて多くの研究者が携わることになっておりますので、これを私どもは宮崎県の産業に育てていかないかんといいところはあります。

それで、この事業とは別に、COE形成ということで、研究拠点を作りましょうということで、県の単独の事業を別に考えております。これはあと1年余りぐらい、この事業が20年12月で終わりますから、その後をどうするかということで、宮崎県独自の産業を生むための研究をしていこうということで、研究そのものを残すような形で今、やっているところでございま

す。すみません。こういうことで、答えにはならないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○徳重委員 地域産業振興課長さんにちょっとお尋ねしますが、237ページ、地場産業総合振興対策費がことしは318万5,000円ということで計上されていますが、前年度は1,740万という数字が上がっているんですが、なぜこんなに減ったんですか。何か理由があるんですか。

○矢野地域産業振興課長 この差が1,400万円ぐらいございますが、私どもとしては、継続している事業はあったんですが、6月補正で肉付け予算という形で御審議をいただくかなというふうに考えておまして、その金額ということでございます。

○徳重委員 具体的にはどういうものが出てくるんですか。

○矢野地域産業振興課長 私どもとしましては、地域特産品がもう少し県外で売れると、何かそういう有効な事業というのを仕組みたいということが1点ございまして、それから、焼酎を全国的に展開していきたいと思うんですが、今やっておりますけれども、さらにということで、そういう焼酎の全国的な展開が図れるような事業というものを仕組みたいというふうに今考えております。

○徳重委員 県産品が高く売れると、とにかく販路拡大ということが最大の課題かなと思いますが、そこで、販路拡大事業というのがあるわけですが、今、知事が非常にトップセールスマンというような形でいろんな場で宣伝をしていただいておりますよね。これは一過性と言ったら過ぎるかもしれませんが、その場そのときのこと、一過性で後、継続がないというようなこともありますね。知事にコマーシャルにずっ

と出ていただくような考え方はないものか。いろいろあるかと思いますが、そういう考え方はないのかお尋ねします。

○矢野地域産業振興課長 今、突然、委員の方からそうおっしゃいまして、まだちょっと頭の整理ができておりませんが、今後、確かに、そういうことも一つの策かなとは思いますが、即答は難しいと。

○徳重委員 部長、どうですか。

○落合商工観光労働部長 今、委員おっしゃいましたように、そして皆さん方御存じのように、新知事になりまして宮崎の情報発信というのが本当に全国に毎日のように流れているんですね。この効果というのは本当に、こういう場で申し上げていいかどうかわかりませんが、思ってもいなかったほど大きな効果だろうというふうに思っております。現に、もう御存じのように、鳥インフルエンザということで、地鶏の加工品等に影響があるんじゃないかということで心配していましたが、東京でもPRをされたり、宮崎でも地鶏を食べているところが全国に流されたりして、鶏全体の肉の影響というのはちょっと把握していませんけれども、鶏の真空パックとかの地鶏の加工品、これは本当に売れ行きが伸びて、逆に2～3日前、新聞にもありましたように、みんなつくるのに追われているというふうな状況もあります。

それから、旅行関係で言いますと、今まで僕らはどっちかというと旅行会社に宮崎に来る商品をぜひつくってくださいというお願いなんかをしても、なかなか厳しいという状況もありましたけれども、今度は逆に、旅行会社さんの方から宮崎に行きたいんだけど、情報をくれとか、そういう逆のアプローチも出てきている状況もありますし、それから、他県のスーパーさんと

かお店屋さんが宮崎の物産展をやりたいというふうなことで、いろいろ協力してくれんかとか、そんなお話も来ていまして、知事のPR効果というのは非常に大きいと思います。

そういうことで、今、私は部の職員に、うちの商工観光労働部にとっては今の知事というのは本当に販路、販促とかという意味では追い風だよと。だから、もっと知恵を出して、今、徳重委員もおっしゃったように、コマーシャルに使えるかどうかというのはまたいろいろありますけれども、商標権の問題とか、政治的な選挙の法の問題とかいろいろありますけれども、そこら辺はあるにしても、徳重委員のおっしゃったような趣旨も生かしながら、知事を前面に出して販路拡大につなげていけないかということは、今後十分に勉強、検討していかんといかんというふうに思っております。

○徳重委員 おっしゃるとおりだと思っております。この機会をとらえて、継続的に県産品が売れるように努力してほしいなと思います。例えば、東京の帝国ホテル、日本のトップホテルかなと思いますが、ここで最高の肉が宮崎牛なんだそうですね。あそこは最高の料理に宮崎牛を使うんだそうです。松阪牛、神戸牛より宮崎牛の方がおいしいんだ、いいんだということで使っているということなんですね。和牛の肉の中でも特別いいんだということ、こういったものを思い切って宣伝すると、またすごい宮崎のブランドとしての価値が上がるんじゃないかなと。地鶏もいいんですけど、地鶏は数が少ないですよ。幾らもない。少ないものはどうでもいいという意味じゃないんですが、できるだけこの際、この時期を失ったら大変かなと思いますので、予算も余りふえていないようですから、ちょっと思い切って、6月には肉付けをしてで

も、こういった方面に予算をつぎ込むべきじゃないかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○榎藤委員 常任委員会資料の10ページの「下請企業振興事業」と15ページの「新事業創出環境整備補助事業」というものがあるわけですが、これは、いずれも、産業支援財団に助成をするというものでありますが、内容的には私はいいとは思いますが、合わせますと9,300万という大変なお金をかけてやるわけですが、本課との関係とか、年度を通じてどれぐらいの実績が上がったのかとか、そういう評価の問題、そういったことを含めて、例えば、15ページの資料だと1,000件程度の相談に応じましょう、100社程度の相談に応じましょうと、こういうのがあるわけですが、私は、失礼ながら、総花的に受けとめるという形では前に進んでいるのかなという気がするんですね。そうであれば、本課との関係等もかなり綿密に連携をとりながら、何らかの形の具体的な相談事業を集約したものとか、そういうものが具体化していますよというようなものがあっていいんじゃないかというふうに思うわけですが、そのあたりはこの2つについてどんなふうですか。

○矢野地域産業振興課長 「下請企業振興事業」の関係でございますが、委員がおっしゃいますように、確かに、財団の方に委託をしてやっておりますが、私どもの課の職員も一緒にいろんな活動を行っております。実績でございますが、ちょっと古いですが、平成17年度の実績としましては、こういう活動を通じまして、一応、あっせん件数が366件ございまして、そのうち商談成立したのが47件ございました。金額としましては1億7,000万程度ということで実績が上

がっておりますが、ただ、これ、まだ引き続きずっと年を追って継続していくことも期待できますので、一応の成果かなというふうには思っております。

○榎藤委員 新事業の方を教えてください。

○矢野新産業支援課長 「新事業創出環境整備補助事業」、財団との関連でございますけれども、数値目標につきましては、先ほど実績等を挙げたところでございます。まず、ゼロ予算で18年度で図書館でセミナーと相談コーナーを設けていますが、これは、コーディネーター6名を配置している中で、2人を毎月2回置きまして、図書館で事業の相談とかを受け付けているところでございます。また、フォーラムは図書館がよくやるんですけれども、ここにも私どもの課の職員が行って一緒にフォーラムに参加したりもしています。これが一例ですが、日々の相談事業につきましては、私ども新産業支援課の方に相談に来られる企業の方もおられます。財団にももちろんあるんですが。私ども、財団の担当課長とか商工観光労働部の担当課の方々一緒になって相談を受け付けたりとか、そういうぐあいに、言葉は正しいかどうかわかりませんが、有機的な形でもうちょっとやろうということで考えています。

事例としまして、今でも高千穂とか五ヶ瀬あたりからの相談が来ておりますけれども、こちらでは商工会の方々の力をかりたりとか、そういうぐあいにいろんな手配をしながら、総力的な形で取り組もうとしているところでございます。以上です。

○榎藤委員 横に並べてそういうふうに論じていいのかどうかわかりませんが、いずれにしても、産業支援財団との関係でいけば、評価という言葉は悪いんですが、年間の評価、そして

前に進んで、その結果として何らかの目に見えた形が一区切り一区切りしていつているなど、そういうような形のものを本課として一緒にやっていくべきだというふうに思いますので、これは継続ということでここに入っているんだろうと思いますから、ぜひ、成果をアピールすると言うとおかしいですが、はっきり見える形のものでまた予算につなげてもらえば、来年以降もやろうじゃないかと、9,300万出してもこれだけのことがあったじゃないかと、そういう評価がわからないんですね、我々の側から見て、予算に出てきたときにね。そういうものも含めて予算提案をしていただくような、あるいは決算で実績評価を出していただくような、そういうことをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○坂口委員 関連してなんですけど、17年度実績が46件、数はいいんですけど、価格競争という厳しい時代がずっと続いたですよ。とにかく安く安くという、そういう中で決め手となって取引が成立したという大きい特徴といいますか、信頼度の高いところが中に入ったことが決め手での成立だったのか、あくまでも価格競争という時代の波を乗り切ったの成立だったのか、そこらはどんなぐあいに分析されているのか。

○矢野地域産業振興課長 成立した原因というよりも不成立の場合、それは裏返しだと思います。不成立が一番多かったと聞いておりますのは、技術的条件とか、あるいは機械設備が不適合だということ、それから生産量と納期が一致しない、生産量が少なくて納期も厳しいといったこと、それから3番目に単価が折り合わないというようなことで最近、不成立の原因ということで、今言った順序で上がってきております。ですから、その意味では成立はその逆なのかな

というふうに分析をしております。

○坂口委員 問題はそういう見えてきた部分ですよね。欠格条件というか、それを今後どう補完してあげるか、僕は、まさに新事業創出事業あたりの中でそういったものを補完するための具体的な事業というものがこの中に組み込められるようになると、この事業がなおさら生きてくるのかなという気がするものですから、ここらもぜひまた新年度の予算編成に向けての検討を大いに加えて、目に見える形で補完事業をどこかで対応できるような、これも要望でいいです。

○中野副委員長 16ページ、「東京フロンティアオフィス支援事業」、これもやっと実現したかなということでもいいと思うんです。この中で1つだけ、感覚的によくわからんのですが、利用時間、年末年始を除く午前9時から午後9時まで、あそこもいろいろ宿泊施設とかあるから何か制限がついたのか、それともこっちでこういう時間帯にしたのか。貸したオフィスで24時間どうぞという感じじゃないとね。これは何か理由があるんですかね。

○矢野新産業支援課長 総務部が東京の企業さんに指定管理者で委託しておりますが、その委託料の中に総務部を通してこの予算を流しまして委託しているところです。管理の問題につきましては、総務部といろいろ協議をしております。例えば、個室に入った場合に宿泊とかが可能かどうかとか、いろいろ議論したんですけども、それはやめてほしいとか、そういうことで今、午前9時から午後9時までの間で活動をお願いしますというようなことでしているところがございます。私どもも24時間の方が、東京というところはこちらと違って夜の作業とか、いろんな商取引とかいうのがありますけれども、今のところこの時間帯でお願いしているところ

でございます。

○中野副委員長 行政の管轄ならこれでいいけど、指定管理者、民間に任せますよというのなら、逆にそういうのが取っ払われんとおかしい話になるとよ。借りる方も、それじゃ10時に使うときはファクスもとれん、そんなのはおかしいわ。そういうことで、ぜひ。

それともう一つ、今、本当にいろんな地域で空き店舗が目立つんですけど、その新規創業の支援をしておったよな。何事業というのか、あれは今、どんな状況になっていますかね。

○矢野地域産業振興課長 カリーノにあります商業支援センター、実は場所的にわかりにくいというのと、駐車場もなかなかないということで来場者が少ない、相談しにくいというような状況もありますので、実はあそこで行っている相談事業とか研修事業は、新年度からはもう少し拡充したいということで、県立図書館の方で実施をして事業の厚みを加えていこうかなというふうに考えております。

○中野副委員長 貸しブースがあったですがね。1年とか2年、新規創業の。

○矢野地域産業振興課長 今年度まで事業として実施をいたしております。新しく開店をしたいという人の研修といたしますか、そういう場所として提供をいたしております。

○中野副委員長 あれ、ずっと1年間とか2年間、実際に店を出してやっていた部分があるじゃないですか。あれはもう埋まらんようになったんですかね、利用としては。

○矢野地域産業振興課長 3区画で1年間貸しておりましたが、17年度までで、18年度は実際実施しておりません。

○中野副委員長 私が聞いているのは、そういう施設を用意したけど、利用する人がいなくなっ

たから閉鎖するのか、そういうのが続いていっても駐車場やらがなくて便が悪いからやめるのか、そこ辺を聞いておるわけですよ。

○矢野地域産業振興課長 利用者がいないということ判断をしております。

○中野副委員長 わかりました。

○黒木委員長 総括質疑がございませんので、何かその他でございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で商工政策課、新産業支援課、地域産業振興課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分休憩

午後 1 時 1 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、経営金融課、観光・リゾート課、労働政策課の審査を行います。

それでは、順次、説明をお願いいたします。

○中武経営金融課長 それでは、経営金融課の予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の「経営金融課」のインデックスのところ、241ページをお開きください。当課の19年度当初予算額は、231億6,047万円で、うち一般会計221億1,353万3,000円、特別会計10億4,693万7,000円でございます。

まず、一般会計の主な事業について御説明いたします。

243ページをお開きください。初めに、中ほどにあります（事項）中小企業金融対策費であります。1の中小企業融資制度貸付金についてでございますが、これは、県中小企業融資制度の貸付原資となるものでございます。詳細につ

きましては、後ほど御説明いたします。次に、2の中小企業金融円滑化補助金についてでございます。県の中小企業融資制度におきましては、信用保証料を国の示す標準料率から引き下げておりまして、これに伴う信用保証協会の減収分を補助することによりまして、保証料の利用者負担を軽減するものでございます。次に、3の信用保証協会損失補償金についてでございます。これは、中小企業金融の円滑化を促進するため、代位弁済が生じた場合に、信用保険等で補てんされない保証協会の損失分を補償するものでございます。

次に、244 ページをお開きください。(事項) 中小企業等支援ファンド貸付事業費であります。1の中小企業等支援ファンド貸付金についてでございますが、これは、平成15年9月に設立されました宮崎県中小企業等支援ファンドに出資している財団法人宮崎県産業支援財団に対し、毎年、単年度貸付として出資額と同額の20億円を貸し付けるものであります。

次に、(事項) 小規模企業者等設備導入事業推進費であります。1の特別会計の繰出金についてでございますが、これは、高度化資金貸付金の原資として、県負担分を一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。次に、3の(1) みやざき産業創造設備貸与貸付金は、中小企業者等への設備貸与事業を実施している宮崎県産業支援財団に対し、その原資を貸し付けるものでございます。

次に、(事項) 組織化指導費であります。1の中小企業団体中央会補助金についてでございますが、これは、中小企業団体中央会の指導員等の人件費や、中央会が行う中小企業連携組織等支援事業等に要する経費を助成するものであります。次に、3の宮崎県火災共済協同組合格質

強化貸付金は、宮崎県火災共済協同組合の資金運用の円滑化を図るため、毎年、運営資金を単年度貸付として貸し付けるものであります。

次に、(事項) 小規模事業対策費であります。1の小規模事業経営支援事業費補助金についてでございますが、これは、県内9つの商工会議所及び39の商工会等の経営指導員等の人件費や、これら商工会議所等が行う経営指導、若手後継者育成事業等に要する経費を助成するものであります。

以上が一般会計でございます。

次に、246 ページをお開きください。小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。

初めに、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費であります。1の(1) 高度化資金貸付金は、中小企業等が集団化・共同化して行う事業に対して、長期低利の融資を行うものであります。次の(2) 小規模企業者等設備導入資金貸付金及び(3) 小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金は、小規模企業者等への設備資金の貸付や設備の貸与を行っている宮崎県産業支援財団に対し、その原資を貸し付けるものであります。次の2の一般会計への繰出金については、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、県への返還分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、(款) 公債費につきましては、高度化資金貸付金の原資の一部を中小企業基盤整備機構から借り入れておりますが、その借入金の元金及び利子分の償還金に要する経費でございます。

歳出予算の説明は以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の概要について、お手元の常任委員会資料の17ページをごらんください。「中小企業融資制度貸付金」でございます。

2の(1)の原資及び総融資枠につきまして

は、原資が 171 億 1,925 万 1,000 円、総融資枠は 480 億 5,721 万円となっております。うち新規融資枠は 110 億 145 万円となっております。

次に、(2) の主な貸付であります。①のフロンティア企業等育成貸付は、新分野進出や新規開業を行う中小企業者等を対象とした貸付であります。②の緊急経営対策貸付は、台風などの自然災害や一時的な売り上げ減少に対する貸付でありまして、融資利率は制度中最も低い年 1.9%となっております。③の経営安定貸付は、経営の安定を図ろうとする中小企業者に対する貸付でありまして、主に運転資金として利用されておりまして、県融資制度のうち一番利用額の多い貸付金となっております。

次に、(3) の第三者保証人要件の原則撤廃についてであります。現在、県融資制度においては、19 の貸付のうち 14 の貸付について保証人 1 名以上としているところですが、中小企業者に対する融資制度の利用拡大を図りますとともに、事業に関与していない第三者の保証人が倒産など借り手企業の経営状況が悪化した場合、社会的にも経済的に重い負担を強いられることを回避するため、県融資制度においては、平成 19 年度から、原則として第三者保証人を徴求しないこととするものでございます。なお、この要件の撤廃については、中小企業庁から早期に実施するよう要請されているところでありまして、来年度はすべての都道府県の制度融資において当該要件が撤廃されると聞いております。

次に、右の 18 ページをごらんください。「みやざき産業創造設備貸与事業」でございます。

この事業は、中小企業者の創業及び経営基盤の強化を促進するため、信用力や資金調達力が弱い中小企業者にかわって、財団法人宮崎県産業支援財団が機械や設備を購入し貸与すること

により、県内企業の振興を図ることを目的としております。

2 の事業概要でございますが、貸与対象者は中小企業者で、平成 19 年度の貸与枠といたしまして 4 億 3,500 万円を確保いたしております。

(3) の貸与条件であります。貸与方式には割賦方式とリース方式の二通りがございます。その条件が異なっております。割賦方式の場合は、限度額は 100 万円以上 6,000 万円以内で、支払い期間が 7 年以内、割賦損料率が 1.75% または 2.5%、リース方式の場合は、限度額は 100 万円以上 6,000 万円以内で、支払い期間が 3 年以上 7 年以内、リース料率が 1.408% から 3.006% となっております。

貸与実績を見ますと、昨年度が 8 件の 1 億 7,810 万円と件数、貸与額とも大きく減少いたしました。本年度は、平成 19 年 1 月末現在で 11 件の 3 億 3,218 万円と、件数、貸与額とも回復してきております。

次に、ごらんいただいております常任委員会資料の 1 ページにお戻りください。中ほどの債務負担行為の追加でございます。

まず、宮崎県中小企業共済協同組合損失補償と宮崎県火災共済協同組合損失補償であります。これは、大規模災害等の発生により、支払い能力を超える多額の共済金を支払う事態が生じた場合に、それぞれの協同組合が受ける損失の補償を行うものであります。

次の 2 つの事項、平成 19 年度設備貸与機関損失補償であります。これは、設備貸与及び設備資金貸付事業において企業の倒産等が生じた場合に、宮崎県産業支援財団が受ける損失の補償を行うものであります。

次の 2 つの事項、平成 19 年度中小企業融資制度損失補償であります。これは、県の中小企業

融資制度において、信用保証協会が代位弁済を行った場合に、保証協会が受ける損失について、2分の1または全額の補償を行うものであります。

なお、期間、限度額は、それぞれ記載のとおりであります。

経営金融課については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松原観光・リゾート課長 続きまして、観光・リゾート課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、「観光・リゾート課」のインデックスのところ、249 ページをお開きください。課の全体予算は、一般会計と2つの特別会計合わせまして10億6,775万円、前年度当初予算比89.1%、1億3,073万4,000円の減となっております。

次に、251 ページをお開きください。一般会計は、7億3,753万8,000円となっております。

主な事項について御説明させていただきます。

中ほどの(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費2億4,038万1,000円でございます。これは、建設起債の償還等に充てるため、県営国民宿舎特別会計に対する繰出金でございます。

次に、252 ページをお開きください。中ほどの(事項) 観光・コンベンション誘致促進事業費1億2,159万2,000円でございます。1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金7,906万9,000円は、財団法人みやざき観光コンベンション協会のコンベンション誘致活動に要する運営費でございます。2のコンベンション誘致推進事業3,927万9,000円は、コンベンション主催者に対する開催経費の一部補助、開催地決定権を有するキーパーソンの招聘などにより、コンベンション誘致を推進するものであります。

次に、253 ページをごらんください。(事項) スポーツランドみやざき推進事業費2,553万2,000円でございます。1のスポーツイベント等開催支援補助金1,567万7,000円は、本県におけるスポーツイベントの開催促進と育成を図るため、主催者に対して大会運営に要する経費の一部を助成するものであります。2のスポーツランドみやざき誘致促進事業517万円、次の(事項) 元気、感動みやざき観光地づくり事業1,890万円、次の(事項) 国内観光誘致宣伝事業費の3の「国際リゾートみやざき」誘客活性化事業4,499万8,000円、4の「宮崎フィルムコミッション」運営事業572万8,000円、さらに、次の(事項) 国際観光宣伝事業費の2の「国際リゾートみやざき」誘客活性化事業3,450万7,000円につきましては、後ほど、委員会資料にて説明させていただきます。

続きまして、254 ページをお開きください。(事項) 共同観光宣伝事業費3,606万3,000円でございます。これは、広域観光の推進に取り組み、観光客の誘致促進を図るために、九州観光推進機構など広域観光協議会へ負担金を拠出するものでございます。

続きまして、255 ページをごらんください。議案第8号でもございますえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

予算額は、422万円で、前年度当初予算に比べ5万円の減となっております。

主なものにつきまして御説明します。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費108万7,000円は、施設の修繕費などでございます。

次に、(款) 公債費313万3,000円は、えびの高原スポーツレクリエーション施設の建設起債の償還金でございます。

次に、256 ページをお開きください。議案第 9 号でもございます県営国民宿舎特別会計でございます。予算額は、3 億 2,599 万 2,000 円で、前年度当初予算に比べ 138 万円の減となっております。

次に、(事項) 国民宿舎えびの高原荘運営費 1,651 万 3,000 円及び(事項) 国民宿舎高千穂荘運営費 32 万 4,000 円につきましては、施設の修繕費などでございます。

次に、(款) 公債費 3 億 915 万 5,000 円につきましては、えびの高原荘、高千穂荘の建設起債の償還金でございます。

以上が当初の歳出予算でございます。

続きまして、お手元の商工建設常任委員会資料の 19 ページをお開きください。観光・リゾート課の主な重点事業でございます。

まず、「元気、感動みやざき観光地づくり事業」についてであります。

この事業は、国内外の観光地間競争の激化などにより、本県への県外観光客数の減少が続き、観光宮崎の再生に取り組むことが喫緊の課題となっている中、近年の観光ニーズの変化や地域特性などを踏まえた観光戦略に基づき、地域固有の観光資源を活用したソフトとハードの事業を一体的に行うことで、地域の観光力を高めようとする公民協働の取り組みを重点的に支援することにより、地域が主体となった元気な観光地づくりを推進するものであります。

具体的には、外部の知恵を取り入れながら、公民が協働して戦略的な行動計画の策定を行い、その後、計画に基づき公民が役割を分担しながら事業の展開を図っていくことで、観光地としての魅力を高めていく市町村などに対して支援を行うこととしております。この事業は 2 年目の事業でございまして、事業箇所は青島など 5

地域でございます。

事業費は 1,890 万円を予定しております。

次に、20 ページをごらんください。『『国際リゾートみやざき』誘客活性化事業』についてであります。

この事業は、国内外からの観光客誘致を図るため、行政と民間が一体となって総合的な誘致宣伝施策を実施しているものであります。

具体的には、2 の事業概要に記載しておりますが、国内対策事業につきましては、マスメディアなどを活用して本県の魅力を発信する PR 展開事業、県民の県内観光を活性化するためのモニターツアー事業、地域や対象を絞ったのキャンペーン、旅行会社などと連携した誘客対策事業などを実施しております。また、国外対策事業につきましては、韓国、台湾、香港、中国を対象に、本県の認知度や旅行事情などに対応して、国別に知名度向上対策や旅行商品の企画・造成対策などを実施しております。

予算額は、国内対策 4,499 万 8,000 円、国外対策 3,450 万 7,000 円の合計 7,950 万 5,000 円でございます。これに市町村負担金 900 万円を加え、総額 8,040 万 5,000 円で事業を展開してまいります。

なお、観光客誘致に当たりましては、圏域を越えた広域的な連携が不可欠でございますので、九州観光推進機構や鹿児島、熊本など各県とも一層連携を密にしながら、効果的な事業実施を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、21 ページをお開きください。『宮崎フィルム・コミッション』運営事業』についてであります。

この事業は、映画、ドラマ、CM などのロケーション撮影の積極的な誘致、受け入れを進めることで、映像を通じて本県の魅力を全国に発信

し、観光客の増加などを図るものであります。

具体的には、2の事業概要にありますように、昨年5月に公民共同で設立しました「宮崎フィルム・コミッション」を中心に、ロケ誘致を推進するため、映像制作会社などへのセールス活動を行いますとともに、映画監督やプロデューサーなどのキーパーソンの招聘や、ロケーションマーケット等PR商談会への参加などにより、本県のすぐれたロケ環境を積極的にPRしてまいりたいと考えております。また、ロケの受け入れ支援のため、映像関係者にとって魅力のある県内ロケ適地情報の収集・提供、エキストラなどFCサポーターの確保、ロケ支援の地域リーダーとなるロケーションマスターの養成、県内ロケ地の調査・案内などを行うこととしております。

事業費は572万8,000円を予定しております。

次に、22ページをごらんください。「スポーツランドみやざき誘致促進事業」についてであります。

この事業は、大学や社会人のスポーツ合宿等の関係者に対する個別セールスや、大学、エージェントでの出展セールス、キーパーソン招聘を行うことにより、合宿誘致の促進を図るものであります。

具体的には、社会人や大学については、北海道から九州まで、広く個別セールスに回るほか、さまざまな大会でのセールスを行います。また、体育大学などでの出展によるPRも行うこととしております。

事業費は517万を予定しております。

観光・リゾート課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西労働政策課長 労働政策課の一般会計歳出予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「労働政策課」のインデックスがございまして259ページをお開きください。労働政策課の予算総額は、10億5,340万1,000円で、平成18年度当初予算に比べまして、金額にして約1億3,000万円の減額であります。率にして10.9%の減となっております。

主な事業について御説明いたします。

261ページをおあけください。中ほどの(事項)高年齢者雇用対策費2,476万2,000円であります。これは、高年齢者等雇用推進によります求人開拓や雇用相談等を行いますとともに、シルバー人材センター連合会への支援を行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)障害者雇用対策費673万2,000円であります。次の262ページをお開きください。これは、事業所等に対する障がい者雇用の普及啓発や、障がい者に対する職業的自立の支援など、雇用促進に要する経費であります。説明欄の4の職場適応訓練事業284万8,000円ありますが、ハローワークの紹介によりまして、障がい者の方を対象に、就職予定事業所において事前に訓練を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)Uターン対策費1,047万7,000円あります。これは、ふるさと雇用情報センターの運営経費や、東京など県外でのふるさと就職説明会を開催するための経費であります。

次に、その下の(事項)雇用安定対策費1,406万3,000円あります。これは、短時間労働相談員や家内労働援助相談員の設置のほか、公正な採用選考の啓発に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)若年者・障害者等就労支援強化事業9,445万7,000円ありますが、これにつきましては、後ほど、委員会資料で御

説明いたします。

次に、263 ページをごらんください。中ほどの（事項）労働福祉事業費 3,000 万円であります。これは、中小企業労働者に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、教育資金及び生活資金等の貸付金を計上しております。

次に、264 ページをお開きください。中ほどの（事項）認定職業訓練費 8,083 万 8,000 円あります。これは、認定職業訓練団体が実施します訓練に対し助成する経費であります。

次に、その下の（事項）職業能力開発対策費 7,855 万 8,000 円あります。これは、宮崎県職業能力開発協会が行います技能検定実施のための補助、技能競技大会等への参加などに要する経費であります。

次に、265 ページをごらんください。中ほどの（事項）県立産業技術専門校費 3 億 6,217 万 4,000 円あります。県立産業技術専門校は、中核的技能者の養成を行いますとともに、職業能力開発の総合センターとして、事業主等が実施します職業能力開発に対する支援等を行うものであります。

ここで、昨日の答弁につきまして、一部訂正をさせていただきたいと思えます。坂口委員の方から九州の障害者職業能力開発校に関する御質問に対しまして、鹿児島県は県立、福岡県は国立と申し上げましたけれども、正確には、いずれも国立県営でございます。申しわけありませんでした。

以上で歳出予算説明資料での説明を終了させていただきまして、引き続きまして、お手元の常任委員会資料によりまして、当課の主な重点事業について御説明いたします。

委員会資料の 5 ページでございます。「若年者・障害者等就労支援強化事業」であります。

この事業は、1 の事業目的にありますように、主に就職活動に悩める若年者、就職が困難な障がい者を対象としまして、就労支援を行うものであります。具体的には、2 の事業内容等にありますように、全体で 9 つの事業に取り組むこととしております。事業費につきましては、3 にありますように、9,445 万 7,000 円あります。

①から⑨の事業内容のうち、①の就職相談支援センター設置事業、⑤の障害者在宅就業サポートセンター支援事業、⑥の障害者雇用コーディネーター設置事業、⑦の障害者就職指導支援相談員設置事業、これにつきまして 6 ページ以降で改めて御説明申し上げます。

まず、「就職相談支援センター設置事業」についてであります。厳しい雇用情勢が続く若年者の就職活動を支援するために、2 の事業概要にありますように、現在、宮崎市のカーノー 8 階に宮崎県就職相談支援センター、通称「ヤング JOB サポートみやざき」ですが、これを設置しております。そこで個別カウンセリングや出張相談等によりまして、若年者の相談に応じまして適切なアドバイスを行うことで、若年者に対する就職支援を行ってまいるといふものでございます。事業費は 1,651 万 4,000 円を予定しております。

次に、7 ページでございます。「障害者在宅就業サポートセンター支援事業」についてであります。この事業は、1 の事業目的の中ほどですが、在宅就労を希望します障がい者の方への就労支援を行うこととしておりまして、事業としましては、2 の事業概要にありますように、(1) の在宅ワーカーの育成ということで、ホームページ作成等に必要な知識や技術の習得のための研修をインターネットを活用して在宅で行ってお

ります。さらに、(2) であります、在宅ワーカーに対する就労支援としまして、先ほど申しました(1)の研修によりまして技術を習得した障がい者と、仕事を発注する企業との間を仲介いたします障害者在宅就業サポートセンターに対しまして支援を行うこととしております。それによりまして、(2)の①ですが、企業などからの仕事の受注など、在宅就労の本格的な促進を図るというものでございます。事業費は1,575万円を予定しております。

8ページをごらんください。「障害者雇用コーディネーター設置事業」についてであります。1の目的であります、就労意欲があるにもかかわらず就職が困難な障がい者を支援するため、事業概要の(2)にありますとおり、県内各地の福祉事務所などにコーディネーター8名を配置しております。そこで、(1)の業務内容にありますような求人開拓、就職支援、それから必要に応じまして就職後につきましても、職場定着のための訪問指導を行う、そういったことに取り組んでおります。事業費は2,362万5,000円を予定しております。

次に、9ページでございます。「障害児就職指導支援相談員設置事業」についてであります。2の事業概要にありますとおり、県立の盲学校、聾学校、養護学校の高等部の生徒を対象にしておりますが、宮崎、都城、延岡の各養護学校に各1名、相談員計3名を配置してございまして、就労に関しまして、生徒さん、保護者の相談に応じたり、教師へのアドバイスや情報の提供などを行っております。さらには、求人開拓に努めることによりまして、生徒の就職希望の実現を図っております。事業費は800万7,000円を予定しております。

労働政策課の歳出予算についての説明は以上

であります。

続きまして、常任委員会資料の2ページにお戻りください。上から3行目ですが、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。議案書では67ページになりますけれども、ちょっと見にくいので、こちらの委員会資料の方で説明させていただきます。

1の改正の理由でありますけれども、県立産業技術専門校の授業料、入校料につきまして、県立高等学校の授業料及び入学金の改定に合わせて改定を行うものであります。

2の改正の内容であります、(1)授業料につきましては、現行11万5,200円、月額にしますと9,600円になりますが、これを11万8,800円、月額にしまして9,900円に改定するものであります。経過措置と書いておりますけれども、ただし、平成19年度から21年度にかけて毎年、段階的に改定することとしております。

次に、(2)の入校料につきましては、現行の1人につき5,550円を5,650円に改定するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日としております。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、説明のありました議案等について質疑はございませんか。

○濱砂委員 まず、243ページ、消費者金融相談員設置費576万8,000円、どのくらい相談があるもんですか。

○中武経営金融課長 ことしが大体1,000件ぐらいの相談になっております。

○濱砂委員 やっぱり景気に左右されて。

○中武経営金融課長 そうですね。多いときは
* 2,400 件とか相談がございましたが、今、大分減ってきてまして、1,000 件ぐらいということでございます。

○濱砂委員 246 ページ、小規模企業者等設備導入資金特別会計、ほとんど特定財源なんですけど、財源内訳は何なんです。どこから来ているのか。

○中武経営金融課長 財源は、まず一番上の繰入金というのがございますが、これは一般会計からの繰出金ですね。高度化資金の県の負担分、これが入ります。それから、繰越金というのがございます。これは、今まで設備貸付をやっておりまして、返ってきた金が、結局、使うほどに、需要ほどになくて残っている金がございます。そして、諸収入はこの年度の高度化事業と小規模設備貸与の返還金でございます。それと県債は、これは中小企業基盤整備機構からの借り入れをやることになっております。その4つでございます。

○濱砂委員 繰越金の4億4,500万円はどこに出てくるんですか。出てこないんですか。

○中武経営金融課長 これは、過年度の繰り越しでございます。予算には入ってまいりません。ここにしか出てきません。

○濱砂委員 今度は251 ページ、観光・リゾート課、県営宿泊休養施設改善対策費2億4,000万が一般財源ですよ。特別会計への繰出金になっていますね。この2億4,000万円繰り出したお金はどこに行くんですか。

○松原観光・リゾート課長 この繰り出した額が256 ページの県営国民宿舎特別会計の方に繰り入れされることになります。

○濱砂委員 ここに同じ数字が出てこないんで

すが、どこに入るんですか。

○松原観光・リゾート課長 一般会計の繰り入れ以外に、指定管理者の方から納付金をいただくことになっておりまして、例えば、高千穂荘から4,500万円、えびの高原荘から3,900万円が別途入ります。

○濱砂委員 それから、公債費が3億915万5,000円、県営国民宿舎高千穂荘運営に対する経費、残高はどれぐらいありますか。

○松原観光・リゾート課長 えびの高原荘につきましては、19年度時点で15億8,700万余ございます。高千穂荘につきましては、15億6,500万円余ございます。

○濱砂委員 例えば、高千穂荘にした場合、県に入ってくる年間の収入金が幾らだったんですかね。

○松原観光・リゾート課長 高千穂荘の場合は、18年度から5年間の間に毎年4,500万円を納付していただくことになっております。

○濱砂委員 4,500万円で経費を1,600万円出しているということですよ。約3,000万円で15億6,500万円の償還に、一般会計からも繰り出して償還に充てていると。何年ぐらいかかるんですか。

○松原観光・リゾート課長 高千穂荘につきましては、最終的な償還が平成31年度まででございます。ちなみに、えびの高原荘につきましては、平成27年度までとなっております。

○濱砂委員 最後にします。指定管理者制度にした効果がどのくらいかということなんですけど、県営でやっているときと指定管理者に委託をした場合とでは採算ベースの違いというのはかなり出てくるものでしょうかね。

○松原観光・リゾート課長 今のところ、えびの

※86ページに訂正発言あり

高原荘も高千穂荘も、昨年度より宿泊客数がちょっと落ちている状況でございます。しかしながら、各指定管理者からは、えびの高原荘は3,900万、高千穂荘は4,500万、これは確実に毎年いただくこととなります。したがって、従前であれば赤字が出た場合には一般会計の繰り入れがふえるとか、そういう事態もあり得たとは思いますが、現在、指定管理者から必ずその額はいただくことになっておりますので、そういったところに指定管理者の効果があるのじゃないかと考えております。

○濱砂委員 効果は出ている。了解です。

○中武経営緊急課長 先ほど、濱砂委員の質問の中で、消費者金融相談ですが、一番多いときは平成15年度で3,800件ほどございました。今、1月末で1,000件というところでございます。

○坂口委員 今の濱砂委員のに関連してなんですけど、問題は数字の上で県がリスクを負わなくなった、計画性が立つという、その数字の上での経営の見通しというのはいいと思うんですね。ただ、ああいう拠点施設を整備したというのは、地域への波及効果をねらって、官がやるべき、いかにそこに県外の人たちが入っていただくかという吸引力としての役割を持たしていたと思うんです。だから、指定管理者制度の検証事項の一つになると思うんですけれども、価格を競争させて評価をしていって、コスト縮減でポイントを上げて、最終的な選定条件の一つになってきているというのが、同時に、地域にどう効果を及ぼすかということで、年間何万人集客して地域貢献するというような運営の見通しなんかも同時に評価したと思うんですけれども、あとは経営力と。そういうものを検証していって何らかの次の選考基準のときに、本来の目的達成、なぜあれを公がやったかとい

うももとの目的を達成させる、だから、高千穂荘がお客さんが減少したということは大きな反省材料として次に生かさないといけないと思うんですね。

○松原観光・リゾート課長 来年度に向けまして、指定管理者の方に来年度の事業計画の提出を今、求めているところでございます。その事業計画を見ながら、県としてもまた指導していきたいと。また、これまで高千穂荘あるいはえびの高原荘の方には、いろんなサービス面でございますとか、あるいは地域との連携でございますとか、そういったことも指導してきているところでございますので、今後、来年度の事業計画を見ながら、また県といたしましても、適切な指導助言等を行ってまいりたいと考えております。

○坂口委員 よりの確な見通しが立てられるように、枠にはめ込ませるんじゃないで、自然体でできるような見通しというのが必要かなと思います。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○中野副委員長 資料の254ページ、共同観光宣伝事業、県から多分、岩切さんが出向していますよね。これは全体でどんな事業をしておるんですかね。全然外に見えてこないけど。広域観光、宣伝事業の負担の中身。

○松原観光・リゾート課長 共同観光宣伝推進事業につきましては、九州観光推進機構の方に3,142万6,000円を宮崎県としては負担しております。そのほか、南九州広域観光ルート連絡協ということで、宮崎県と熊本県、鹿児島県、この3県で一体的なセールスを行うというような事業を展開しているところでございまして、具体的には、例えば九州観光推進機構につきましては、エージェントへの九州一体となったセー

ルスであったりですとか、キャンペーンであったりですとか、あるいは九州の複数県をまたがるような広域観光ルートマップを作成しまして、この広域観光ルートを使った旅行商品をつくっていただけるよう、旅行会社の方に広告支援をしたりですとか、あるいは海外の方には、特にこれからやはり中国が巨大な市場になっていくと思われまますので、中国に対して、九州全体としてセールスをかけたりですとか、あるいはキーパーソンを招聘しまして、九州複数県を見ていただいて旅行商品の促進につなげるといったような活動を行っております。また、南九州3県で実施します南九州広域観光ルート連絡協、こちらの方では、関西圏へ向けた修学旅行の誘致ですとか、なかなか宮崎県だけで修学旅行というのにとどまらずに、やはり複数県にまたがりますので、そういったところを共同で誘致セールスをかけたりといったような事業を行っております。

○中野副委員長 その九州何とか、それは理事組織、例えば部長が入っているとか、組織はどこが主体でやっているんですか。

○松原観光・リゾート課長 いわゆる法人格のない団体でございまして、構成メンバーとしては九州各県が入っております。理事会には部長もメンバーになっております。それから、九州各県の主要な観光業者さんであったりですとか、あるいは旅行代理店、JR、そういったところがメンバーとして入っております。

○中野副委員長 昔からあったような組織をまとめたのかなと思うんですけど、九州は1つでやるというのは海外の誘致宣伝ぐらいだと思うんですね。国内ではマップなんかつくったってしようがないんですよ。ぜひ海外にシフトするように頑張ってください。国内をやったってし

ようがない。みんなそれぞれ1泊、2泊の中で北九州、南九州と分かれているしね。

○松原観光・リゾート課長 九州観光推進機構が設立された経緯としましては、九州の知事会の中で、今後は九州一体で観光をやっていかねばならないということで設立されておりました、ターゲットとしましては、国内にしてももちろん大都市圏が入っておりますが、当然、おっしゃるとおり、韓国、中国、台湾、そういったところも対象になっておりました、そのところも九州一体となって現在、セールスを進めているところでございます。

○濱砂委員 国民宿舎関係なんですけど、例えば高千穂荘で4,500万円が県側に収入金として毎年入ってくると。しかし、利息だけでも6,900万払っているという状況ですよ。しかも、まだ残債が15億円も残っている。これは、将来の考え方として、ずっと委託という形で続いていくもんなんですか。今のままではずっと赤字が累積していくということになるんですが、将来の考え方としては、売却とかという方向は出てこないもんなんですかね。どういうものなんですか、ちょっと考え方を。

○松原観光・リゾート課長 18年度から5年間、指定管理者ということで民間の方と契約を結んでおりますので、5年間は指定管理者という形で進めさせていただきたいと考えております。その後につきましては、この5年間の状況を見ながら、当然、いろんな角度から検討は進めていかないといけないというふうには考えております。

○濱砂委員 1カ所に限らず全体なんですけどね。収入金では利息も払えない、赤字が累積するばかりというのが今の状況では目に見えている。ですから、5年間はそのまま累積がいくわ

けですよ。そのかわり5年間は資産価値も下がっていくということですから。5年間は契約してありますので、その後についての処分の方法なり、継続の方法というのは、採算性も見て変えていかないといけない。さっき、坂口委員が言われたように、手の届かないところに行政の手を入れたというのが本来の姿なんですよけど。ただ、それだけで今後の運営ができていくかというのも、両面から考えて方向性を出していかないとはいけませんので、よろしくをお願いします。

○横田委員 若年者・障害者等就労支援強化事業ですけど、障がい者の対象といたしますか、療育手帳を持っている人を対象にするとか、そういう何か縛りがあるんでしょうか。

○西野地域雇用対策監 若年者・障害者等就労支援強化事業の障がい者の対象でございます。263 ページの一番上の四角の中、7番の障害者在宅就業サポート支援事業でございますが、この対象は、通勤が困難な障がい者ということで、主に身体障がい者を対象としておりますが、そのほかにも一部精神障がい者等も現在、研修等を行っております。また、障害者雇用コーディネーターの対象でございますが、これは、身体、知的、精神、すべて一応対象としているところでございます。また、障害児就職支援相談員につきましても、各種養護学校の児童生徒を対象としております。

○横田委員 今、普通学校に行きながら、学習障がいとかアスペルガーとか、ああいう子供たちもたくさんいるわけで、そういう子供たちも人とのかわりが物すごく苦手で就職が難しいという例がたくさんあると思うんですよ。私の周りにもそういう人がいますけど、できればそういう人たちの就労支援もこういうところで

お願いできるというと思うんですけど、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○西野地域雇用対策監 基本的に手帳をお持ちの方を対象としておりますが、在宅のサポート支援事業、そのほか基本的に手帳を要件としておりませんで、障がい者が我々として確認できれば幅広く対象として就労支援を行っているところでございます。

○横田委員 お願いします。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 経営金融課の方にお尋ねしますが、243 ページ、融資制度を非常に充実させていただいておりますが大変ありがたいんですが、ここで保証協会の損失補償金1億1,525万8,000円ということですが、何件ぐらいかわかりますか。

○中武経営金融課長 平成17年度の代位弁済が67社で9,984万8,000円ほど損失補償をやっております。

○徳重委員 これは、保証人というか、そういった方に対してはどういう形で対応されているんですか。

○中武経営金融課長 損失補償というのは、お金を借りた方がお金を払えなくなりますと、まず代位弁済ということで、金融機関は信用保証協会にお金を要求してくるわけですね。そして、そこで保証協会は再保険を掛けておりますので、再保険が大体7割から8割返ってきます。その残りの2～3割を県が損失補償するという形の契約になっております。その場合に、損失補償が2分の1と全額補償と二通りやっております、それについて県が補償費を払うという形になっております。保証人からはその後、代位弁済した分について信用保証協会が回収を図るといった形になっております。

○徳重委員 保証人から回収するというんですか、残債なりを回収することは今までやっていらっしゃるんですか。

○中武経営金融課長 平成17年度に保証人から回収した額が、県へのお金が返ってきた中で保証人から回収した額が大体600万ぐらいございます。2,600万ほど県に返還がありまして、そのうち保証人からもらったのが600万ほどございます。

○徳重委員 結構です。

○中野副委員長 就職相談支援センター、俗に言うハローワークとのすみ分けというか、どこが違うんですか。その中で出張相談とは、こちから相談に出かけていくわけですか。

○西野地域雇用対策監 まず、出張相談につきましては、現在、ヤングJOBサポートみやぎは、宮崎市内のカリーノでやっておりますが、月1度、そこのキャリアカウンセラーが日南の方に参りまして、出張相談を行っております。

ハローワークとヤングJOBのすみ分けでございます。ハローワークにつきましては、就職先を求人・求職のマッチングといたしますか、その場で速やかに決定するようなサービスでございますが、ヤングJOBにつきましては、就職に悩みを抱えた若年者が、自己理解、職業理解をゆっくり時間をかけて、その人に合わせて相談をしながら、そこで適切な求人が見つければ、その場で無料職業紹介を行っております。したがって、すみ分け、違いといたしますのは、よりヤングJOBの方が相談機能といたしますか、一人一人にゆっくり時間をかけてといたしますか、県民本位のサービスを提供しているところでございます。

○坂口委員 これ、勘違いかもわからないんですけど、経営金融課、245ページの一番上の枠、

これは商工会の以前言っていた指導員、何年か前に広域連携何とかという事業に変わったですね。これは、今、対象の指導員はどれぐらいいるのかというのと、あれは資格なり、指導員という呼び方というんですか、制度なり資格なりとともに変わったとか、そういういきさつがあったような気がしたんですけど、ちょっと教えていただきたい。

○中武経営金融課長 経営指導員が商工会と商工会議所で今、128人ほどおります。記帳専門員と情報員というのが経営情報支援員というのに統合しまして、これが137名ほどおります。広域連携におきまして、この名前は変えておりません。広域連携は、人材を共同化しようということで、集めるという形だけでございます。

○坂口委員 流れとして、例えば農業の分野なんかもそうなんですけど、これ、国県の共同事業ですよ。将来、分権作業の中で、削減か、あるいは地方がやるべき役割の中の一つに位置づけられていたような気がするんです。こういう人たちの人数とか、そういった流れとしては県はどういうぐあいに考えておられるのか、国あたりの考え方がどういう方向を向いているのかを、ちょっと。

○中武経営金融課長 経営指導員等の設置につきましては、平成16年まで国庫補助がございました。これにつきましては、平成17年から全額県費ということになっておりまして、県が補助する場合に国も補助するという形をとってございましたけど、18年からは全く国庫補助はなくなりまして、全額県費ということで交付税化されております。

○坂口委員 そうすると完全に交付税になってきて、さらに県の裁量とか考え方で各県差異が出てくると思うんですけど、今、こういう指導

員の人たちの役割の必要性とかニーズとか、今後、どういう方向になってきそうですか。

○中武経営金融課長 商工会についてでございますけれども、商工会は平成17年に広域問題研究会を立ち上げまして、本県の場合は、広域連携でやっていくということでここまで来ております。ただ、商工会につきましては、あくまでも自主的な団体ということで、合併については今のところしないということで、それぞれの商工会でやっていくと言っておりますけれども、私どもといたしましても、現下の厳しい財政状況、それから県の市町村合併構想、そういうものも踏まえながら、広域連携の成果を見ながら、小規模事業者がかなり減ってきているという面もありますので、そういうのを見ながら、今後、商工会の組織については見直ししていきたいというふうに思っております。県商工会連合会も平成18年3月に、広域連携の枠組みのあり方等について、それから商工会の組織のあり方について報告書をまとめておりまして、今後5年間で人員を1割削減するという方向を出しております。

○坂口委員 そこが心配だったんですよね。交付税が今後どういふぐあいにこの部分がカウントされてくるのかわからんですけど、少なくともふえる方向にはないだろうとなというのと、現下の県内の商店街とか商工業のあり方なんかを見たときに、この人数が減ることはあっても、ふえることはないのかなと。合併によって1つは解決していくための誘導策での広域連携指導事業だったのかなと思うんですけど、合併をやらなくなると、より具体的にそれが実現できる、定数だけは減らそうといったって、本当にそれで今までの指導の質なり量が維持できるかということ、ちょっと限界を越すような気がする

んですよ。だから、合併をやらないじゃなくて、そういうものに向けた強力な指導というのは必要になってくるんじゃないかなと思うものですから、これは要望でいいです。

それと、もう一つ、あわせてついでに教えてほしいんですけど、県では、大きい商工政策の目玉で融資枠1,000億というのが一つのかげ声で一千何十億だけ確保した時期があったですよ。今の予算の考え方からいくと、積み上げ方式とはいったものの、シーリング的な感覚でなしというものはあるのかなと。今、こういう現況の中での金融面におけるニーズに対しての対応の状況と、その1,000億なんていうのは1つの大きい目玉であり方針だったわけですから、これらは今後維持していこうという考え方のもとではあるのかどうか。

○中武経営金融課長 1,000億構想は、今のところ、私ども唱えておりませんで、今、総融資枠が大体870億～880億ぐらいでやっております。今年度が887億ぐらいでした。その中で新規の融資枠が500億ということで、500億の中でやっていくということでやっております。来年度あたりは今のところ、新規枠につきましては4、5、6の3カ月分しか要求いたしておりますので、通年分につきまして、またこれから要求していきたいというふうに思っております。それとあわせて、政策的なものも入れていきたいというふうに思っております。

○坂口委員 たしか、1,000億を達成したのが平成15年前後ぐらいだと思うんですよ。850億となると急激な減ですが、ニーズがなければしょうがないんですけども、そこらはしっかり将来を見据えて、今後の予算の考え方に反映していただくように要望しておきます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

なければ、その他、総括をやりませんので、何かございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で商工観光労働部の審査を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

あすは、10 時から土木部の審査を行いたいと思います。

本日は、これで終了いたします。

午後 2 時 10 分散会

平成 19 年 3 月 2 日（金曜日）

午前 10 時 1 分開会

出席委員（9 人）

委員 長	黒木 覚 市
副委員 長	中野 廣 明
委員	植野 守
委員	坂口 博 美
委員	徳重 忠 夫
委員	濱 砂 守
委員	横田 照 夫
委員	長友 安 弘
委員	権藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土 木 部

土 木 部 長	野 口 宏 一
土 木 部 次 長 （ 総 括 ）	久 保 哲 博
土 木 部 次 長 （都市計画・建築担当）	河 野 強
部参事兼管理課長	後 藤 厚 一
用地対策課長	小 野 健 一
技術検査課長	郷 田 五 男
道路建設課長兼 道路保全課長	荒 川 孝 成
河 川 課 長	児 玉 宏 紀
ダム対策監	新 田 省 策
砂防課長	児 玉 幸 二
港湾課長	河 野 大 樹
空港・ポート セールス対策監	立 脇 政 利
都市計画課長	藤 村 直 樹

公園下水道課長	富 高 康 夫
建築住宅課長	江 川 雅 俊
営繕課長	藤 山 登
施設保全対策監	藤 原 憲 一
高速道対策局次長	舟 田 宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田 中 浩 輔
議事課主任主事	今 村 左 千 夫

○黒木委員長 委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について説明を求めます。

○野口土木部長 まずは、商工労働建設委員の皆様方には、かねてから土木行政の推進につきまして格段の御指導、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます土木部所管の議案について、その概要を御説明いたします。

お手元に 1 枚紙の「概要説明の要旨」をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1 をごらんください。議案第 1 号「平成 19 年度宮崎県一般会計予算」、議案第 12 号「平成 19 年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算」、議案第 13 号「平成 19 年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算」についてであります。

平成 19 年度土木部の一般会計当初予算は、公共事業については年間所要見込み額のおおむね 4 割程度、その他の人件費や施設管理費等の経常的経費については、年間所要額を計上しております。また、新規事業や政策的な経費につきましても、早急な対応を必要とする事業については所要額を計上し、県民生活に影響が生じな

いように予算編成を行ったところであります。このため、(1)の土木部の平成19年度当初予算額は、まず一般会計で416億4,579万4,000円であります。主な内訳といたしましては、補助公共事業168億1,582万7,000円、県単公共事業46億5,260万9,000円、災害復旧事業26億1,433万4,000円などであります。次に、公共用地取得事業特別会計では14億6,763万6,000円、港湾整備事業特別会計では17億799万9,000円、合計で448億2,142万9,000円となります。

次に、歳出予算に係る新規・重点事業といたしましては、(2)に記載のとおり、①といたしまして、宮崎港関連用地分譲促進事業に600万円、②といたしまして、建築確認審査強化事業に3,526万7,000円などを計上しております。

次に、(3)債務負担行為についてであります。これは、一般会計で公共道路新設改良事業費など74億7,349万1,000円をお願いしております。

次に、2の条例改正であります。

まず、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。これは、産業開発青年隊の授業料及び入隊料の改定、並びに土砂災害防止法や建築基準法に基づき、新たに必要となった申請等に係る事務の手数料の新設などを行うための条例の改正であります。

次に、議案第37号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、中堅所得者向けの「特定公共賃貸住宅」及び「地域特別賃貸住宅」の一部を用途変更のため廃止し、低額所得者向けの「準特定優良賃貸住宅」として活用するための条例の改正であります。

次に、3の市町村負担金徴収であります。議

案第42号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、平成19年度土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて地方財政法等の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

○後藤管理課長 管理課でございます。まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成19年2月定例県議会提出議案(当初分)」、2つ目が、別冊になっております「議案第67号から第70号議案」、3つ目が「平成19年度歳出予算説明資料」の3つでございますが、提出議案につきましては、土木部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめていますので、この委員会資料で説明させていただきます。なお、当初予算の主な内容等につきましては、歳出予算説明資料で御説明いたします。

それでは、土木部の当初予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。この表は、一般会計と特別会計の土木部の当初予算額を一覧表にして取りまとめた総括表でございます。一般会計と特別会計を合わせた平成19年度当初予算は、右から2列目の太線で囲んでおりますC欄の一番下の部予算合計のとおり、448億2,142万9,000円をお願いしているところでございます。前年度当初比44.7%となっております。

次に、公共事業関係予算について御説明いた

します。

2ページをお開きください。まず、補助公共事業でございます。道路事業で55億円、河川事業で45億471万9,000円、砂防事業で25億5,600万円などとなっております、合計で、一番下の計の欄にありますように、168億1,582万7,000円でございます。

次に、3ページをごらんください。上段の表の地方道路交付金事業でございます。道路事業で38億200万円、街路事業で5億9,300万円、合計で43億9,500万円でございます。

下段の県単公共事業でございますが、道路事業で37億2,860万円、河川事業で4億3,415万7,000円などとなっております、合計で46億5,260万9,000円でございます。

次に、4ページをお開きください。直轄事業負担金でございますが、道路事業で5億4,300万円、河川事業で3億6,200万円、また、下から2行目の高速道の新直轄で1億6,800万円などがございます、合計で11億7,741万4,000円でございます。

次に、5ページをごらんください。災害復旧事業でございますが、土木災害で補助と県単合計で24億7,650万円、港湾災害で補助と県単合計で1億3,783万4,000円で、合計で、一番下の計の欄にありますように、26億1,433万4,000円でございます。

次に、6ページと7ページをごらんください。債務負担行為の追加であります。右の方の7ページの一番下の欄でございますが、19事業におきまして74億7,349万1,000円を計上しております。

次に、9ページをお開きください。議案第42号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。平成19年度の土木事業に

要する経費に充てるため、ここに記載の8事業につきまして、下の段の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定によりまして議会の議決に付するものであります。なお、関係市町村からは既に負担金徴収についての同意を得ているところであります。

土木部の当初予算の概要及び関連議案は以上であります。

○黒木委員長 次に、各課長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、4課または5課ごとに説明と質疑を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に、簡潔明瞭をお願いいたします。

まず、管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課の審査を行いたいと思いますので、関係の方だけお残りいただき、そのほかの方につきましては、別室にて待機をお願いしたいと思います。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

管理課長から順次説明をお願いいたします。

○後藤管理課長 管理課でございます。お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「管理課」のところ、333ページをお開きください。当課の平成19年度当初予算額は、24億5,945万3,000円でございます。

以下、主なものを御説明いたします。

335ページをお開きください。まず、一番下の(事項)建設技術センター費3,304万2,000

円についてであります。次の 336 ページの上段に記載していますように、建設技術センターで行う研修や各種建設資材試験、並びに庁舎の維持管理に要する経費であります。

次に、(事項) 産業開発実践費 4,618 万 1,000 円については、産業開発青年隊の運営及び教育に要する経費であります。

最後に、一番下の(事項) 建設業指導費 1 億 8,038 万 7,000 円については、建設業の許可や経営事項の審査に要する経費及び建設産業の活性化や経営革新のための支援に要する経費であります。

予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の 10 ページをお開きください。議案第 23 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、産業開発青年隊の授業料及び入隊料の改正であります。

まず、1 の改正の理由であります。県立高等学校の授業料及び入学料の見直しに合わせて改定を行うものであります。

2 の改正内容であります。 (1) の授業料を 10 万 5,600 円から 10 万 8,900 円に、入隊料を 5,550 円から 5,650 円とするものであります。

3 の施行期日等ではありますが、平成 19 年 4 月 1 日を施行日として、授業料につきましては、2 年間の経過期間を設け、平成 19 年度は 10 万 6,700 円となっております。なお、新旧対照表を 11 ページから 12 ページに記載しております。

管理課につきましては、以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 337 ページ、「用地対策課」をお開きください。当課の当初予算

額は、一般会計で 8 億 2,456 万円、公共用地取得事業特別会計で 14 億 6,763 万 6,000 円、合わせて 22 億 9,219 万 6,000 円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

339 ページをお開きください。まず、一般会計であります。ページ中ほど、(事項) 収用委員会費 1,613 万 9,000 円であります。これは、収用委員の報酬のほか、審理に必要な土地の鑑定料、建物等の物件調査委託料及び委員会の運営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費 396 万 1,000 円あります。これは、未登記処理に伴う登記事務の委託に要する経費等であります。

次に、340 ページ、上から 2 つ目の(事項) 特別会計繰出金 7 億 3,016 万 8,000 円あります。これは、次に説明いたします公共用地取得事業特別会計の歳入として、一般会計から繰り出すものであります。

次に、341 ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。特別会計の当初予算額は、14 億 6,763 万 6,000 円ありますが、これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費であります。説明の欄の 1、公共用地取得事業費 7 億 3,036 万 8,000 円につきましては、用地の先行取得や代替地の取得のための用地補償費及び事務費であります。同じく 2、一般会計への繰出金 7 億 3,726 万 8,000 円につきましては、18 年度以前に先行取得した用地を事業課が買い戻すことによる繰入金と代替地売り払い収入を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上でございます。

○郷田技術検査課長 技術検査課であります。平成 19 年度当初予算について御説明いたしま

す。

お手元の歳出予算説明資料の 343 ページをお開きください。当課の当初予算額は、3 億 808 万 3,000 円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

345 ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）土木工事積算管理検査対策費 2,657 万 7,000 円であります。これは、公共事業の設計単価の調査や企業情報提供システムの運用管理に要する経費であります。

次に、一番下の（事項）公共事業支援統合情報システム構築事業費 3,860 万円であります。これは、公共工事における電子入札及び電子納品等のシステム構築に要する経費であります。電子県庁の実現に向けまして、平成 15 年度よりシステム開発に取り組んでいるところですが、電子入札につきましては、平成 17 年 12 月から一部運用を実施しておりまして、平成 19 年度前半には全面導入を行う予定としております。また、電子納品につきましては、現在、委託業務において試行運用を行っておりまして、平成 19 年度も引き続き試行運用を実施し、検証を行いながら、本運用の時期等について決定していきたいと考えております。

技術検査課は以上でございます。

○**荒川道路建設課長兼道路保全課長** 道路建設課及び道路保全課でございます。

最初に、道路建設課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 347 ページ、「道路建設課」をお開きください。当課の当初予算額は、92 億 9,777 万 8,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

349 ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）直轄道路事業負担金 5 億 4,300 万円

であります。これは、国道 10 号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、（事項）有料道路事業費 8 億 77 万 8,000 円あります。このうち 8 億円につきましては、道路公社に対し、不足する運転資金の一部を貸し付けるものであります。

次に、一番下の（事項）公共道路新設改良事業費 46 億 5,000 万円あります。次のページにかけてごらんいただきたいと思います。これは、国の補助を受けて、一般国道、地方道の道路改築等を行う経費であります。その内訳でございますが、一般国道が 38 億 1,200 万円、地方道が 8 億 3,800 万円あります。

次に、その下の（事項）地方道路交付金事業費 29 億 6,300 万円あります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行うものであります。

道路建設課は以上であります。

引き続きまして、道路保全課について御説明いたします。

353 ページ、「道路保全課」をお開きください。当課の当初予算額は、70 億 4,085 万 2,000 円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

355 ページをお開きください。まず、下から 2 番目の（事項）公共交通安全施設事業費 5 億 9,300 万円あります。これは、自転車歩行者道の設置など、交通安全対策に要する経費であります。このうち説明欄の 2 番の交通安全地区一括統合補助事業であります。これは、一定の地域内における交通安全上の課題を解消するため、自歩道の整備や交差点の改良、電線類の地中化などを集中的に実施するもので、宮崎北地区外 9 地区を整備することとしております。

次に、356 ページをお開きください。下から

2番目の(事項)公共道路維持事業費2億5,400万円であります。これは、県が管理する国道において、落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所等の防災対策や、橋梁の耐震対策に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県単道路維持費16億9,960万円であります。これは、安全で円滑な交通を確保するため、排水溝やガードレール等の道路施設の補修・更新や草刈りなど、日常的な維持管理に要する経費であります。

次に、357ページをごらんください。一番上の(事項)県単舗装補修費6億3,400万円あります。これは、車両等の安全走行を確保するために、平坦性とか強度が低下した舗装の部分的な補修工事や、全面打ちかえ工事に要する経費であります。

次に、上から3番目の(事項)地方道路交付金事業費8億3,900万円あります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行うものであります。

次に、その下の(事項)道路受託事業費6億円あります。これは、国の激甚特別対策緊急事業により、延岡市の浸水被害の軽減を図るため五ヶ瀬川の河川改修工事が行われており、その関連事業として県道稲葉崎平原線にあります安賀多橋をかけかえるもので、国の委託を受けて事業を行うものであります。以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、説明のありました議案等について質疑はございませんか。

○濱砂委員 県単公共事業なんですけど、46億5,200万、18年度が100億円ですよ。見込みはどんなですか。当初、平成11年、12年ぐらいのときには300億ぐらいあったと思うんです

けれども、非常に住民の生活に密接した関係があるものですから、見込みはどんなでしょうか。

○後藤管理課長 現在、予算をお願いしておりますのは46億ということで、42%程度なんですけど、私どもがいつも維持管理に要する経費として計算しておりますのは、80数億円が最低ラインということで、その年間の所要額については、今後、財政当局をお願いをしていくということで、十分確保したいと思っております。

○濱砂委員 ぜひお願いします。経済的弱者といえますか、どっちかという生活不利益地域の人たちが多いんですよ。側溝が詰まっているとか、道路に穴があいたとか、草刈りとか、そういった関係のものが5~6年前まではすぐ対応できていたんですけどね。なかなかこれが土木事務所所管の中ではできないものですから、自分でできない人たちが非常に困っておられるというような状況があるものですから、ぜひ、この予算については考慮していただきたいと思えます。

それから、技術検査課の職員の平均年齢は何歳ぐらいですか。というのが、職員数が25名で2億3,582万4,000円の人件費が上がっておるものから、一般的には経験者の人たちが多いのかなと思ったものから。

○郷田技術検査課長 技術検査課に工事検査専門員を抱えておりまして、その専門員が12名、それから土木事務所の方にも駐在しておりますので、その分が非常に出てきているというところですよ。

○濱砂委員 技術検査課の専門員という方はどういう経験とか資格を持った人なんですか。

○郷田技術検査課長 特に資格とか、そういうものについての決まりというものはございませんが、今まで土木事業についてずっと経験を積

んできたベテランの人たちが検査員として従事している。

○後藤管理課長 補足なんですけど、技術検査課の専門員につきましては、現場事務所の工務課長経験者とか、かなりベテランの人たちを検査員の方に持ってきておりまして、十分現場での指導とかができるような形で取り組んでいきたいということで、かなり年配の方もいらっしゃいます。

○坂口委員 ちょっと関連してなんですけど、その考え方も一つあると思うんですけど、専門員というのは、入札改革の流れなんかを見ていくとすごく大切な役割を持つてくると思うんですね。ところが、実態を見てみると、検査の点数の配分とかがいろんな人になされていて、比重の割合とか、それから今の点数の採点方法というのはほとんどCが入らないようになっていってしまうけど、それでもなおかつ、そうでない部分があるということを感じているんですね。専門員によって全く違う評価をする人もいるというから、専門員というのは、若いときにまず検査をさせて、そして実際発注部署にあるようなところ、ある程度の執行権を持つようなところに専門員を経験した人あたりが上がっていくシステムと、今言われるような、すべて知り尽くした人たちがその中で指導的立場で専門員をやってレベルを上げていくというようなものじゃないと、今の専門員の人事のあり方というのはどうも疑問を感じるんですね。余り詳しくは言いませんけど。

だから、ベテランを持っていく、ベテランを持っていくとって、定年前に持って行って、その人がその部署で培ったものを若い職員にどうフィードバックされるのか。今、勘違いをされているような部分があって、技術不要論み

たいな空気があるってですね、だけど、これから技術は物すごく求められますよ。アカウントビリティーにしても、P Iにしても、技術者は相当なものを持たないと、これからの公共事業に求める納税者のニーズには的確にこたえていけない時代が来ていると思うんですよ。だから、今、濱砂委員が指摘したところは、僕は年齢をこの場でぱっと答えていただくぐらい、ここにはそういった人事に関しての配慮というものに神経が使われている、それを期待しておったですよ。

○郷田技術検査課長 今、技術力云々という話もございましたけれども、工事検査専門員は現場の経験もかなり積んで、非常に現場の技術力を持っている。そういうものが、非常に今現在、現場の技術力というのが落ちている。それで、特に若手技術職員等に対しての現場の指導教育、そういうものも兼ねてやっている面もございません。

○坂口委員 そういうことをしているから工事がおくれるんですよ。呼ばれたときにはぱっと現場に行って、段階確認でも検査でもできるようにしておかないと、業者はその間、仕事がとまるんです。だから、実践で勉強して、現場の担当でも、係長にでも、あるいは工務課長でも、そこでの的確に指示が出せて、その指示を専門員が変えるようなことにならんように配慮していかないと、競争させるんでしょう。損害が出たら県の責任がでできますよ。だから、それがだめだと言っているんですよ。専門員になったときも、どこの部署につこうとも同じ評価ができて、同じ指導ができるようなものを若いときからつくっていかないと、今、現場は指導のあり方なんてでたらめなんですよ。現場がわかっていない。専門員になったとき初めて現場がわかっ

て、専門員の自分なりの役割だけ果たすんじゃないですよ。現場がわかって初めて主幹になり、係長になり、課長になり、次長になりしていかないと、本当、これからは大変ですよ。技術屋の数なんて相当不足してきますよ。外部委託を考えにゃいかんぐらいになってきますよ。総合評価だの、一般競争入札だのですね。これは、また徹底して議論せんといかん部分をいっぱい含んでいると思います。

関連して質疑させてほしいんですけど、一般競争入札の総合評価方式は日程は決めているわけでしょう。試行をやられるわけでしょう。試行で出てきて、法的あるいは技術的にクリアできない部分が出てきたとき、どうするんですか。やっぱりそれでも計画どおりやるんですか。どういものが今後、検証の中で課題が出てこようということを予測しているんですか。それをこの1カ年で解決できて、順調に今度は一般競争入札を導入していけると思うんですか。だから、この技術屋の確保のあり方、技術の不足している部分の補完のあり方、推進機構も、あるいはほかのあらゆる団体も含めて相当真剣に取り組んでいかないと、専門員の年齢がどんなものかと聞かれて、これに答えができないような技術に対しての評価とか、力量の入れ方では、僕はこれは間違いだと思うんです。もっと真剣に取り組んでほしい。部長、コメントを下さいよ。技術に対しての評価とその認識のあり方を。

○野口土木部長 今の委員の質問ですけど、一般競争入札あるいは総合評価落札方式を取り入れていくというような中で、技術的に現場でしっかりやって品質を確保できるかということが非常に重要な課題だと思っております。その点につきましては、入札・契約段階の話と、工事施工段階の話と、それと工事が終わって管理の段

階といろいろ分かれると思うんですけども、まず初めに、入札・契約の段階については、1つは、しっかり各工事について過去の実績なんかを問うようなシステムの構築というような話が必要になってくる、あるいは総合評価方式でもそういうものについて重みを取り入れていくというような形での対応になってくると思ってます。また、工事に入っている段階につきましては、御指摘のとおり、管理体制あるいは検査体制ということが非常に重要になってきますので、これは先ほどお話がありましたように、建設技術推進機構等の力もかりながら、よりの確にできるような形でやっていきたいと思っております。

全体、これから一般競争入札の導入を進めていくわけでございますけれども、しっかりその検証については必要だと思っておりますので、これにつきましては、全土木事務所と本庁が協力しながら、的確に問題点等を探り出して、しっかりその対応をとっていきたいと思っております。

○坂口委員 今のを聞いていると、今度の入札制度改革の冊子を配付しましたよね。コンプライアンスについて触れていますよね。官製談合だけが法令だと考えていたら大きな間違いですよ。関連する法律すべてを職員の側も業者の側もコンプライアンス（法令遵守）というものを徹底しなきゃだめなんですよ。そうするとたくさん法律上の問題が今後出てくるんですよ。例えば、工事履行の担保ができるかどうかを最低制限価格（ローアーリミット）を決められる法的根拠でしょう。これなんかも事後審査、事前審査の分かれ目だって、事前審査をやっているからランクづけと評価点をくれているからということをやったって、技術者あたりのコリンズ

登録とか、現場担当者の実績、これは次の検査まで固定ですよ、会社の中に残っておれば。ところが、その最も大切とされているその資力、経営力、経済力、これなんかは常に変わっていくんですよ。そういった中で、どういうぐあいにローアーリミットを決めた中でより高い人に客観的に総合評価でポイントを高く上げられるかというところでは、これは社会混乱を起こす、不利益を起こす、この工事が本当に完成できるかなんていう部分の評価、これをどう入れていくかだつて、事前審査をやろうとしたら、審査基準を明確に示しておかなきゃだめでしょう、客観的に。そうなったときに、ここに入札制度改革検討委員会、この予算の中でどういうことをやろうとして、どれだけの配慮がこの予算になされているのか、そこらはどんなになっているんですか。1年ですべてをぴしっとやっていますよ。そのスケジュールを変えないわけですよ。これはやらなきゃならないわけですよ。

ところが、今、想定している課題、試行すれば、ここらが問題点として本県の場合、出てくるだろうかと、これは恐らく予測されていると思うんですよ。それを1年以内で解決して、次から執行できていくための体制なんかのこととか、そういうものをこの予算の中に、これまでの過去の分と比べてどれだけそこに力点を置いてこの予算を計上しているのか。

○後藤管理課長 今回の入札制度改革に係る問題点とか、そういうものについての検討というのは、土木部内の技術レベル、その補佐レベル、そして公共3部を入れながら、いろんな形で既存の予算の中で検討してきております。入札制度に絡む適正化委員会のあり方とか、そういうものは今後の検討課題なんですけど、これは既存の経費をつけておりまして、それでもし、新

しい経費が要るとかいうことであれば、また6月の段階でお願いするということになるかと思えます。中身の契約上の問題とか、あるいは品質確保の問題とか、そういったものにつきましては、現場の意見とか、そういうものをみんな含めていろんな形で適時詰めてきておりまして、今後とも、現場での課題が問題点とならないように、十分連携をとりながらやっていきたいと思っております。

先ほど、技術検証の話なんかもありましたけど、当委員会の中でもいろいろ技術の問題、現場管理の問題というのは出てきておりまして、それについては、いろんな所属長を集めての会議とか、レベルあるいは技術力向上ということで、若手職員も含めたいろんな形で研究会なりが発足しておつて、技術レベルも、例えば施工管理技師とか技術士の数とか、年々ふえてはきております。ただ、形に見えないかもしれませんが、技術力の向上あるいは技術の検証のための努力については、部挙げて、技術検査課を中心としてやっているというのが現状です。

○坂口委員 努力されているのは当然認めるんです。努力は当然のことです。だが、それが均一になっていかなきゃだめなんですよ、個人差があったら。それが1つと、例えば、今、一般競争入札の導入に向けての課題を想定していると言うけど、総合評価方式あるいは最低制限価格、そんなのでも執行部なら当然わかっていると思うんですけど、下請に関する法律だつてあるんですよ、商法関係でも。そこらからも著しい社会への影響、混乱、そうなったときに適正な価格で一括下請を防止する形でしっかり下請をやつていかなきゃ、この工事は完成できないんですよ。これも法律がたくさんあるんですよ。そうなったときに、当然、一般競争

入札になれば、ローアーリミットすれすれですよ。それで下請を、この会社は本当に自分ところで 100 %完結できるのか、できないのか、完結できるところだけしか公募条件を認めないのかとなったら、そんなことをやったって実際は仕事はできないでしょう。それはやっぱり法律が認めている全体に元請会社に関与する形での下請というのは認めざるを得ない。そこで、社会に著しい影響、混乱を起こさないような確かな下請関係が結べる、その下請契約書をしっかりそれが担保されることを保証してしかそこは契約を結べないですよ、県は。

だから、そんな作業を考えたら、すごい事務的な作業が今後 1 年間に待っているんですよ。ここで 23 万 8,000 円なんて、3 部合わせたってしれていますよ。ここでも検討しなきゃだめなことになってきますよ。それだけのここには仕事を任せてあるんでしょから。

○後藤管理課長 委員がおっしゃる元下関係については、従前から課題としてありますので、当然、県内の業者がとったものは県内の業者に下請も使ってくださいという協力要請もしていますし、1,000 万以上の工事であれば下請の状況も報告は徴しています。ただ、今後とも、その元下関係が適正になされるような形に最終的に結びつくように、そこについては土木事務所とも十分連携をとっていきたいと思います。

それと、先ほど言われました適正化委員会に関する経費 23 万 8,000 円というのは、今まで私どもの方で適正化委員会、弁護士さん、大学の先生等が委員となっておられます委員会で入札案件や随契案件を事後審査といいますか、手続等を審査してもらっていました。その分の経費でありまして、今後、この経費については回数がある、あるいは委員がふえれば増額をまた

お願いするということになると思います。

○坂口委員 事後審査なんて今後は大きい疑問を呈するんですよ。というのが、さっきも言いましたように、事前審査の中では、その会社のその時点での経営状況はわからないんですよ。今度は参加する業者は、なりふり構わないダンピング入札が警戒しなきゃならない一番の心配事になるんですよ。そうなるダンピング価格でしか入札できない。ところが、県はダンピング価格の線というのは出していないでしょう。これ以下はダンピングだというのは。ただ制限価格を決めているだけで、制限価格は、先ほども言いましたように、工事が履行されないおそれのときと著しい社会への混乱、最終的に納税者が損しちゃだめだというのが根拠でしょう。そうすると、今の標準設計価格で、それに何%掛けた乱数表によったり、積み上げでもいいですよ。出した最低制限価格すれすれ、オーバーしていても、切っていても、これは、それぞれを今度は施工計画書なり、調達方法なり、あるいは資力なりを選んで、そこで検討しないと最低制限価格は通用しなくなるんですよ。負けちゃうですよ。だって、工事を履行できる保証があれば、それは納税者にとって有利なわけでしょう。だから、最低制限価格も危うい位置にあるんですよ。

だから、今後、県独自の最低制限価格の理由づけとかいうものも必要になってきますよ。これは流れでそんなっていきますよ。だって、国交省あたりの低入札価格の施工計画から調達方法からことごとく今出させて、それで工事履行を担保して、だから最低制限価格ももう設定しないじゃないですか。

この前も言いましたように、公団だのというのは、最初からユニットプライスの積算をとっ

たり、あるいは複合単価方式をとったりして、そこらをぼかして、自分らが法的なものがクリアできるような入札方法をとっているじゃないですか。だから、そういう時代が来るんですよ。すべて欧米方式に向かわされているんですよ。だから、そこらの検討をこの1年間でやっておかないと大変な時代が来ると思うんですよ。

今回、人事が途中でかわって高速道局長が部長に上がったけれども、これは河野次長をどうのこうの言うんじゃないんだけど、ここには来年度の予算なり、方針なり、こんな大きい問題を抱えた中でするときに、ここに今度は土木担当の次長がないということが、今、県がどういう方向に向かって、どれだけ大変な作業をこなそうとしているのかの考え方がちょっと甘いんじゃないかなと思うんですよ。だって答えが具体的に聞けないですもん。技術屋さんが責任持ってこの席で答えていただかないとわからないような問題が、僕は素人だから表現の仕方はまずいかもわからんけど、技術陣はそこらを僕ら以上に心配していないといけないんじゃないかなと思うんですよ。

もうこれは切りがないから、とにかく1つだけ聞かせていただきたいのは、法的にクリアできないぞというものが課題として解決できなくてもこれはやっていかなきゃいけないということだから、そこのところに対しての腹決めをしっかりとしてほしい、その決意を土木部長に、完全にクリアしていくという。

○野口土木部長 先ほどコンプライアンスというお話がありましたけれども、もちろん、我々、皆さんの貴重な税金を使って公共施設の整備等をさせていただいておるわけですから、各種法令について、しっかり遵守していくような形の検討というのを引き続き行わせていただき

ますので、よろしく御理解をいただきたいと思

○徳重委員 管理課長にお尋ねします。まず、産業開発青年隊、今、質問のとおり、技術的にも難しくなってくる、技術者を育てるということは大事なことだと思っています。そこで、毎年、隊員が減っているというふうなお話を聞いているんですが、ことしまで、16、17、18年度の入隊員数を教えてくださいませんか。

○後藤管理課長 入隊者の数は、平成14年ぐら

平成14年	100名
平成15年	85名
平成16年	76名
平成17年	49名
平成18年	23名

いまでは100名を超しておりました。現在、15年が85名、16年が76名、17年が49名、18年が23名と非常に厳しくなってきました。これは、高卒者も減っているということもあろうかと思えます。それと志向といいますか、どちらに進むかとか、そういったこともあろうかと思えます。非常に入隊者の数は以上のようなことで厳しくなっております。

○徳重委員 第一線の技術者ということで即戦力というような形にもなろうかと思うんですが、どうしてもこれから非常に技術的なものも求められるということになりますと、やはりちゃんとした技術者を育ててほしいということから、考え方として、こんなに減ってくると運営上も非常に問題かなと思うんですが、これが存続というんですか、継続的にこれを進めていく用意があるのかどうか、そこ辺はどうですか。

○後藤管理課長 募集については、近年は3回とか2回とか、長く時間をかけながら学校を回って、あるいは広報機関もすべて利用しながらやってきておまして、それでもなおかつニーズが集まらない状況が1つあるのと、それと費用の面でかなり負担になってきているという面があります。それと、育った方も、就職といいますか、卒業生の半分程度しか今、業界の方に進ん

でない。20名育てば10名程度しか建設業界あるいは測量とか、関連業界に行っておりませんので、非常に今、厳しい状況にあると分析しているところです。

○徳重委員 このままいくと存続すら難しいということになるような感じがするんですが、こういう考え方はできないものですか。各企業、事業所に対して隊員を募集すると、事業所に入隊をさせてくれと、技術者養成校というような形で入隊させる方法は考えられないものですか。

○後藤管理課長 形態的にはいろんな形があるかと思うんですけど、実際、今の募集の形は、業界あるいはOB会、青友会というのがあるんですけど、そこらを通しながらもやりました。その段階では、既存の会社に行っている方たちにも若手であれば声をかけたという話も聞いておりますので、そこも入れながらも非常に厳しかったということと、民間技術者の養成というか、それについては今後とも物すごく大事なことだと思っておりますので、いろいろ考えていかんといかんかなと思っております。

○徳重委員 これだけの施設と職員、能力を持った指導者がいらっしゃるわけですから、これを生かさない手はないと、よりよい技術を習得させて、いい仕事をしてもらわなきゃいけないから、ぜひ、前向きに、何とか存続できて、さらにいい技術者が育つように努力をいただきたいと思えます。

もう一つお尋ねしますが、同じ管理課の中で、また都城のことを言って大変恐縮でございますが、都城東環状線4億8,600万の予算がついておりますが、18年度は幾らだったですかね。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設課でございます。都城志布志道路につきましては、18年度は、2月補正で申しましたように、

改築計で5億6,300万ついておったところでございます。今回は今、委員のおっしゃいましたような金額になっております。

○徳重委員 我々が今まで聞いておった話の中では、工事の事業年度というのは決まっているから、その中での予算のつき方というのは、倍に近いぐらいついていくというようなお話を聞いておったんですが、例えば、ことしは4億8,600万ということですが、あと補正なり何なりついていく可能性があるんですか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 現段階で申し上げますと、国への要望をする場合に、まず用地買収をさせていただくことが前提になるわけでございます。それで県のやっております都城一志布志の区間、この区間の中で10号から269の間、これにつきましては用地買収はほとんど終わってきているんですけども、そこについてはそれなりの工事費を投入できます。それから269から梅北の方、これにつきましては、用地買収が現在、25%ぐらいになっております。そういった用地買収を考慮しながら、できる範囲の予算をつけているという状況でございます。

○榎藤委員 336ページなんですけど、産業開発青年隊で予算等も18年、19年対比で見ると減っておりますが、一部隊員の構成等について、将来的には定員不足といいますか、そういったこと等もあるのではないかと思うんですが、例えば19年と18年は産業開発青年隊の運営そのものについてはどういう状況なんでしょうか。

○後藤管理課長 青年隊の定数は、要するに人数が集まっておりませんので、18年に110名から60名に落としたということがありまして、その分、経費的にも、隊員が減ってくればバスも要らないとかいうのもありましたので、そうい

う経費等の見直しをかけたたり、あるいは職員の数、そういったものを見直しながら、今、ここにお願ひしております実践費については、4,618万1,000円、これは、産業開発青年協会への委託費とかを含んでおります。

○**榎藤委員** それから、同じページなんですけど、宮崎建設産業活性化事業1億5,200万、トータルでは18年度に比べると1,300万ほど減るのかなということなんですけど、この1から5の中で1,000万というのはどのあたりで減るのかなと。あとは、宮崎建設産業活性化事業の中身を御説明いただきたい。

○**後藤管理課長** 経費的に減るのは貸付金1億5,200万の中の、転貸資金を建設産業事業協同組合の方に貸付をしております、その貸付で民間の市中金融機関から原資を調達して20億程度の枠で回しているんですけど、十分回せませんので、その分の貸付金を500万減らしております。それから、建設業の許可の業者数、浮き沈みがありますので、その業者数あるいは経営事項審査の業者数が減ったりしますので、その分での見直し等をやって金額的に減っていると。それから、活性化事業については、新分野進出なんかのセミナーを年、3地区で6回ほどやっております、2日ずつの研修を、昨年でございますと都城、日向、宮崎というようなことでやったり、あるいは県内8カ所の地区で支援財団を利用した相談窓口といたしますか、企業体質強化の相談を受けたり、あるいは新分野進出等の相談を受けるといふようなことで、事業的には十分とはいかないかもしれませんが、窓口的には開設しているところであります。

○**榎藤委員** それから、339ページなんですけど、前年が3,400万、当年度は1,600万、主なものは収用委員会会議費というようなことでありま

すが、これが例の予定地に対しての植栽等についての仕事に関係するというふうには仮に考えますと、18年度がかなりそういう開催とかの経費面がかさんで、19年度は減ると考えていいのかなどうか。

それから、その下の用地対策費等についても、1,270万から400万ということなんですけど、こういったものは実質このベースでいくのか、あるいは6月等に何かを補強・補正していかないとやれませんが、18年度並みになりますといふのか、そこらあたりは政策経費云々ということとは、中身的には議論できないにしても、そういう解釈をしていいのかなどうかということ。

○**小野用地対策課長** 収用委員会費の関係なんですけれども、18年度につきましては、裁決事案がなかったんですね。そういうことで、先ほど申しましたけれども、土地の鑑定料とか建物の物件調査費等が18年度はなかったんですけれども、19年度につきましては、鑑定料を121万4,000円、物件調査費を6,000円というふうには、委員がおっしゃるように、高速道路関係の裁決も始まりますので、19年度については予算を使えるんじゃないかというふうには考えております。

用地対策費につきましては、このほとんどが過去の道路河川の民地が未登記であるんですね。その解消に努めるために、公共嘱託協会の方に現況調査とか登記を委託しているんですけれども、昨年度につきましては1,200万ぐらいあったんですけれども、ことしの今度お願いしておりますのが396万1,000円ということなんですけれども、また6月で追加をお願いしたいと考えております。以上です。

○**榎藤委員** 用地対策についてはわかりましたが、収用委員会の方については、3,400万か

ら 1,600 万に下がっていますよね。今聞いた説明だと、仕事量は 19 年度がふえるということではないのか。

○小野用地対策課長 19 年度につきましても、6 月で追加をお願いします。

○榎藤委員 わかりました。

それから、345 ページの公共事業支援統合情報システム構築事業というものについては、何年がかりかでやっているのかなと思うんですが、18 年度と 19 年度の関係と、それから 19 年度は終わりに近づくのかどうか、そこらあたりの全体計画の関係を。

それと、関係があれば 346 ページの 2,000 万から 19 年度は 70 万に減るわけですが、それが関係あれば一緒に説明してください。

○郷田技術検査課長 公共事業支援統合情報システム構築事業費に関してですけれども、これについては、システム構築ということで平成 15 年度から取り組んでいまして、平成 18 年度までに 2 億 5,000 万ほどつぎ込んでおるわけですが、平成 19 年度から 21 年度に年間平均 2,000 万円ほどの予定をしております。その後、運用費というようなことで続いていくと思うんですが、電子入札については、御説明いたしましたように、平成 19 年の 7 月ぐらいには全面導入ということになるわけで、その開発関係についてはそれで一応終わるわけですが、後、その維持管理、運用ということで続いていくということになります。

○榎藤委員 346 ページのとは直接は関係ないんですね。18 年度 2,000 万で、19 年度は事業が一応終わるんですかね。

○郷田技術検査課長 これはデータベース構築事業費ということで、これについては特に関連ということではございません。

○榎藤委員 事業がもう終わるとのことなのか。

○郷田技術検査課長 そういうことになります。

○黒木委員長 では、その他、何かございませんか。

○中野副委員長 今、全国そうですけど、地方というのが人口減少、高齢化、農業不振、本当、5 年先、10 年先というのはどうなるかなと思っているんですよ。せっかくいい道路をつくったけれども、後継者もない、そういう状況の中で、県道にしてもバブルのころの公共事業で一部が膨れておったり、カーブは狭くなっておったり、物すごくでこぼこがあるんですよ。いろいろそういう話をすると、土木としては、波及対効果でいわゆる効果はどうかとか、そういう話になるんだけど、今の農村、山村集落の波及効果はどうかと、どんどん人口減少しておる中で、効果はこうですわというのは言い切れんわけですよ。だから、今後は土木部として、土木部の公共事業予算、これをどう確保するかということをしっかり考えてもらいたいんですね。議会も我々も地域代表だから一生懸命やらんといかんけど。

4 年前の県の財政、マイナス 200 億になったら再建管理団体ですよと。そんなことはありやせん。150 億はどうなるかと、答えが出てこんです。一方ではそういうことのドスをつけながら、いわゆる減額するのにおどしに使うみたいで、私は今度の議会でやったけど、自治省が出した、総務省が出した全国の財政健全度、全国 6 位ですよ。びっくりした。

そういう状況下で、逆に九州管内、鹿児島なんかを見ると、公共工事は余り落ちておらんわけですよ。うちも災害が出てきたからかなり出てきているけど、災害というのは別枠だと思う

んですよね。宮崎県の公共工事というのは、従来の予定があって、それにぼこっと出てきたやつで、それはそれで仕方ないけれども、だが、よその県というのは、一般公募債、大分、鹿児島、熊本、福岡、10年先に払えばいいやつを使っておるわけですよ。一方では、道州制とか言っておるわけですよ。今、かなり議論されておるから、一時は道州制なんかどうもならんのかなと思っておったけど、今の勢いでは10年先ぐらいにはなるかもしれない。よその県はぼこんと今、公共工事をやって、10年先の借金を持って、道州制になればそれだけもうけやな。宮崎では健全財政、健全財政と言って貯金を持っていくかね。

国の方で今、地方債の19年度の予定が出てくるよね。その中で31兆かな、30兆だったか、そういう一般公募債を総務省がどんどんやらしておるわけね。うちの総務省から来ておる連中は、あれは貧乏県しか借れんとですわとか言っておるけど、いろいろ検討して、よその県との比較の中からトータルをどう抑えるかということもぜひ、頑張ってください。うち辺の県道だけはしっかりね、本当、でこぼこなんです。真っすぐな一直線だけ広がっておってね、こっちのカーブはそのまま残ったところはいっぱいあるわけよ。せめて県道ぐらいは、これから集落を含めて活性化せんといかん。国もそう。集落は小さくなる前提みたいなことで投資計画がどうのこうの、道路がどうのこうの言っているわけよね。これでは本当、一極集中、県は東京に一極集中。私も地元に住んでいると、宮崎市に一極集中。ぜひそこ辺を含めて予算どりの知恵を。我々はみんな公共工事を何とかとりたいたいと思っておるわけだからね。事務屋の人は今度は財政課に行ったら逆の立場になるけど、課長、

そんなことを言ったらだめよ。以上です。

○黒木委員長 財政と十分話をしてください。

○横田委員 公共事業がどんどん減ってきて、さらに今度は一般競争入札に移行するというところで、業者の他分野への転換というか、それもこれまで以上に進めていく必要が出てくるんじゃないかと思うんですよね。これまでの相談実績とか、具体的にどういう他分野に転換したか、そこ辺をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○後藤管理課長 昨年が相談が130件ありまして、延べですと1社が2回来ているとか、そういうものもあります。ことしが1月末で100数件だと思いますので、月10件ぐらいずつは相談が来ていると。それと、昨年度の補助事業の実績では2件だったんです。6件ぐらい相談が来たんですけど、新分野進出まで結びついたのは2件ということで、農業分野と、もう一件は新しい製造業といいますか、舗装材をつくるというか、そういうのが1つありました。ことしは、今現在、4件ほど新分野進出の計画を持っているみたいです。その6件の相談の中の4件がちゃんとした計画になっていくということです。それと、建設業協会の方にいろいろ聞いたところでは、現在、介護分野とか農業分野とかを含めて38件ほど進出事例といいますか、そういうのを確認しております。以上です。

○横田委員 例えば農業分野とか福祉分野とか、その担当部局と相談しながらそういう相談に乗っているということによろしいのでしょうか。

○後藤管理課長 庁内にも連絡会議は設けておりまして、本来、農業であれば改良普及所とか振興局とかいろんなところに相談に行けるんですけど、福祉であれば福祉部門とか、それとは別に、支援財団に委託しておりまして、その支

援財団で専門家といますか、コーディネートする人がいらっしゃるにして、その方がこういう分野であればこういうところに相談に行けばいいとか、専門的な相談をお受けしているというように、かなり一件一件は突っ込んだ相談をお受けしていると。現在、6人ほど専門分野別に相談員、診断士の方とか特許関係に強い方とかいろいろいらっしゃるみたいです。

○横田委員 私、今度の一般質問で、のこくずで牛を飼う方法のことを言ったんですけど、あれも、草もつくらなくていいから土地も要らない、機械も要らない、牛舎をつくるだけの土地があればできると思うんですよね。ただ、畜産課の方は余り気が乗らないんですよ。何でかという、それを進めたら畑が荒れてくるとか、草をつくらなくてよくなるからですね。そういう考えがあるのかもしれませんが、でも、今まで畜産をやってきた人は従来のやり方をやってもらえばいいわけで、特別のところから入っていただける人とかには物すごく有効な手段だと思うんですよね。そういう例も考えたらたくさんあると思うんですよ。ちょっと意識を変えていただければ結構有効な方向になるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○黒木委員長 それでは、以上で管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 14 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課の審査を行います。

それぞれ順次、説明をお願いいたします。

○児玉河川課長 河川課でございます。当課の平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 359 ページをお開きください。当課の当初予算額は、92 億 5,711 万 5,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

361 ページをお開きください。まず、ページ中ほどの（事項）河川管理費 1 億 235 万 7,000 円であります。これは、河川等の維持管理などに要する経費であります。

次に、362 ページをお開きください。一番目の（事項）公共河川事業費 23 億 1,725 万 8,000 円であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等に要する経費であります。説明欄に記載しておりますように、基幹河川改修事業外 4 つの事業により、ハード及びソフト対策が一体となった防災対策を進めることとしております。

次に、363 ページをごらんください。一番下の（事項）河川受託事業費 1 億 9,120 万円あります。これは、河川の改修に伴い、橋梁のかけかえ工事や市町村道の改良工事などをあわせて実施するため、市町村から委託を受けて一体的な整備を図る事業であります。

次に、364 ページをお開きください。1 番目の（事項）直轄河川工事負担金 3 億 6,200 万円あります。これは、国が大淀川など直轄区間において、通常の河川改修や維持・修繕、また激特事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。

次に、3 番目の（事項）河川激甚災害対策特別緊急事業費 15 億 7,000 万円あります。これは、激特事業のうち県が実施する事業でありま

すが、甚大な災害を受けた大淀川、五ヶ瀬川、川内川水系の県管理河川において、堤防のかさ上げや排水機場の整備など、河川改修を緊急かつ重点的に行う事業であります。平成 19 年度は、大淀川水系では、支川大谷川の市道橋のかさ上げ、それから金竹川樋門の改造工事、瓜田川周辺の輪中堤の整備や支川麓川の河川改修工事、それからまた飯田川の排水機場の増設工事など、五ヶ瀬川水系では、延岡市の夏田地区におきまして、支川蛇谷川の排水機場設置工事、川内川水系では、えびの市の内堅地区において支川稲荷川の輪中堤工事などを予定しております。

次に、一番下の（事項）公共海岸事業費 1 億 2,500 万円であります。これは、侵食が著しい宮崎市の住吉海岸において、離岸堤の整備に要する経費であります。

次に、365 ページの方をごらんください。ページ中ほどの（事項）ダム管理費 5 億 360 万 2,000 円であります。これは、渡川ダム外 7 つの多目的ダム、それから日南ダム外 4 つの治水ダムの維持管理に要する経費であります。

次に、366 ページをお開きください。一番上の（事項）公共土木災害復旧費 24 億 4,600 万円あります。これは、道路や河川など被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

河川課につきましては以上であります。

○児玉砂防課長 砂防課でございます。当課の平成 19 年度の予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の 367 ページ、「砂防課」をお開きください。当課の当初予算額は、総額で 27 億 2,348 万 5,000 円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

369 ページをお開きいただきたいと思ます。まず、中ほどの（事項）公共砂防事業費 18

億 4,200 万円あります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るために、荒廃した溪流や地すべり区域において、砂防堰堤工などの整備に要する経費でございます。説明 1 から 5 につきましては、通常砂防事業や地すべり対策事業等 52 カ所で防災対策工事を実施するものであります。次の 6 と 7 の事業につきましては、平成 17 年度の台風 14 号における激甚な災害が発生した一連区間におきまして、再度災害の防止を実施するためのものでありまして、6 の激甚災害対策特別緊急事業につきましては、美郷町西郷区島戸地区外 3 カ所におきまして、地すべりや土石流対策工事を実施するものであります。7 の特定緊急砂防事業につきましては、宮崎市田野町別府田野川において、土石流対策のための砂防堰堤工を実施するものであります。

次に、一番下の（事項）公共急傾斜地崩壊対策費 7 億 1,400 万であります。次のページをお開きください。これは、がけ崩れから人命財産を守るために、急傾斜地崩壊対策危険箇所において、擁壁工やのり面工などの整備に要する経費であります。1 の急傾斜地崩壊対策事業は 45 地区において、2 の総合流域防災事業は、比較的規模の小さい箇所になりますが、16 地区において、対策工事を実施してまいります。

次に、中ほどの（事項）県単砂防調査費 3,400 万円あります。これは、通常の砂防事業の新規採択箇所や災害関連緊急事業等の申請に伴う測量や調査費に要する経費であります。

次に、（事項）県単公共砂防費 4,200 万円あります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事に要する経費でございます。小規模な流路工、砂防施設や地すべり防止施設の修繕を行うものであります。

最下段の（事項）県単公共急傾斜地崩壊対策事業費 3,900 万円であります。次のページをごらんください。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事や、現在ある施設の修繕に要する経費になっております。1の事業は、防護さくやのり面工の補修を実施することにしております。2の自然災害防止事業は、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事を補助する事業となっております。

一番下の（事項）土砂災害防止啓発推進事業費 154 万 4,000 円であります。1の土砂災害警戒避難体制支援事業は、小中学生や高齢者等を対象にして、土砂災害防止講座や教室の開催を行うこととなっております。また、県内各地域の防災リーダーや市町村職員を対象にした土砂災害防止研修会を開催しまして、市町村による警戒避難体制づくりを支援するものでございます。

予算については以上でございます。

次に、委員会資料の 13 ページをごらんいただきたいと思っております。議案第 23 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。土砂災害防止法では、都道府県知事は、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」、また、土砂災害により住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定することになっております。この特別警戒区域において特定の開発行為を行う者は、都道府県知事に対し許可申請書を提出して、許可を受けなければならないとされております。この許可審査事務につきましては、地方自治法第 227 条第 1 項にありますように、特定の者のためにする事務に該当することから、手数料を徴収することができる

されております。県では、平成 19 年度以降、特別警戒区域の指定をすることにしております。その特別警戒区域における特定開発行為の許可申請に対する審査の手数料の徴収を行うために、今回、使用料及び手数料条例の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容といたしましては、特定開発行為許可申請手数料につきましては、1件につき、4万4,000円となっております。また、特定開発行為の変更・許可申請手数料につきましては、1件につき、4,000円といたしております。この手数料の根拠といたしましては、土地利用計画図、造成計画図、対策工事図面などの申請書の審査に係る人件費、印刷製本費、旅費、通信費等の項目について積み上げを行っております。人件費につきましては、審査等が類似している都市計画法第 29 条の開発行為許可における事務量に準拠して算出してしております。また、他県の設定している手数料等も参考にしております。

次に、3の施行時期につきましては、土砂災害特別警戒区域の指定を進めるに当たっては、入念な調査を行った上で区域を設定してまいります。地元説明会等を実施し、同意の上、指定を行うこととなります。それ相応の期間を要することから、10月1日から施行することとしております。

14 ページ、15 ページには、その条例の現行改正案の新旧対照表を添付しております。

砂防課は以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

歳出予算説明資料の 373 ページ、「港湾課」をお開きください。当課の当初予算額は、一般会計で 31 億 3,406 万 5,000 円、港湾整備事業特別会計で 17 億 799 万 9,000 円、一般会計と港湾整

備事業特別会計を合わせまして48億4,206万4,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

375 ページをお開きください。まず、中段の（事項）空港整備対策事業費1,577万2,000円であります。これは、主に宮崎空港駐車場周辺の植栽管理を行うものであります。

次に、その下の（事項）空港整備直轄事業負担金1,060万円であります。これは、宮崎空港の誘導路改良や照明工事等に係る国の直轄事業に対する負担金であります。

次に、376 ページをお開きください。上段の（事項）公共海岸保全港湾事業費7,080万円あります。これは、県南の外浦港贄波地区の護岸改良工事により、背後の住宅等を台風災害から防護するものであります。

次に、下段の（事項）港営費1億8,711万6,000円あります。これは、県内16港湾の管理運営に要する経費でございます。

次に、377 ページをごらんください。上段の（事項）港湾維持管理費1億3,260万円あります。これは、航路等のしゅんせつや係留施設等の修繕など、港湾施設の維持補修に要する経費でございます。

次に、中段の（事項）特別会計繰出金7億8,336万6,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計において、荷役機械や野積み場などの整備に係る起債償還を行っておりますが、その財源不足額について一般会計から繰り出しをお願いするものであります。

次に、一番下の（事項）直轄港湾事業負担金6,370万円あります。次のページをお開きください。これは、細島港、宮崎港の防波堤の整備に係る国の直轄事業に対する負担金であります。

次に、一番下の（事項）公共港湾建設事業費12億3,099万3,000円あります。これは、海上輸送のコスト低減や効率化、安全性を確保するため、国庫補助事業により岸壁や防波堤などの整備をするものであります。

次に、379 ページをごらんください。上段の（事項）県単港湾建設事業費1,496万8,000円あります。これは、国庫補助事業の対象にならない舗装補修などを行うものであります。

次に、その下の（事項）港湾災害復旧費1億3,783万4,000円あります。これは、台風等により被災した公共港湾施設を原形復旧するものであります。

次に、380 ページをお開きください。港湾整備事業特別会計について主なものを御説明いたします。

まず、上段の（事項）細島港管理運営費1億2,130万7,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

次に、2つ下の（事項）宮崎港管理運営費1億3,394万円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費でございます。次のページをごらんください。新規事業「宮崎港関連用地分譲促進事業」の600万円あります。内容につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の（事項）油津港管理運営費1,011万1,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中段の（事項）公債費14億3,740万4,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計で整備しました荷役機械や野積み場などの起債償還のための経費であります。元金が12

億 270 万 6,000 円、利子が 2 億 3,469 万 8,000 円であります。

予算につきましては以上でございます。

次に、新規事業「宮崎港関連用地分譲促進事業」について御説明します。

委員会資料の 17 ページをお開きください。まず、1 の事業目的であります。宮崎港の東部埠頭にある分譲地につきましては、宮崎港へ移転を希望する運送業者や倉庫業者などの流通関連施設の受け入れを目的として、平成 5 年度から分譲を開始し、これまで各種の P R、セールス活動等や分譲価格の見直しを行うなど、売却に努めてきたところでありますが、思うように分譲が進んでいない状況にあります。

下の位置図をごらんください。太い線で囲んでいる部分が分譲地であります。全体面積は 16.1 ヘクタールありまして、これまでに運送業者など 14 社に分譲しておりますが、分譲済みの面積は 3.8 ヘクタールであり、全体の約 4 分の 1 にとどまっているところであります。このようなことから、今回、販売方法や情報のノウハウを有する宅建業者等と連携を図り、当用地の早期分譲を促進するものであります。

2 の事業の概要であります。予算額は 600 万円をお願いしております。事業の内容であります。1 つは、宅建業者等の媒介による分譲促進であります。これは、宅建業者などの団体と当用地の分譲の媒介に関する協定を締結して、媒介により売買契約が成立した場合は、媒介業者に手数料として売買価格の 2 % を支払うことにより、分譲を促進することとしております。もう一つは、②のパンフレット作成及び業界紙等への広告によりまして P R 強化を図ることとしております。

港湾課は以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課であります。当課の平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 383 ページ、「都市計画課」をお開きください。当課の当初予算額は、15 億 9,011 万 6,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

385 ページをお開きください。まず、一番下の新規事業の（事項）都市計画に関する基礎調査実施事業 8,000 万円であります。これは、都市計画法第 6 条第 1 項の規定に基づき、都市計画区域について、市街地の面積、土地利用、交通量などの現状及び将来の見通しについて調査を行うものであります。事業期間は平成 19 年度から平成 20 年度までの 2 年間で、関係市町にも事業費の 2 分の 1 を負担していただくこととしております。

次に、386 ページをお開きください。上から 2 番目の（事項）公共街路事業費 5 億 7,400 万円あります。これは、市街地における都市計画道路の整備に要する経費であります。このうち 1 の橋梁整備事業は、延岡西環状線の一部となります祝子橋及び（仮称）岡富橋の工事を行うものであります。また、3 の日豊本線日向地区連続立体交差事業におきましては、昨年 12 月 17 日に高架への切りかえ及び新駅舎の開業が行われたところでありますが、平成 19 年度は旧軌道、旧駅舎など既存施設の撤去工事等を行うものであります。

次に、一番下の（事項）土地区画整理事業費 1 億 4,450 万円あります。これは、土地区画整理事業に要する経費であります。このうち、次のページでございますが、1 の組合区画整理事業補助金は、延岡市の多々良地区の土地区画整理事業を施行いたします多々良土地区画整理

○児玉河川課長 ハザードマップの整備につきましては、18年度から21年度までで予定しております。県内23市町村の作成に対して補助をする予定にしております。18年度が8市町村、19年度が今のところ11市町村を予定しておりますので、合計19市町村ですから、23市町村のうちほとんどで、残りますのが4市町村ということになります。これは、市町村もそれぞれの事情がありましてちょっとおくれますけれども、おおむね来年度までにはかなりでき上がるということで考えております。

○長友委員 了解でございます。

○横田委員 河川管理についてお尋ねしたいんですけど、河川ボランティアで堤防の草刈りとか地元の人にしているわけですけど、私なんかも、できるだけ自分たちでやりましょうやということをお願いしているんですけど、少しずつ私の住んでいるところもふえてはきているんですけど、今、県内全体ではどういう状況にあるんでしょうか。

○児玉河川課長 河川ボランティアの取り組みについての県内の状況ということでよろしいでしょうか。数値的なことを調べて、後ほど御説明したいと思います。

○横田委員 少しずつふえている方向ではあるんですかね。

○児玉河川課長 これは、もともと河川ボランティアだけでやっておりましたが、ことしから河川パートナーシップ推進事業というのも取り入れまして、地域でやっていただいた団体にはある程度の金額を支援するというので取り組んでいます。過去に比べて団体はかなりふえてきております。具体的な数字をちょっと見つけ出せませんが、県内いろんなところで相当ふえてきておまして、もっとももっとこういう形で

やってもらいたい。そういう活動をやったことによって地域の団結も図れたとか、いろんな好評も得ておりますので、今後、それがまたさらに進みますように私どもも取り組んでいきたいと考えております。

○横田委員 これまでやってこられたところで、実際やってみたら高齢化とかが進んでいて若い人がいないということで、ちょっとようやらんわ、県に何とかしてもらえんやろうかということもあるんですよ。確かにそういう方向で行ってほしいという気持ちは私も持っているんですけど、どうしてもそういう体制がとれないというようなところに対しては、従来どおりやっていただけるんでしょうか。予算が従来の3分の1ぐらいに減っているという話も聞いているものですから、大変厳しいということはおわっているんですけど、ここらあたりはいかがでしょう。

○児玉河川課長 今、取り組んでいただいておりますのは、ボランティアは自発的に、草刈りだけじゃなくて、ごみ拾いとかいろんなことをやっていただいていると。パートナーシップ推進事業につきましては、本来、県が草刈りをせにゃいかんところの中で、地域の方でもやっていただけるような安全な場所といいますか、そういったところをまずピックアップしまして、そういったところに対して地域の方がそこをやりましょうという話になったときに取り組んでいただくと。それ以外の危ないところもありますから、そういったところは河川管理者がしっかりやっていくという一応すみ分けを考えております。なおかつ、草刈りしていただいたものも、集めて、後それを処分するとかいったのは河川管理者の方がお手伝いするというような形で取り組んでおりますので、高齢者の方がだん

だんふえてきてやりにくくなるという部分もありますけれども、そういった方たちがやりやすいような形を整えながら、その人たちがうまく取り組めるような支援のあり方を考えながら、今後もやっていきたいと考えております。

○長友委員 関連してですけど、実際、現場に行きますと、ヨシか何かが生えているのかわかりませんが、相当な背丈になるわけですね。そうしますと交通上も見通しが悪くて危ないわけですよ。それから、野火でも発生して火災になった場合は大変なんですね。もう一つは、防犯上の問題で、そのあたりを子供たちでも通ったときに変質者にでも出ちゃ大変なことになるわけですよ。だから、場所というのはしっかり見ていただいて、必要なところは必要な措置をします。そのとき予算がないのであれば、横田委員も言われたように、地元との協力あたりに、軍手とか油代とか、そういうことじゃなくて、もうちょっとしっかりしたお金をきちっと出して、そのかわりそこで管理をしっかりしてもらおう。こういう体制はもっともっと細かに打っていないと、河川なんかを守っていく上でいかんと思いますので、これはいろんなところから結構要望が強いです。だから、もうちょっとそこ辺のやり方を確立していただきたいというふうに思います。これも要望ですが、お答えがあれば。

○児玉河川課長 今、委員おっしゃったとおりでありまして、私どももやっぱりそういう形でやっていかんと思っております。ボランティア推進事業については、資材の提供とか保険での支援、そういったことになるんですが、パートナーシップ推進事業につきましては、本来、河川管理者がやるべきところをそのかわりにやっていただいておりますので、そういったも

のについては、面積等に応じて報償金みたいなお金も少しではあるんですが、お出ししてやっていただくような形にしております。これは土木事務所を通じて、市町村も通じて、地域の皆さんにもっとPRしながら取り組んでいかにいかんと思っておりますし、今、委員がおっしゃったような、地域の方々がこういうところをやってほしいという要望もいろいろあると思いますから、そういった要望も十分踏まえながら、どこをやるべきかというのもまた事務所と一緒になって十分考えていきたいと思っております。以上でございます。

○長友委員 同じ問題で、県の管理する河川といえますか、そこらあたりの堆積土砂といえますか、この問題がまた、これは県議会の一般質問等でも取り上げられたと思うんですけども、結構、浸水地帯あたりでは、それが直接問題になるんじゃないんですけれども、流れが悪くなったり、いろんな状況等が心配されるわけですね。だから、河川内の土砂をどうやるかといったときに大変なことになってくると思うんですけれども、正式に業者さんを入れてやれば非常にお金のかかることにもなると思うんですよ。それで、従来は小さな分であれば、地元の方々が水田なんかをやっていく上で管理をして、年に何回かきれいにしたりとかされていた部分もあるわけですけども、もう少し地域の力というのをうまく活用して、少しでも助成をして、そして取り除くことはできないのかと。そういうのを常時管理をしていけば、一遍に高い金を出して無理な土砂の除去をやるんじゃないかと思うんですね。そこ辺の研究もやっていただきたいなど、これは要望しておきます。

○権藤委員 予算説明資料の 385 ページ、先ほ

ど説明は一応聞いたんですが、全県的にやるのかとか、そういう具体的なもの、都市計画に関する基礎調査実施事業 8,000 万というのをもう一度御説明いただきたいと思います。

○藤村都市計画課長 都市計画課でございますが、都市計画に関する基礎調査につきましては、先ほど申し上げましたけれども、都市計画法の中でおおむね5年ごとに基礎調査を実施しなさいということが規定されております。この中では、さまざまな交通量とか土地利用とか、いろんな基礎的な資料を得るための調査でございます。これをやっついていかないと、その後のさまざまな都市計画決定とか変更とかいうものに対して支障が生じるということで、ほぼ5年に一遍、基礎調査をやっているところでございます。

○榎藤委員 これは全県的なやつですか。

○藤村都市計画課長 2カ年に分けてやろうとしておりますが、今回につきましては、宮崎広域都市計画区域と田野都市計画区域を除きました全県の16の都市計画区域で基礎調査をする予定でございます。

○榎藤委員 その上の指導監督費等が倍ぐらいになっているんですが、これはこれと関係あるんですか。

○藤村都市計画課長 今回の基礎調査と関係があるわけじゃございませんで、指導監督費につきましては、過去の実績に基づいて算定しております。今回ふえておりますのは、市町村が実施主体でやりますまちづくり交付金の事業がかなりふえてきているということで、このくらいは見込めるのかなということで計上させていただいております。

○榎藤委員 常任委員会資料の17ページの宮崎港の土地の問題について、私は本会議で質問したりしているんですが、1つは600万で大丈夫

かなと、本当に本腰を入れてやってくれるのかなというのと、もう一つは、それこそ知事が言う出来高払い制で2%というのがあるんですが、要する不動産が一生懸命やってくれるのかなというのが基本的にあるということなんですよ、私の疑問点として。売買価格の2%とか、600万でパンフレットをつくって云々というのが、本当に関心の薄いところまで注意を喚起するというようなものでないと、なかなか火がつかないのかなというのが根底にあるものですから、そういう意味でお聞きをするんですが、どうなんですか。

○河野港湾課長 宮崎港の関連用地につきましては、今までいろんなPRをしてきております。特に、県内外で行います宮崎県港湾セミナー、そういったところにおいて参加企業へのPRをしております。特に、企業に直接訪問して、販売促進活動とか、またホームページ、それから物流専門誌等に広告を記載してやっております。しかしながら、企業が在庫を抱えないというふうな状況で、業務形態が変更しております。なかなか分譲が進んでいないという状況でございます。そういうことで、新たな試みとしまして、宅建業の方にPRをしながら売り込んでもらおうということで考えておまして、過去の実績からして宮崎港の分譲が約5,000平米ぐらいで売れていますので、そういったことで5,000平米程度の販売を目指しているということで、ことしは一応600万、その600万の中にPR分を含めたパンフレット、業界紙への広告ということでやっていきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 志布志とかを見に行きますと、荷役作業と関連した飼料を加工してまた出すとか、そういうものが何かあるような気がするんです

が、この左側等にある部分と右側の分譲地との関係を、何らかの形で誘導するようなものがないとなかなか難しいような気もするんですけど、これはここで議論しても結論は出ませんし、実際に手を挙げる人がおらんと話が進まんわけですが、あそこに進出しようという意欲がどうしたら起きてくるのかというところまで不動産の人とよく議論をしていただいて、行政として何かせにゃいかんということがあれば、私は追加投資をしてでも早く売却することが大切じゃないかなというふうに思いますので、そういう検討もぜひお願いしたいということで、ここではもうよろしいです。

○中野副委員長 都市計画課長に 385 ページ、8,000 万の事業、この調査項目は法律で決まっているのか、教えてください。

○藤村都市計画課長 この調査項目につきましては、政令で決まっております。こういう内容について調査しなさいと。

○中野副委員長 道路の交通量調査というのはしょっちゅうしておるわけですよ。宮崎でね。それと、私が言っておる集落の空き地、未利用地、そういうところが都市計画の基本のところかな、土地の有効利用というのが入っておるわけですよ。そういう私が言っているような調整区域のために半永久的に手がつけられんような、そういう調査は入っておるんですか。

○藤村都市計画課長 土地利用関係につきましても、現在の状況でありますとか、過去からずっと調査してきておりますので、その推移とかについて調査がされることになると思います。

○中野副委員長 これは5年前にやったのもあるわけですね。

○藤村都市計画課長 前回、13 年度にやっております。

○中野副委員長 別途、どういう調査をやったか、その中身を一回見せてください。資料で。

○黒木委員長 じゃ、それは後ほど出してください。

○藤村都市計画課長 はい。後ほど。

○坂口委員 参考までに都市計画課長に、386 ページの一番上、屋外広告物審議会費、これは大体どういった会議か、概要でいいんですけど、どんなぐあいに開かれるのか。

○藤村都市計画課長 屋外広告物審議会につきましては、条例等で決まった中で規則とか、その分について変更になる場合に審議会にかけることになっております。

○坂口委員 この監視員費、20 名ですよ、これはどういった人たちがどういった行動をやっているんですか。ここも勉強不足で。

○藤村都市計画課長 屋外広告物監視員につきましては、各事務所に張りつけておりまして、全部で20名ということでございますが、もともとはさまざまな職種の方、例えば、自衛隊におられた方とかがここに採用されております。

○坂口委員 嘱託みたいな形でやっておられるんですか。

○藤村都市計画課長 嘱託ということでございます。

○坂口委員 そこで、事業じゃないんですけれども、さっき、河川管理費で草刈りの問題、経費が苦しい中でなかなか思うようにいかないと。これは先ほどの道路維持の方になるかと思うんですけど、今でも沿道の草刈りの作業というのは検査が物すごく厳しいみたいで、何度か業者はやり直して、ぎりぎりまで五分刈りみたいにきれいに切っていますよね。しかし、1日過ぎれば、雨が降ったときなんかはぽっと伸びるんですよね。だから、平米 100 円かかるのか 200

円かかるのかわからんですけど、そこまで厳しく切る必要が果たして除草の中であるのかなど。だから、もう少し広く使えないかなという、これは管理で出る面ですけれども。

今度は入ってくる面で、例えば屋外広告物あたりの規制が、あるいは条例が変えられるものなら、道路の大きい案内板ですか、交差点のところに必ず 300 メーターぐらい前に 1 本大きいのを立てて、どちらの方面、何号線とか、あの裏面、全く使ってないですよ。県営の野球場じゃないですけど、民間の一つの条件をクリアしたものに限り広告料を取って広告を出させるとかですね、可能ならですね。今は不可能だと思うんです。だから、そういうぐあいで歳入を図ったり、あるいは初期投資で建設する際の負担金を負担させる方法とか、何らかの知恵が出せないもんかなと思っているんです。県営球場に広告が出せるようになったということ、今度はネーミングライツというんですか、なんかも可能になってきた。昔は公共交通機関のバスとかも多分、規制があったんだろうと思うんですけど、あんなカラフルな広告なんて出せなかったですよ。随分時代も変わってきているし、歳入に少し工夫が、せめて案内標示とか規制の看板みたいなところに工夫できないのかなと思って、そういうことはこの場では無理なんですね。この審議会で協議するというのは。

○藤村都市計画課長 今、委員おっしゃいましたように、さまざまなことを審議しておるんですけども、条例に基づくものについては議会の方になります。この審議会の中でもさまざまな意見も出ていますが、先ほどおっしゃいましたように、例えば県営住宅の広告というのは、あれは屋外ではございませんで、この条例

の対象にはなっておりません。また、バスにつきましても、現在、宮崎市の区域については宮崎市の条例でやっている。その中でラッピングバスと申しますけれども、これについては、宮崎市の条例が改正されて、今、あのような形で試行ということでやっておりますが、県としてはラッピングバスはまだ認めておりません。

○坂口委員 どういうものがあるかわからないんですけど、あの看板類とかはもったいないと思うんです。全部片面だけしか使っていないでしょう。大きいになると 1,000 万ぐらいかかっていますよね。それを、せめて裏側の広い面に民間の広告がもし出せるようになるものなら、その判断は難しいと思うんですけど、景観上というのはもう通用しないと思うんです。あんなカラフルなバスがどんどん走ったり、野球場にまで揚げているんだから。だから、それはクリアできると思うんですけど、僕は前向きに考えているんですけど、そうでない部分があるとしたら、こういったところで審議ができるものならぜひ考えていただきたいということ、入る面です。出ていくのはさっきのように、草刈りをそんなにきれいにする必要あるのかとか、そういうものでまた出る方を制しながら、入るものも時代の流れで当然県民の理解を得られるよというものについても、工夫する場があったら、これに限ってじゃないんですけど、そこらを御考慮いただけるとなということで、答えのしようがないでしょうから、要望で。

○黒木委員長 では、その他の事項で。

○長友委員 これは道路建設の方だったかもしれませんが、知事がかわって、スクラップ・アンド・ビルドというようなことで財源捻出问题やらになっているわけでありましてけれども、その中で、知事の考えの中にも流通というか、こ

の件に関してはやはりきちんとせにゃいかんという考え方があるというふうに取り取りました。それで、宮崎県についてよく言われることは、流通の円滑化というか、スピード自体が実は福祉にも非常に大きな貢献をするということで、交通体系が立派になること自体が非常に県民の福祉の向上にもつながるということで、私は圏域内というか、宮崎市とその周辺部、あるいは延岡市とその周辺部とか、そういう圏域内というのは必ず30分間以内で動けないといけないということで、30分構想みたいなことをかつて質問したことがあるんですけど、県の方は主要都市間を必ず1時間で結ぶという1時間構想というのがありましたね。このあたりが今後どうなっていくかということがちょっと心配なんですよ。先ほども、道路も直線のところやらでこぼこやらいっぱいあるというお話がありましたけれども、非常に投資的経費が削減されていくという中で、皆さん方の今度、県土整備部ですか、そういう名称も変わろうかと思うんですけども、そこ辺の1時間構想等、これは今後どうなっていくのか、進捗状況等もあわせながら、道路整備に対する考え方というの、あればお聞きしたいと思います。

○野口土木部長 ただいまのお答えですけれども、平成19年度、いろいろ事業の見直しというように進められていきますけれども、土木部といたしましては、県内各地から、道路の必要性というのが県民の皆様からお話をいただいておりますので、できるだけそれに沿うような形で各種資料等を事業見直しのときに用意していきたいと思っています。

県の1時間構想でございますけれども、今、委員の方からおっしゃいましたように、県内の主要都市間を1時間で結ぶ、あるいは圏域内を

1時間で結ぶというものでございまして、主要都市間を結ぶというのは、根幹としては高速道路の整備にかかってきていると。例えば、日向一宮崎を1時間で結ぶ、延岡一宮崎を約1時間で結ぶという形になりますと、やはり高速道路の進捗がかぎを握ってまいりと思っておりますので、その辺も現在、26年度までに、県内、大分県境から日南まで開通させるという目標を持っておりますので、しっかりそれにこたえられるような形での予算確保等に努めてまいりたいと思っております。

○長友委員 今、圏域内も1時間というふうにおっしゃったんですけど、私は圏域内は30分ぐらいじゃないといかんと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○野口土木部長 圏域も大きさによって異なっておりますので、例えば、日向と入郷やなんか一つの圏域で構成されているわけでございますけれども、そういうような広範な圏域の中も含めて、きっちり1時間というわけじゃないですけれども、おおむね1時間前後という意味で1時間構想と言わせていただいております。

○長友委員 ドクターヘリを言うぐらいの話もやっておるわけですので、すべてがそういうわけにはいかんと思います。確かに、今おっしゃったように、圏域によって非常に距離もあるし、地形的なものもあると思いますので、できるだけスムーズな交通体系ができ上がるように、その努力をお願いしたいというふうに思います。

○中野副委員長 都市計画課の385ページ、財団法人都市計画協会、これのすべてがわかるような資料を出してください。

それからもう一つ、387ページに都市計画調査費1,030万というのがあるんですが、このす

べてがわかる資料を出してください。以上です。

○黒木委員長 午後の審査のときまでに資料がそろえられたらお願いしておきます。

それでは、以上で河川課、砂防課、港湾課、都市計画課の審査を終了いたします。皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時16分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、公園下水道課、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を行います。

それでは、順次説明をお願いいたします。

○富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。当課の平成19年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の389ページ、「公園下水道課」をお開きください。当課の当初予算額は、5億2,763万8,000円でございます。

以下、主なものを御説明いたします。

391ページをお開きください。まず、下段の(事項)公共都市公園事業費6,113万円でございます。これは、県総合運動公園の陸上競技場で耐震工事の一部を実施するものでございます。

次のページをお開きください。(事項)県単都市公園整備事業費9,860万円でございます。これは、都市公園施設の維持補修を行う事業費であり、県立平和台公園等で実施いたします。

その下の(事項)都市公園管理費2億8,349万8,000円でございます。これは、指定管理者への管理運営委託に要する費用が主なものとなっております。以上であります。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。平成19年度当初予算について御説明いたしま

す。

歳出予算説明資料の393ページをお願いいたします。当課の当初予算ですが、30億957万5,000円でございます。

以下、主なものを御説明いたします。

395ページをお願いいたします。まず、一番下の(事項)建築確認指導費の5,812万2,000円でございます。これは、建築物の建築確認・許可及び検査等に要する経費であります。次のページをめくっていただきまして、3の新規事業「建築確認審査強化事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)県営住宅管理費の9億3,609万9,000円でございます。これは、県営住宅、現在、8,900戸ございますが、その管理に要する経費でございます。

次に、次のページですが、(事項)公共県営住宅建設事業費17億3,898万1,000円でございます。これは、宮崎市の花ヶ島団地や日向市の三ツ枝団地などの県営住宅の整備に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)住まいづくり対策費の1,794万4,000円でございます。これは、良質な住まいづくりや住情報の提供等に要する経費でございます。

予算関係につきましては以上であります。

次に、委員会資料の18ページをお開きください。先ほど言いました新規事業「建築確認審査強化事業」についてであります。

まず、1の事業の目的であります。この事業は、一昨年の構造計算偽装問題を契機に、昨年6月に建築基準法が改正されまして、本年6月に施行されることに伴いまして、建築確認におきます構造計算書の厳格な審査を行うための体制を整備し、建築物の安全性の確保を図ると

いうことを目的にしております。

2の事業の概要であります、(1) 予算額は3,526万7,000円をお願いしております。

(2)の事業の内容といたしましては、そこに記載のとおり、①と②の2つから成っております。それを右の19ページ、「建築確認の流れ」の図で御説明いたします。上段に記載しておりますように、建築主が建築物を建築しようとする場合には、事前に建築確認申請を建築主事に提出しまして、建築確認審査を経まして確認済証の交付を受けた後、着工するという流れとなっております。現在行っております建築確認の審査ですが、「現状」の欄に記載しておりますように、申請書、図面、構造計算書等につきまして、書面による審査を行っているところであります。今回予定しております事業につきましては、1つ目は、中ほどの「審査の充実」の欄に記載しておりますように、建築確認審査において、「現状」の書面審査に加えまして、①の網かけの枠内に記載のとおり、新たに構造計算プログラムを配備しまして、このプログラムを用いまして構造計算を実行するものであります。事業費はこのプログラムをリースするのに要する経費であります。

もう一つですが、下段の「改正法への対応」という欄に記載しておりますように、一定規模以上の建築物につきましては、建築主事は、現行の審査に加えまして、②に記載のとおり、一番下に記載しておりますが、新たに設置される知事指定の指定構造計算適合性判定機関に対しまして、構造計算適合性判定を依頼することが義務づけられたものでありまして、その判定通知を受けた後に建築確認を行うというものでございます。事業費につきましては、その判定に要する経費であります。

次に、委員会資料の20ページをお開きください。議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回、建築住宅課では、3つの改正をお願いしております。

まず、1つ目ですが、建築基準法関連の改正について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、建築基準法の一部改正に伴いまして、国等の建築物に対する計画の審査等につきましても、手数料徴収の対象とするとともに、建築確認審査において新たに課せられます構造計算判定に係る手数料の新設等を行うための所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。まず、393号についてであります。これまで国等の建築物に対する計画の審査につきましては、手数料徴収の対象としておりませんでした。今回、右側「改正案」の波線の部分を追加しまして、手数料徴収の対象とするものであります。また、別表第2関係ですが、先ほど新規事業で御説明申し上げましたように、構造計算適合性判定を知事が指定する判定機関に依頼することから、現行の審査手数料の名称を変更した上で、現行の審査手数料に右側「改正案」の波線のとおり、新たに構造計算適合性判定加算額を追加するものであります。申しわけありませんが、ここにその手数料の額を記載しておりませんが、その加算額につきましては、建築物の床面積に応じまして、15万9,000円から73万円となります。

次に、右のページの393号の2についてであります。構造計算適合性判定手数料につきましては、知事が判定依頼を受けることになった場合の所要の手数を徴収できる規定を新設するものでございます。

次に、394号から396号までについてであります。国等の建築物に対しましては、先ほど、393号で御説明しましたとおり、計画の審査と同様に、関連いたします完了検査あるいは中間検査及び完了検査前に建築物を仮使用する場合の仮使用の承認につきましても、各号の右側「改正案」の波線部分を追加しまして、手数料徴収の対象とするものであります。これにつきましては、手数料の額の変更はございません。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して四月を超えない範囲内におきまして、規則で定める日から施行することとしております。

次に、22ページをお願いいたします。2つ目ですが、租税特別措置法関連について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。租税特別措置法の一部改正によりまして、優良宅地及び優良住宅の認定に関する条項が追加されたことから、優良宅地造成認定申請手数料及び優良住宅新築認定申請手数料につきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容についてであります。今回、451号及び452号のそれぞれにつきまして、現行の法人の認定申請に関する条項に加えまして、右側「改正案」の波線のとおり、連結法人の認定申請に関する条項を追加するものであります。なお、これにつきましても、手数料の額の変更はございません。

3の施行期日につきましては、平成19年4月1日からとしております。

次に、23ページ、3つ目が、高齢者の居住の安定確保に関する法律関係について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、現在、高齢者円滑入

居賃貸住宅の登録事務というのは、財団法人宮崎県建築住宅センターで行っております。平成19年度から宮崎県住宅供給公社に移行することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。条例の第3条別表第3では、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録申請に対する審査を行う指定機関等といたしまして、「財団法人宮崎県建築住宅センター」を定めているところですが、これを、先ほど申しましたように、「宮崎県住宅供給公社」に変更するものであります。

3の施行期日につきましては、平成19年4月1日からとしております。

ただいま説明申し上げました3つの改正の新旧対照表につきましては、24ページから31ページに記載しております。

次に、33ページをお願いいたします。議案第37号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。現在、宮崎市の生目台北団地におきまして、中堅所得者向け県営住宅として管理いたしております特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の一部を、低額所得者向けの準特定優良賃貸住宅に用途変更し管理を行うことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。1つ目は、現行の第3条の県営住宅の定義に、右側「改正案」のとおり、低額所得者向けとしての波線の「準特定優良賃貸住宅」を加えるものであります。2つ目は、管理上必要な入居者の募集方法等の規定を第6章に新設いたすものであります。3つ目は、第6章の挿入に伴いま

して、章を繰り下げるものであります。

施行の期日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からとしております。

なお、新旧対照表につきましては、34 ページから 38 ページに記載しております。

建築住宅課は以上であります。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 399 ページ、「営繕課」をお開きください。当課の当初予算額は、6 億 5,476 万 8,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

401 ページをお開きください。まず、最初の（事項）庁舎公舎等管理費 1 億 1,057 万 1,000 円であります。これは、庁舎等の維持補修に要する経費であります。

次に、その下の（事項）電気機械管理費 2 億 885 万 1,000 円あります。これは、庁舎等の電気・機械設備の維持修繕工事及び冷暖房機器やエレベーター等の運転及び保守点検と維持管理に要する経費であります。

次に、402 ページをお開きください。一番下の（事項）営繕管理費 1,273 万 6,000 円あります。これは、営繕積算業務電算システム及び県有建物保全情報システム整備に要する経費であります。この中で 3 の県有建物保全情報システム整備費でございますが、この事業は、県有建物の構造、階数などの諸元や光熱水費、修繕費などの施設管理に関する情報をデータベース化しまして、保全計画の策定や総合評価・分析を行う事業であります。平成 19 年度は予算額 589 万 8,000 円あります。

営繕課は以上であります。

○舟田高速道対策局次長 高速道対策局であります。当局の平成 19 年度当初予算について御説

明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「高速道対策局」をお開きください。当局の当初予算額は、8 億 1,830 万 6,000 円あります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

405 ページをお開きください。中段よりやや下の方になりますが、（事項）東九州自動車道建設促進対策事業費 1 億円あります。これは、高速道路の早期着工を図ることを目的として、高速道路と交差する県道あるいは高速道路の建設に必要となる工事用道路につきまして、県が高速道路の建設に先行して整備を行うために要する経費であります。

次に、その下の（事項）東九州自動車道用地対策費 1 億 2,072 万 1,000 円あります。これは、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から受託する用地取得事務に要する経費であります。

次の 406 ページをお開きください。（事項）直轄高速自動車国道事業負担金 1 億 6,800 万円あります。これは、県内の高速道路網の早期完成を図るため、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものであります。以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、説明のありました議案等について質疑はありますか。

○徳重委員 営繕課にお尋ねします。401 ページ、庁舎公舎等の維持管理費が計上されておりますが、公舎というのが何個あるのか教えてください。

○藤山営繕課長 庁舎公舎等につきましては、総務部の総務課が施設管理者になっております。

営繕課は庁舎公舎等のその部分の営繕補修工事あるいは設備点検、そういうのを行っております。今、庁舎公舎等ということですが、本庁舎、各総合庁舎、合同庁舎、東京ビル等がございます。

○徳重委員 例えば西臼杵支庁長公舎とか土木事務所長公舎とか、そういうのはこの中に入っていないんですか。

○藤山営繕課長 所長公舎があるところはないかと思えますけど。

○徳重委員 わかりました。

公園下水道課長にお尋ねしますが、392 ページに平和台公園管理費が計上されていますね。これで計上されている金額と、今までの維持管理費にかかっておった経費とどれぐらいの差額が出ておるものか教えてください。

○富高公園下水道課長 基本的にはほとんど変わりはないんですけど、中身につきましては後で説明しますが、今までの維持管理に見合うものをすべて計上しております、それに対して金額が大きいところでも5%から7%ぐらい、今年度の当初、指定管理者に移行した時点で平均してそのくらい下がったというぐらいで、維持管理等はそう大きく今までとは変わっておりません。

○徳重委員 指定管理者に委託したということになるかと思いますが、その結果、うまく管理されているかどうか、それらの調査というんですか、確認はどういう形でされているんですか。

○富高公園下水道課長 今年度から指定管理者に入ったわけなんですけど、指定管理者導入の目的というのは、いわゆる民間の活力、ノウハウ、そういった技術と、要するにサービスの向上、そしてさらには行政コストが今後低減していけばといったことで導入しておるんですけど、

それに対しまして、おっしゃるように、指定管理者と協定書を交わしております。その中身で実施計画書の提出とか、決算書、業務報告書、そういったものを一応出してもらって、指定管理者の協議会というのを設けておまして、協議会を催して中身をさらに改善検討する、そういったことを進めております。

○徳重委員 今まで行政が直接管理しておったということがあるわけですから、ちゃんとした仕事をしてもらっているかもしれません。しかし、それなりに書類上だけで審査されたんでは、契約書があったからといって、それだけで終わるというのはいかがかなと思うんですがね。

○富高公園下水道課長 今言った内容は書類上の中身でありますけど、実質的に指定管理者に移管はしておるんですけど、その中で内容の、例えば、今まで苦情件数とかの報告を上げてもらっている中で、苦情に対する対策、そういったものを現場と一緒に確認をしたりとか、そういったものを進めております。また、さらには危機管理体制を夏休みとか、冬休みとか、連休とか、そういった一番利用者の多い時期には連携をとりながら、何かあったときにはまた連絡をもらって現地に行って対応するといったことで、フォローアップは今までどおり、まだ1年目ですので、いきなりというわけにはいきませんので、そういうことは確実に進めております。

○徳重委員 ぜひそういう形でやってほしいと思います。

○長友委員 建築住宅課長にお尋ねします。397 ページ、公共優良賃貸住宅供給促進費ということで、2つ説明が挙がっております。例えば1番の事業というのは10万円ということになっておるわけですがけれども、この2つの事業の内容と昨年の実績等があれば教えてください。

○江川建築住宅課長 ここに予算を上げています事業の内容につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅につきましては400万という形で上げさせていただいています。これは、実際は高齢者向け優良賃貸をつくっていただいた建設費と、それに入居されている方の家賃の減額補助という形になっております。ここに上げております400万につきましては、家賃の減額補助でございます。家賃の減額補助というのはどういうことになっているかといいますと、いわゆる市場家賃といいますか、近傍同種の家賃というのがあります。高年齢の方が入居されますと、その家賃が高いものですから、その人の収入に応じた家賃で決定することになっています。その差額について補助をするというものでございます。その人に国と県で補助をします。国が45%、県が55%というような内容でございます。

○長友委員 昨年1,631万の予算が組まれていましたよね。その実績というか、実際は何戸ぐらい高齢者の賃貸住宅に対する補助の適用があったものなのか、それもわかれば教えてください。

○江川建築住宅課長 宮崎市の場合は宮崎市がやるものですから、県でやっている場合は県でございます。その戸数で申し上げますと、特定優良賃貸というのが251戸、高齢者向け優良賃貸住宅というのが76戸について今、補助をしているということでございます。

○長友委員 1番の特定優良賃貸住宅、これは10万円という予算なんですけれども、これはどんな内容なんでしょうかね。

○江川建築住宅課長 特定優良賃貸住宅は、実は傾斜家賃をとってまして、その最後の年度になるとそれからは補助をしないという仕組みになってまして、それがおおむね5年程度と

というようなことなんです。その残っている何人かの方の補助が10万円ということでございます。

○長友委員 最後に、ちょっとくどくてすみませんが、高齢者向け優良賃貸住宅、実績的には76戸ぐらいということだったんですけれども、その需要というのは宮崎市を除いてでしょうけれども、それぐらいしかないものかどうかですね。

○江川建築住宅課長 これは民間の方が建てられる高齢者向け優良賃貸住宅について補助をするというような仕組みでございます。そういう意味では、民間の方がそういう人を対象に建築する場合に手当ををするということでございます。

○長友委員 わかりました。だから、その建築主といいますか、施主等がそういうことを目的としないということであれば余り建たないということになるわけですけれども、私たちが心配するのは、建築主としては余りもうからんというので建てたくないということかもしれませんけど、実際のお年寄りとして、住みやすい高齢者向けの住宅に入りたいような希望というか、そういうのは調査されたことがあるかどうかですね。その辺をお尋ねしたいと思います。

○江川建築住宅課長 ちょっと時間をいただけますか。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

○富高公園下水道課長 先ほどの質問の中で何%ぐらい減額になったのかというのがございましたけど、平和台公園、総合文化公園においてはマイナス10%、運動公園、青島亜熱帯植物園についてはマイナス13%、県立阿波岐原森林公園については6%、西都原古墳群につきましては8%、平均して約10%となっております。

○徳重委員 金額ではどれぐらいになりますか。

○富高公園下水道課長 3カ年契約ということ
で挙がっておるんですけど、3カ年を平均した
場合、年間8億7,700万ぐらいになっておりま
す。

○徳重委員 それの10%と見ていいですか。

○富高公園下水道課長 そうです。3カ年分と
してですね。提案して出てきておるやつがです
ね。今、単年度で先ほど挙げております指定管
理者、19年度が2億6,700万ぐらいという形に
なっております。

○江川建築住宅課長 高齢者向け優良賃貸住宅
につきましては、先ほど76戸と申し上げました
が、平成16年に都城市の方で一挙につくって
いただいた分が68戸ございます。それから、平
成17年に8戸、18年には計画がございました
が、取り下げになりまして、19年度、今、情報
を得ているところでは30戸ぐらい建設したい旨
の問い合わせがあっているような状況でござい
ます。

もう一つ、高齢者の状況ですが、完全ではな
いんですけども、例えば18年度の県営住宅の
募集状況で見ますと、県内全体で空き家の
募集を368戸やっております。この中で応募し
ていらっしゃった高齢者世帯というのが250戸
ほどございます。それで、余談ですけども、
実際入られた方は28戸というような状況でござ
います。

○長友委員 ここは責めているんじゃなくて、
現実的に今、新しく建てかえていただいた県営
住宅というのはバリアフリーにもなっておりま
すし、ひとり住まいの方なんかが入られていま
すけれども、2部屋とか3部屋とかありまして、
非常に立派な部屋なんです。それなりの家賃
で過ごされています。ところが、一歩ちまたに
足を踏み入れますと、本当に2階から1階にお

りることもおぼつかないような方々がそういう
住宅で過ごされていると。持ち家の方の中にも
ひとり暮らしの家が結構ありまして、連れ合い
の方が亡くなられて、持ち家の人はその持ち家
があるからいいわけでありまして、そういう
状況等で、高齢化がやっぱり今から進んで
きますから、ある程度、住宅政策の一つの中に
高齢者が、そんなに広くは要らないわけです
から、何とか利便性の高い、住宅の家賃もほど
ほど暮らせるようなそういう部分というのを少
し考えていかなくちゃいけないんじゃないかな
と思います。したがって、要望しておきま
すけれども、なかなか大変でしょうけれども、
高齢者層の把握といいますか、そこらあたりも
少しデータをとるようなことをしていただいて、
またそういう政策の一環にさせていただけると
ありがたいということで要望しておきます。

○横田委員 33ページの議案第37号ですけど、
これは、低額所得者向けの準特定優良賃貸住宅
を加えると書いてありますけど、現在ある県営
住宅の中の一部を準特定ということで振り分け
ということなんですか。

○江川建築住宅課長 33ページの左の第3条の
用語の定義という中に県営住宅というのが定義
してあるんですが、この中に特定公共賃貸住宅
及び地域特別賃貸住宅も県営住宅という呼び名
で今、呼んでいるわけですね。その特定公共賃
貸住宅と地域特別賃貸住宅というのが今、生目
台北団地の中に40戸ほどございます。実は、そ
れはどういう層かといいますと、公営住宅とい
うのは低額所得者向けということで、所得が月
額20万以下の人が入れるんだよという縛りに
なっています。ところが、この時代に収入オー
バーした人がなかなか入れないもんですから、
その上の階層、いわゆる中堅所得者と言いま

が、その 20 万円以上の方から 60 万の方を目的にそういう住宅をつくったわけです。その住宅はそれでよかったんですが、入ったときは、先ほどと同じように、ある程度家賃の傾斜をかけたまして、最初は 4 万 5,000 円～4 万 6,000 円だったと思うんですが、それから最終年度は 7 万円にすりつくような住宅として手当てをしたわけです。

そういうことでずっと進んできたわけですが、管理開始 10 年ぐらいいを経まして、だんだん空き家が生じてきたということで、議会でもいろいろ御指摘をいただきまして、何とか家賃は下げられんとかというようなこともございまして、いろいろ努めてまいりました。それは国の制度の協議も必要なものですから、それはそれとして、6 万 800 円まで下げまして、あるいは見学会とか、そういうことで努めてきたわけですが、それでもなかなか埋まらないというような状況で、もったいないじゃないかということで、またこれも議会等でも御指摘いただきまして、じゃ、どうするんだということで、ここに御提案させていただいているのはその公優賃というのをやめまして、準特定優良賃貸住宅というのに用途変更しよう。これがイコール今までの一般の公営住宅というふうに考えてもらえばいいんですけど、いわゆる 20 万円以下の人が入れるようにしたと、こういうことでございます。

○横田委員 わかりました。

○榎藤委員 常任委員会資料の 18 ページの②の 2 行目の後ろの方の「指定構造計算適合性判定機関」というものがあるんですが、この機関は知事が指定をすると。下の方に「一定規模以上の建物等」というのが書いてありますが、金額の 3,180 万、こういうものが例えば、民間と公

共物件との関係は、一定規模以上のものであれば全部するのですね。構造計算の適合性判定機関というものはどういうものなのか、そこら辺をもう少し。

○江川建築住宅課長 説明がまずくてすみませんが、先ほど言いましたように、19 ページの「流れ」の中で見ていただきますと、今までは建築主事というのは、2 つ目の大枠の「現状」と「審査の充実」というその外枠、ここまでで終わっていたわけですね。いわゆる建築主事が構造計算も含めて審査をして、確認をおろしていたと。ところが、今度は第三者機関、いわゆる知事が指定する適合性判定機関にもう一回チェックをかけて、そこに判定をいただいて、それでダブルチェックしようというような仕組みです。それをしたのじゃないとだめだということです。

そこで、この機関というのはどういう機関なのかということになるわけですが、今のところ、省令で定めるようになっているんですけど、完全には出ておりません。ただ、知り得ている限りでは、この機関に一級建築士がいるということと、大学等において建築構造に関する科目を担当する教授等がいること、それから、構造に関して設計監理の実務経験が 10 年以上ある人が 2 人以上いることをもって指定するというようなことになるんじゃないかというふうに思っております。

○榎藤委員 それで、民間と公共とか、そういうので一定規模以上の建物というものをとらえて 3,180 万というのはよく計算ができましたねということを含めて。

○江川建築住宅課長 これは、建築主事がこの判定機関に判定を依頼するのに手数料を払います、そのお金を予算化したということです。ですから、民間とかいうんじゃないで、左の方に

「一定規模以上の建築物等」というのが書いてございますが、こういう建築物の構造審査をする場合はこういう判定が要ることになりますので、それが建築主事に上がってきたら、それを建築主事はその機関にお払いして判定を依頼すると。ですから、県がそこに払う金を予算化したということでございます。

○**榎藤委員** 別にこだわるわけじゃないんですが、要するに一定規模のチェック対象というのがどれぐらいあるんだろうかというのが1つあります。

それから、そういうのがあるから手数料との関係で3,180万が出てきたんだろうということはわかるんですが、それが公だけなのか、民だけなのか、トータルでどれぐらいあるとか、そういうのはわかっているんですねという意味です。

○**江川建築住宅課長** 今のところ、県がするのが今までの実績からしますと60件から130件程度じゃないかと。以上でございます。

○**榎藤委員** 我々がニュース等とかで見えたら、かなりの規模のものが、構造計算に瑕疵があったら大変だということで、過去のものにさかのぼってじゃなくて、今から1年間に30から60ぐらい出てくるだろうということが3,180万ですよと、そういう解釈でいいですかね。

○**江川建築住宅課長** そのとおりであります。

○**坂口委員** 関連してですけど、それは出来高というか、申請の案件ごと、物件ごとに支払っていくということになるんでしょうけど、そのトータルが3,180万というのと、それと、条例の手数料で面積に応じた15万9,000円から73万ですかね、これは建築の事業主が申請時に払う県への手数料になるんですか。これは歳入に当然入ってくるわけなんだろうけど、これ

と3,180万のトータル、60件から130件を想定したときの年を通して含まれている予算と考えればいいんですか。

○**江川建築住宅課長** まさにそのとおりでございまして、私どもも払いますが、実際は申請者に負担していただくということになるわけで、それは先ほど、手数料のところでも御説明しましたように、確認申請に付加しまして、いわゆる判定加算額という金額を15万から70何万でしたか、それまで手数料としていただくということになります。そういう意味では、県はもうけることではないですから、プラス・マイナス・ゼロというふうに考えてもらえば理解しやすいかというふうに思います。

○**坂口委員** そうなると、今度は判定機関へ県が依頼するときの依頼料、これもやっぱり面積に応じた形での依頼料になるのかどうか、そこで単価が違ってくるのかどうかというのが1つと、今の指定のための判定機関の資格要件みたいなので大学教授だの、実務経験が10年だのとかしていったときに、県内ではほぼ固まってくるんじゃないかと思うんですね、現実的には。そうなったときに1つと、外部監査で公認会計士なんか委託するときは、二千何百万ぐらいだと思うんですね。あれはかなりの作業なんですよね。だから、そこらとの整合性はどんなになるのかなと。横の比較とかはされているんですかね。もちろん、なかなか内容も責任の重い内容だからそんなになるのかもわからんですけど。

○**江川建築住宅課長** この判定料につきましては、今言いましたように、政令やらを整備していますので、その中でもっと詳しくなると思うんですが、各県が困っているのは、まさに委員がおっしゃったところでございまして、それが

幾らになるのかというのが明確でないものですから、ただ、そうはいつでも予算は組まないかんといい状況です。それは国も試算をしまして、大体このぐらいになるんじゃないかという単価で今、実際は積算しているというようなことになります。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって土木部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時10分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。6日の午後1時を考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、次の委員会は、6日の午後1時からということに決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後2時11分散会

平成 19 年 3 月 6 日（火曜日）

午後 1 時 4 分開会

出席委員（9 人）

委 員 長	黒 木 覚 市
副 委 員 長	中 野 廣 明
委 員	植 野 守
委 員	坂 口 博 美
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	濱 砂 守
委 員	横 田 照 夫
委 員	長 友 安 弘
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田 中 浩 輔
議事課主任主事	今 村 左千夫

○黒木委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 7 号から第 9 号、第 12 号、第 13 号、第 23 号、第 37 号、第 42 号、第 43 号、第 47 号から第 49 号、第 52 号から第 54 号、第 62 号及び第 63 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第 1 号、第 7 号から第 9 号、第 12 号、第 13 号、第 23 号、第 37 号、第 42 号、第 43 号、第 47 号から第 49 号、第 52 号から第 54 号、第 62 号及び第 63 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんか。

○植野委員 技術者の件やら検査専門員の件は触れておった方がいいと思います。

○黒木委員長 そのことは精査して、入れるようにいたします。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 7 分開会